

協議会・機関等の 共同設置・事務の委託に 新しい光を当てて



2012年3月
財団法人 日本都市センター

発行者：公益財団法人 日本都市センター

無断転載、複製および転訳載を禁止します。引用の際は本書（稿）が出典であることを必ず明記してください。

This book is copyrighted and may not be copied or duplicated in any manner including printed or electronic media, regardless of whether for a fee or gratis without the prior written permission of the authors and Japan Center for Cities.

Any quotation from this book requires indication of the source.

本研究の趣旨

本報告書は、2011年に財団法人日本都市センターが自主調査研究として実施した「基礎自治体の機能的協力に関する調査研究」の成果を取りまとめたものである。

現在、地方分権の進展や行政サービスのさらなる広域化・高度化に対応するため、それぞれの地域の現状や将来動向を踏まえ、どのような広域連携を図っていくべきかが基礎自治体にとって大きな課題の1つとなっている。

また、平成の大合併が一段落し、合併により変化した基礎自治体体制を踏まえた新しい広域連携の在り方としては、「組合方式」（「一部事務組合」、「広域連合」）だけを考えるのは必ずしも適切ではなく、もう一つの選択肢として、より簡素で効率的な制度である、「機能的協力方式」（「地方自治法上の協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」）についても考える必要がでてきている。

しかしながら、これまでのところ、「地方自治法上の協議会」は広域計画の策定や合併協議会等、「機関等の共同設置」は介護認定審査会や公平委員会等が大半を占めるなど、積極的に活用されている事務は限られており、また、「事務の委託」については広い分野で活用されてはいるものの、委託した事務の権限が受託団体へ移動する点等について懸念し、活用を躊躇することもありうると指摘されている（2009年度総務省『地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会』）。

当センターでは、こうした背景を踏まえて、「機能的協力方式」である「地方自治法上の協議会」、「機関等の共同設置」及び「事務の委託」を対象とし、それぞれの特徴を活かした基礎自治体間の広域連携の在り方を探るために、2011年4月、「基礎自治体の機能的協力に関する研究会」（座長：横道清孝政策研究大学院大学学長補佐・教授、委員名簿参照）を設置した。

本研究会では、「機能的協力方式」の制度的仕組みや特徴、基礎自治体へのヒアリング等に基づいた活用状況等を踏まえた上で、運用上の課題や有効に活用し得る事務について検討を行い、その成果をまとめたところである。

本調査研究を進めるに当たっては、横道座長をはじめとする研究会委員の皆様にご多大なご尽力を賜った。また、現地調査にご協力いただいた基礎自治体関係各位には一方ならぬお力添えをいただいた。ここに記して心から御礼を申し上げたい。

2012年3月

(財) 日本都市センター研究員 島田 桂吾

基礎自治体の機能的協力に関する研究会 委員名簿

<敬称略、所属・役職等は2012年2月現在>

座長	横道 清孝	政策研究大学院大学学長補佐・教授
委員	甲斐 朋香	松山大学法学部准教授
委員	野本 祐二	筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授
委員	八田 誠	金沢市都市政策局担当部長兼企画調整課長

(財) 日本都市センター

宮田 昌一	理事・研究室長
佐藤 亨	副室長 (2012年1月～)
島田 桂吾	研究員
村井 奏介	研究員

目 次

本研究の趣旨	i
基礎自治体の機能的協力に関する研究会 委員名簿	ii
目 次	iii
執筆者分担	iv
第 1 部 総論	1
機能的な共同処理方式の活用可能性	3
第 2 部 事例研究	23
第 1 章 金沢市・かほく市・津幡町・内灘町における協議会方式による 消防通信指令事務の共同運用	25
第 2 章 指導主事事務の共同処理について	35
第 3 章 消防事務及び一般廃棄物処理事務の共同処理について	44
第 4 章 介護保険等認定審査会の共同設置の事例(宇佐市・豊後高田市)	63
第 5 章 協議会方式による農業水利施設の管理の事例(岡山市・総社市)	73
第 3 部 資料編	85
資料 3-1 事務の共同処理制度の特徴	88
資料 3-2 活用が見込まれる事務	94
資料 3-3 総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調 (平成 22 年 7 月 1 日現在)」(抄)	95
資料 3-4 都道府県別の共同処理の活用件数及び活用件数が多い事務 (2010 年 7 月 1 日現在)	104
資料 3-5 各共同処理方式の活用件数の推移(1994～2010 年度)	104
資料 3-6 単独(事務委託を含む)・一部事務組合別の消防力整備の状況 (消防本部ごと)	118
資料 3-7 地方自治法の関係条文	119
資料 3-8 個別法に規定された共同処理の関係条文	135
資料 3-9 参考文献リスト	145

執筆者分担

第1部 総論

横道 清孝（よこみち きよたか）座長

第2部 事例研究

第1章 （財）日本都市センター 研究室 宮田 昌一（みやた しょういち）

第2章 野本 祐二（のもと ゆうじ）委員

第3章 野本 祐二（のもと ゆうじ）委員

第4章 甲斐 朋香（かい ともか）委員

第5章 甲斐 朋香（かい ともか）委員

第3部 資料編

資料3-1～資料3-2 野本 祐二（のもと ゆうじ）委員

資料3-3～資料3-9 （財）日本都市センター 研究員 村井 奏介（むらい そうすけ）

第1部

総論

機能的な共同処理方式の活用可能性

Potentiality of Functional Cooperation Methods for Enhancing Local Government Cooperation

座長 横道 清孝

はじめに

10年余りにわたった平成の大合併は、2010年3月の合併特例法の改正により、その終焉を迎えた。このことは、同改正により、第1条の目的規定が「自主的な市町村合併の推進による市町村規模の適正化」から「自主的な市町村合併の円滑化」に改められたことに象徴的に示されている。

今後は、2009年6月16日に出された第29次地方制度調査会の「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」が述べているように、市町村合併による行財政基盤強化のほか、共同処理方式による周辺市町村間での広域連携や都道府県による垂直補完など多様な選択肢の中から、各市町村が最も適した仕組みを選択していく時代となったのである。

平成の大合併が一段落した現在、ほとんどの市町村にとっての選択肢は、市町村間若しくは都道府県との広域連携となった。合併により変化した新しい市町村体制の下で、どのような広域連携を図っていくべきかが市町村にとって大きな課題となっている。

この市町村の広域連携について、これまで国は広域行政圏政策とワンセットの形で、一部事務組合及び広域連合（以下、この2つを「組合方式」という）に注目し、その活用を推進してきた。これには、広域行政圏（特に広域市町村圏）が、単に事務の共同処理システムの確立だけではなく、更に進んで市町村の機能的合併をめざしていたという背景がある。したがって、広域行政圏の広域行政機構としては、協議会よりは一部事務組合、できれば広域連合が望ましいという方向があり、市町村の広域連携方式としては、制度的にできるだけ強力なものを求めていたのである¹。

その結果、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託といった、制度的により簡便な広域連携方式（以下、これら3つを「機能的な共同処理方式」という）については、実際にはかなり活用されていたものの、これまで余り注目されて来なかった。

しかしながら、平成の大合併によって、機能的な合併どころか本当の合併が行われ、新しい市町村体制ができあがった現在、これからの市町村の広域連携のあり方を考えるに当たっては、機能的な共同処理方式についても、組合方式と並び立つもう1つの大きな選択肢として、改めて検討の対象とすべき必要があるのではないかと思われる。

国においても、2009年7月に総務省に「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」が設置され、2011年5月には、当該研究会の報告書を受けた地方自治法（以

¹ 広域行政圏政策において、強力な広域行政機構が期待されていたことについては、横道清孝「広域行政の新展開に向けて」、公営企業40巻12号（2009年）、8頁。

下「自治法」という)改正が行われ、機能的な共同処理方式の1つである機関等の共同設置について、その対象が、地方自治体の内部組織、行政機関及び事務局等にも拡大されたところである。

そこで、本稿では、この機能的な共同処理方式について、その制度的仕組みや活用状況を踏まえた上で、さらなる活用可能性を探ってみることとしたい。

1 機能的な共同処理方式とは

機能的な共同処理方式とは、別法人を作らない広域連携の方式である。自治法上、共同処理の制度には、別法人を設立する一部事務組合及び広域連合と、別法人を作らない協議会、機関等の共同設置及び事務の委託の合計5種類があるが²、本稿でいう機能的な共同処理方式とは、後者の3種類をさす。

一部事務組合及び広域連合は、広い意味では両者とも地方自治体の組合であり（自治法284条1項）、特別地方公共団体として位置づけられ、法人格を有している（同法1条の3第3項、2条1項）。なお、複合的一部事務組合は、一部事務組合の一種であるとされる（同法285条）。

これに対して、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託は、自治法上、職員の派遣とともに、地方自治体間の協力方式として位置づけられている（同法2編11章3節）。

地方自治体間の協力方式という観点からすれば、これら以外にも、協定（例えば、消防の相互応援協定、消防組織法39条2項）や事実上の協議会などもあるが、本稿では、自治法に制度として規定されている3つの機能的な共同処理方式を対象とする。

これら機能的な共同処理方式の最も大きな特徴は、同じく事務の共同処理をするためのものであるが、一部事務組合や広域連合といった組合方式とは異なり、別団体を作るものではないため、関係地方自治体の議会とは別にそれ独自の最終的な意思決定機関（議会）が存在しないことである。そして、このことが、一方では、広域連携の簡便性・効率性をもたらすと同時に、他方では、その活用範囲について限界をもたらすことになる。

2 機能的な共同処理方式の導入の経緯

地方自治体の共同処理の仕組みとしては、組合方式のほうが戦前からの古い歴史を持っている。広域連合の制度は、1994年に導入された比較的新しい制度であるが、組合という制度は、我が国における近代的な地方自治制度の始まりを告げた1888年制定の町村制の中に既に盛り込まれていた。当初は、町村だけを対象とした制度であったが、1911年の市制・町村制改正により、一部事務組合については市にもその適用範囲が拡大され、1947年制定の自治法により、その一部事務組合の制度が都道府県にも適用拡大されて現在に至って

² 2011年5月の自治法改正前は、別法人を設立する共同処理の制度として、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団という3つの制度もあったが、これらはいずれも同改正により廃止された。

る³。

これに対して、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託といった機能的な共同処理方式は、戦後に新しく導入されたものである⁴。

その大きなきっかけとなったのは、1950年12月22日に地方行政調査委員会議が出した「行政事務再配分に関する勧告」である。これは、市町村、都道府県及び国における行政事務の再配分について勧告を行ったものであるが、その中で、地方自治体間における協力関係の促進についても、以下のように言及していた。

「現在、地方自治法によれば、地方公共団体における事務の共同処理方式として事務の共同処理のための組合と施設の共同利用が認められている。

第1の地方公共団体の組合は、一部の簡単な事務の共同処理についても、組合管理者及び組合議会が必置の機関とされているために、経費の節約及び事務の能率的処理の立場から見ればたして地方公共団体間の共同処理方式として最も適当なものであるかどうかは疑問である。第2の施設の共同利用においては、経営主体を一市町村とし、他の市町村は利用の委託及び経費の分担をすることとされている。国会議は、組合とこの施設の共同利用との中間的組織、すなわち経営を共同にしつつ複雑な組織を必要としない方式を創設することによって、小町村においても移譲事務を有効に処理し得る道が開かれるのではないかと考える。さらに事務の性質によっては、事務処理の調整、均衡の保持等を図るため、関係地方公共団体の協議会を設置することも必要であろう。

国会議は、この種の地方公共団体の協力関係の促進が事務配分の実施の上にはきわめて必要である点にかんがみ、この種の新たな協力方式の創設を期待するものである。」

(地方行政調査委員会議「行政事務再配分に関する勧告」第3行政事務再配分の実施上の問題 3地方公共団体間における協力関係の促進)

この勧告とともに、当時の国家的要請であった国・地方を通じる行政の簡素化、能率化及び合理化の方針に基づき、1952年に自治法改正が行われ、その一環として、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託という3種類の機能的な共同処理方式の制度が創設されたのである⁵。

これら3つは、地方自治体間の協議による規約を基礎とする点では同一であるが、協議会は、各地方自治体の区域を超えて処理することが適当である事務を共同処理することにより、事務処理の合理化及び能率化を図ろうとするものであるのに対して、機関等の共同設置及び事務の委託は、行政機構の簡素化により適切な行政を確保しようとするものであ

³ 組合制度を含む広域連携の法制度の発展の歴史については、横道清孝「これからの広域連携のあり方を考える」、日本都市センター「基礎自治体の広域連携に関する調査研究報告書—転換期の広域行政・広域連携」（2011年）、3-5頁。

⁴ 実は、1947年制定当初の自治法には、協議会に関する規定があったのであるが、この協議会は、執行権限を持たない連絡調整を図るためだけのものであったため、実益に乏しいとして活用されることなくすぐに廃止されてしまった。宮澤弘・岸 昌「改正地方自治法解説」、自治研究28巻9月臨時号（1952年）、92-93頁。

⁵ 当時は、講和後の新事態に対処するために、戦後急激に膨張した行政事務の整理、機構の簡素化、余剰人員の整理が大きな課題となっており、中央行政簡素化本部及び地方行政簡素化本部が設置され中央・地方を通じる行政改革に取り組んでいた。1952年2月19日には「地方行政の簡素化に関する件」が閣議決定され、そこに示された基本方針を踏まえて1952年の自治法改正も行われた。

るとされていた⁶。

このうち協議会については、当初は、事務の一部を共同して管理・執行するための協議会（管理執行協議会）と事務の管理・執行について連絡調整を図るための協議会（連絡調整協議会）の2つしか認められていなかった。それが、1961年の自治法改正により、広域にわたる総合的な計画を共同して作成するための協議会（計画作成（策定）協議会）についても設置が認められるようになった。

協議会を設置するための協議については、議会の議決を経ることが必要とされるが、同年の改正により、連絡調整協議会についてだけは、議会の議決を経る必要はないとされた。

当時は、機関委任事務制度が存在していた時代であり、機関委任事務について協議会を設ける場合には、都道府県の加入するものにあつては国（内閣総理大臣）、その他のものについては都道府県知事の許可が必要とされていた。それが、1969年の自治法改正により、それぞれ必要とされていた国（自治大臣）又は都道府県知事の許可を不要とする改正が行われた。そして、その後、機関委任事務制度自体の廃止に伴い、1999年の自治法改正で、機関委任事務に係る文言の削除が行われた。

機関等の共同設置については、先に述べたように、2011年5月の自治法改正により、共同設置が認められる対象について、新たに地方自治体の議会事務局（含む内部組織）、長の内部組織、行政機関、委員会・委員の事務局（含む内部組織）及び議会の事務を補助する職員が追加された。

3 機能的な共同処理方式の仕組み

協議会、機関等の共同設置及び事務の委託という3つの機能的な共同処理方式は、組合方式のように別法人を設立するものではないため、国（総務大臣）や都道府県知事の許可は必要ない。また、組合方式のように議会を設置する必要もない。このため、組合方式と比べて、国・都道府県の関与が小さく、それ自身の議会による統制もないため、より簡素で効率的な運営ができるようになっている。

各制度の仕組みの概略については、以下のとおりである。

（1）協議会

協議会は、関係地方自治体が、その事務を一緒に処理するための共同の執務組織ともいふべきものである⁷。

ア 種類

協議会には、先に述べたように、管理執行協議会、連絡調整協議会及び計画作成（策定）協議会の3種類がある（自治法252条の2第1項）。

⁶ 宮澤弘・岸 昌「改正地方自治法解説」、自治研究28巻9月臨時号（1952年）、93頁。

⁷ 松本英昭「新版 逐条地方自治法 第6次改訂版」、学陽書房、2011年、1148頁。

管理執行協議会は、地方自治体の事務の一部を共同して管理・執行するために設置されるものである。この協議会は、関係地方自治体（又は長等その執行機関）の代理機関として位置づけられるものであり、協議会がその事務を管理・執行した場合には、それは関係地方自治体（又は長等その執行機関）が管理・執行したものであるものとしての効果を有する（自治法252条の5）。

連絡調整協議会は、地方自治体の事務の管理・執行について連絡調整を図るために設置されるものである。管理執行協議会とは異なり、この協議会で管理・執行について何か意思決定がなされたとしても、それが直ちに法的効果を生じさせるものではない。協議会の決定に基づき関係地方自治体（又は長等その執行機関）が必要な行為をとることによって始めて、その決定の法的効果が生じることになる。

計画作成（策定）協議会は、広域にわたる総合的な計画を共同して作成するために設置されるものである。この協議会がそのような計画を作成したときは、関係地方自治体は当該計画に基づいて、その事務を処理するようにならなければならないとされている（自治法252条の2第5項）。このため、関係地方自治体が当該計画を尊重しなければならないのは当然であるが、それが法的拘束力を持つとまでは言うことができず、関係地方自治体が事務を処理するに当たって、必ず当該計画に従わなければならないということではない。

これら3種類の協議会があるが、1つで複数の性格を持つ協議会を設置することも可能である。

イ 設立手続

協議会は、関係地方自治体の協議により規約を定めることで設置される（自治法252条の2第1項）。この協議は、地方自治体の長が行うと解されている⁸。したがって、委員会等の権限に属する事務について協議会を設ける場合でも、長が協議を行うことになる。この場合、長は、協議を行うに当たって、当該委員会等と十分に調整しながら行うことが望ましいのは言うまでもない。

この協議については、連絡調整協議会の場合を除き、関係地方自治体の議会の議決を経ることが必要である（自治法252条の2第3項）。

協議会を設置した場合には、関係地方自治体は、その旨及び規約を告示する必要があり、また、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、それ以外の場合は都道府県知事へ届け出る必要がある（自治法252条の2第2項）。

ウ 組織

協議会は、固有の職員を持たない。

協議会は、会長及び委員をもって組織されるが、それらは、規約の定めるところにより、

⁸ 同上、1150頁。

関係地方自治体の職員の中から選任される（自治法252条の3第1項及び2項）。この場合、職員は、特別職であると一般職であると、常勤職員であると非常勤職員であるとを問わないが、協議会は執行機関であるため、議決機関の構成員である議会の議員は含まれない。

ただし、これには例外もある。市町村合併のための協議会（合併協議会）の場合は、議会議員及び学識経験者も会長又は委員となることができ、また、その合併協議会が請求に基づき設置されたものである場合には、当該請求代表者も委員となることができる（市町村の合併の特例に関する法律3条2項～5項）。また、広域消防運営計画を作成するための協議会の場合は、議会議員及び学識経験者も会長又は委員となることができる（消防組織法34条3項）

協議会には、通常事務局が設置され、その事務に従事する職員が置かれるが、それら職員も関係地方自治体から派遣された職員によって構成される。

会長、委員及び事務局職員のいずれも、元の地方自治体の職員としての身分を保有したまま、協議会の職員として職務を行う。そのため、規約に特別の定めがない場合は、勤務条件等その身分取扱いについては、元の地方自治体の条例、規則等が適用されることとなる。

エ 管理・執行の方法

管理執行協議会の場合、その事務を管理・執行する方法を規約で定めなければならない（自治法252条の4第2項1号）。

管理・執行の方法としては、協議会は条例制定権等を有しないため、関係地方自治体ごとにそれぞれの条例、規則等に基づき事務を処理するのが通常であろうが、規約に別の定めを置くことにより、ある特定の地方自治体の当該事務に関する条例、規則等を、すべての関係地方自治体の条例、規則等とみなして、それによって処理することもできるとされている¹⁰。

後者は、関係地方自治体によって規定がバラバラでは、事務の管理・執行が煩瑣となり、また、統一的・効率的な処理が阻害されるということから認められた取扱いである。しかしながら、これは、その特定の地方自治体以外の団体からみれば、当該事務に関しては、条例制定権等を当該特定地方自治体に移譲してしまったようなものであり、その制定改廃に当たっては、当該特定地方自治体は関係地方自治体と協議すること等の手続きを規約で定めておくことが必要である。

一方、前者のように、関係地方自治体ごとにそれぞれの条例、規則等に基づき事務を処理するとした場合には、協議会を設置した効果をより発揮させるために、関係地方自治体間でそれら条例、規則等の共通化を図っていくことが望ましい。

⁹ 同上、1152頁。

¹⁰ 同上、1157頁。

オ 経費の負担

協議会は、独自の財源を持たない。したがって、協議会の経費は関係地方自治体が負担することになるが、その方法については規約で定めなければならない（自治法252条の4第1項5号）。

その方法には、以下の3つがあるとされる¹¹。

- ① 関係地方自治体が、それぞれの負担金の全額をその予算に協議会負担金として計上し、これを全額協議会に支出交付する方法
- ② 協議会の事務処理に要する経費その他必要な経費（共通経費）のみを、①の方法により協議会に支出交付し、他はすべて関係地方自治体がそれぞれの事務に要する経費として当該団体の予算に計上し、会長は、関係地方自治体の長から支出命令権の委任を受けて、その予算を執行する方法
- ③ 特定の幹事団体に対し、関係地方自治体が支出交付し、幹事団体の予算に計上し、会長が幹事団体の長から関係予算の支出命令権の委任を受けて予算を執行する方法

カ 財産等の管理

協議会は、法人格を有しないため、原則として固有の財産や公の施設を有しない。したがって、協議会の事務の用に供する財産や公の施設については、関係地方自治体が取得、設置又は提供することとなり、協議会がその管理を行うことになる。

その管理は、通常は、財産又は公の施設が帰属するそれぞれの関係地方自治体の条例、規則等に従って行うことになるが、事務の管理・執行の場合と同様に、規約に別の定めを置くことにより、ある特定の地方自治体の当該事務に関する条例、規則等をすべての関係地方自治体の条例、規則等とみなして、それによって管理することも可能であるとされている¹²。その場合の留意事項については、先に述べた事務の管理・執行の場合と同様である。

なお、事務用品や消耗品等については、協議会は自ら取得、管理及び処分することができる。

キ 規約変更及び廃止

協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止する場合には、当初の設置と同様な手続が必要である（自治法252条の6）。

以上みてきたように、協議会というのは、関係地方自治体から職員、財源及び財産を持ち寄り、特別に規定しない限りは、関係地方自治体のそれぞれの条例、規則等に従って、

¹¹ 同上、1156頁。

¹² 同上、1158頁。

共同で事務を処理していくという仕組みである。連絡調整や広域的計画の策定は事実行為であるが、協議会を設置することで、関係地方自治体から職員を集め、様々な情報の中で広域的視点から、円滑な連絡調整や効果的な計画の策定が期待できることになる。管理・執行においては、協議会を設置することで、職員や施設の有効活用や事務処理の効率化を図ることが期待できる。特に、関係地方自治体の事務処理方法について共通性が高いものについて有効であると思われる。

(2) 機関等の共同設置

機関等の共同設置は、関係地方自治体それぞれが設けるべき機関等を共同して設置するものである。

ア 共同設置の対象

共同設置することができる機関等は法定されており、以下のとおりである（自治法252条の2第1項）。

- ① 議会事務局及びその内部組織（自治法138条1項及び2項）
- ② 委員会及び委員（同法138条の4第1項）
- ③ 附属機関（同条3項）
- ④ 行政機関（同法156条1項）
- ⑤ 長の内部組織（同法158条1項）
- ⑥ 委員会又は委員の事務局及びその内部組織
- ⑦ 議会、長、委員会又は委員の事務を補助する職員
- ⑧ 専門委員（同法174条1項）

以前は、上記のうち、②、③、⑦の一部（長、委員会又は委員の事務を補助する職員）及び⑧だけが認められていたが、2011年5月の自治法改正により共同設置できる対象が大きく拡大された。

なお、②の委員会及び委員については、公安委員会についての共同設置は認められていない（自治法252条の2第1項ただし書、同法施行令174条の19）。また、農業委員会及び海区漁業調整委員会については、これらを共同設置した場合の公選委員の選任方法が特に規定されていないので、これらの機関の共同設置は予定されていないと解されている¹³。

イ 設置手続

機関等の共同設置の手続は、協議会の設置と同様である。すなわち、関係地方自治体の協議により規約を定めることで設置される（自治法252条の7第1項）。また、この協議は、各地方自治体の議会の議決を経ることが必要であり（同条3項による自治法252条の2第3

¹³ 同上、1169頁。

項本文の準用)、機関等を共同設置した場合は、関係地方自治体は、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、それ以外の場合は都道府県知事へ届け出なければならない(同項による自治法252条の2第2項の準用)。

この協議については、協議会の場合と同様に長が行うと解されるが、議会や委員会等に係る機関等の共同設置を行う場合には、それらと十分に調整しながら行うことが必要である。

ウ 組織 I (共同設置する機関等の選任方法)

共同設置する機関等(又はその構成員)の選任方法については、以下の3つの類型ごとに示されている。

- ① 議会が選挙すべきもの
- ② 長が議会の同意を得て選任すべきもの
- ③ 議会の議長、長、委員会又は委員が選任すべきもの

まず、①については、次のいずれかの選任方法を規約で定める(自治法252条の9第1項)。

- (a) 規約で定める地方自治体の議会が選挙する。
- (b) 関係地方自治体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係団体の議会が選挙する。

なお、(a)の場合、あらかじめ関係地方自治体の長が協議により定めた候補者について、規約で定めた議会が選挙するという取扱いとすることも可能である¹⁴。

次に、②については、次のいずれかの選任方法を規約で定める(自治法252条の9第2項、同法施行令174条の24第2項)。

- (a) 規約で定める地方自治体の長が、当該団体の議会の同意を得て選任する。
- (b) 関係地方自治体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの長が当該団体の議会の同意を得た上で、規約で定める地方自治体の長が選任する。

なお、(a)の場合、あらかじめ関係地方自治体の長が協議により定めた候補者について、規約で定めた地方自治体の長が、当該団体の議会の同意を得て選任するという取扱いも可能である¹⁵。

最後の③については、次のいずれかの選任方法を規約で定める(自治法252条の9第3項、同法施行令174条の24第1項及び2項)。

- (a) 規約で定める地方自治体の議会の議長、長、委員会又は委員が選任する。
- (b) 関係地方自治体の議会の議長、長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める地方自治体の議会の議長、長、委員会又は委員がこれを選任する。

¹⁴ 同上、1172-1173頁。

¹⁵ 同上、1173頁。

エ 組織Ⅱ（共同設置する機関等の身分取扱い）

共同設置された機関等は、すべての関係地方自治体の機関等となるのであるが、その機関等（又はその構成員）の身分取扱いについては、以下のとおり、いずれか1つの地方自治体の職員とみなされる（自治法252条の9第4項及び5項、同法施行令174条の24第1項及び2項）。

① 議会が選挙するか、長が議会の同意を得て選任すべきもの

(a) 規約で定める地方自治体の議会が選挙し、又は、規約で定める地方自治体の長が選任する場合は、当該規約で定める地方自治体の職員とみなす。

(b) すべての関係地方自治体の議会が選挙する場合は、規約で定める地方自治体の職員とみなす。

② 議会の議長、長、委員会又は委員が選任すべきもの

これらの者を選任する議会の議長、長、委員会又は委員が属する地方自治体の職員とみなす。

なお、このように共同設置された機関等（又はその構成員）の身分が属することとなる地方自治体は「幹事団体」と呼ばれる。

オ 組織Ⅲ（共同設置した機関等の解職請求）

法律で住民による解職請求ができるとされている機関等を共同設置した場合（当該機関等の構成員が解職請求の対象となる場合を含む）の解職請求の取扱いについては、その特例が定められている（自治法252条の10、同法施行令174条の24第3項）。

カ 組織Ⅳ（共同設置する機関等の補助職員）

共同設置する委員会・委員の事務を補助する職員は、幹事団体の長の補助機関である職員をもって充てられ、また、共同設置する附属機関の庶務は、幹事団体の執行機関がつかさどるとされている（自治法252条の11第1項）。

キ 管理・執行の効果

共同設置された機関等は、関係地方自治体のそれぞれの機関等としての性格を有し、その事務の管理・執行行為の効果は、それぞれの関係地方自治体に帰属する。また、関係法律や条例、規則等の適用については、自治法に特別の定めがある場合を除き、共同設置された機関等は、それぞれの関係地方自治体の機関等とみなされる（自治法252条の12）。

したがって、法律はともかく、関係地方自治体の条例、規則等の内容が異なる場合には、共同設置した機関等の事務の管理・執行が複雑・煩瑣となる可能性がある。そのため、条例、規則等の内容に差異矛盾がないように統一するような調整措置を講じるべきであるとされている¹⁶。

¹⁶ 同上、1185-1186頁。

ク 経費の負担及び収入の取扱い

共同設置する機関等に要する経費は、関係地方自治体が負担し、それを幹事団体の歳入歳出予算に計上して支出するとされている（自治法252条の11第2項）。その負担金の額は、関係地方自治体が協議して決定する。なお、専ら特定の地方自治体の特定の事務に要する経費については、必ずしも幹事団体の予算に計上して支出することを要せず、当該団体の予算に計上して支出する取扱いもできるとされている¹⁷。

共同設置した機関等の手数料等の収入は、幹事団体の収入となる（自治法252条の11第3項）。

このように、共同設置した機関等の収入・支出については、事務の合理的・能率的処理の観点から、先に述べた職員の身分取扱いと併せて幹事団体という1つの地方自治体に専管させている。

ケ 規約変更及び廃止

機関等の共同設置に係る規約の変更、又はその共同設置の廃止については、当初の設置と同様の手続が必要である（自治法252条の7第2項及び3項）。

以上みてきたように、機関等の共同設置とは、本来ならば、それぞれが設けるべき機関等を1つに集約して共同で設置することにより、事務の能率化とその適正な管理・執行を図ろうとするものである。

その効果を上げるため、職員の身分が属する地方自治体と収入・支出の管理を行う地方自治体は幹事団体という同じ1つの団体とされている。多くの場合、共同設置した機関等の執務場所も、幹事団体の庁舎等の施設となるであろう。機関等の共同設置とは、基本的には、幹事団体に機関等を集約するということであり、その幹事団体の職員や施設等を共同設置した機関等のために有効に使っていくという仕組みなのである。

その事務の管理・執行は、関係法律とともに、関係地方自治体のそれぞれの条例、規則等に従って行っていくことになる。したがって、できれば関係地方自治体の条例、規則等の統一化が望ましく、そのことを考えると、協議会と同様に、関係地方自治体の事務処理方法について共通性が高いものについて有効であるといえる。また、機関等を集約するという観点からみれば、処理件数は多くないが専門性は高いものについて特に有効であるといえよう。

（3）事務の委託

事務の委託は、地方自治体が、その事務の一部を他の地方自治体に委ねて管理・執行してもらうものである。

¹⁷ 同上、1184頁。

ア 委託の手続

事務の委託は、委託する地方自治体（以下「委託団体」という）と受託する地方自治体（以下「受託団体」という）が協議により規約を定めることにより行われる（自治法252条の14第1項）。その協議を行うのは両団体の長であると解されるが、委託しようとする事務が委員会等の事務である場合には、それらと十分に調整しながら行うことが必要であるのは、協議会や機関等の共同設置の場合と同様である。また、その協議は議会の議決を経なければならないこと、両団体は、事務の委託を行う旨及び規約を告示するとともに、都道府県と行うものにあつては総務大臣、それ以外の場合は都道府県知事へ届け出なければならないことも、協議会や機関等の共同設置の場合と同様である（同条第3項による自治法252条の2第2項及び3項本文の準用）。

イ 委託の効果

事務の委託が行われた場合は、委託団体は、委託した事務の範囲でその権限を失う一方、受託団体は、受託した事務の範囲で自己の事務として処理する権限を有することとなる。

その場合、法令中で委託団体（又はその執行機関）に適用があるものは、受託した事務の範囲内で受託団体（又はその執行機関）に適用される（自治法252条の16）。また、別に規約で定めるものを除き、当該事務の処理については、受託団体の条例、規則等が委託団体の条例、規則等として効力を有することになる（同条）。

ウ 経費の負担

委託した事務の処理に係る経費は、当然、委託団体が負担するものであり、委託団体は、協議で定めた額の委託費を受託団体に支払う。なお、委託した事務の管理・執行に伴って生じる手数料等の収入も、受託団体の収入として取り扱うのが合理的であるとされている¹⁸。

エ 委託の変更及び解消

委託した事務を変更し、又は事務の委託を廃止しようとする場合は、委託を開始する場合と同様の手続が必要である（自治法252条の14第2項）。

以上みてきたように、事務の委託とは、地方自治体が、その処理する事務の一部を権限や責任とともに他の地方自治体に移してしまうものである。したがって、その事務を処理するに当たっては、関係法令は受託団体に対して適用されるとともに、原則的に、受託団体の条例、規則等に従って当該事務が処理されることとなる。これは、受託団体からみれば、その事務の処理範囲が委託団体まで拡大したということである。

¹⁸ 同上、1191頁。

事務の委託は、協議会のように合議体を作るものではなく、機関等の共同設置のように共同の機関・組織・職員を設けるわけでもない。すべてを受託団体に任せてしまうものである。機能的な共同処理方式の中でも一番徹底したアウトソーシングであると言うことができ、簡素化・効率化の効果も大きいであろうが、他方、委託団体サイドからのガバナンスの問題にも配慮していくことが必要となる。

4 機能的な共同処理方式の活用状況

(1) 全体の概要

総務省の「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」¹⁹の2010年調査によれば、共同処理の総件数は7563件であり、その内訳は、事務の委託5264件（69.6%）、一部事務組合1572件（20.8%）、機関等の共同設置395件（5.2%）、協議会216件（2.9%）、広域連合115件（1.5%）、地方開発事業団1件（0.0%）となっている。

共同処理方式としては1件であっても複数の事務を処理している場合があるため、共同処理を行っている事務の数で見ると、2010年調査では、その総数は1万197件であり、その内訳は、事務の委託5264件（51.6%）、一部事務組合3779件（37.1%）、広域連合505件（5.0%）、機関等の共同処理395件（3.9%）、協議会252件（2.5%）、地方開発事業団2件（0.0%）となる。

共同処理の事務数でみた場合には、共同処理方式の件数でみた場合と比べて、一部事務組合や広域連合といった組合方式のウエイトが高まるものの、いずれも、最も多いのは事務の委託であり、次いで一部事務組合、残りの3つはそれほど多くないという傾向は同じである。

協議会、機関等の共同設置及び事務の委託といった機能的な共同処理方式は、共同処理方式の件数でみた場合には5875件と全体の77.7%を占め、共同処理の事務数でみた場合でも5911件と全体の58.0%を占めている。これからみると、機能的な共同処理方式は、現在でもかなり大きな役割を果たしているということが出来る。また、その機能的な共同処理方式の中では、事務の委託が圧倒的に多く、機関等の共同設置や協議会はそれほど活用されていないことも分かる。

以下、個別に機能的な共同処理方式の活用状況についてみていくこととする。

(2) 協議会

2010年調査では、設置件数として216件、共同処理の事務数としては252件であった。

ここ10年の設置件数の推移をみると、2000年385件、2002年437件、2004年914件、2006年281件、2008年284件となっている。また、これを共同処理の事務数の推移で見ると、2000年393件、2002年504件、2004年977件、2006年321件、2008年331件である。

¹⁹ 総務省は、2年ごとに「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」を行っており（いずれも7月1日現在）、本章で用いたデータはこの調査に基づいている。

いずれも2004年が突出していることが分かる。これは、平成の大合併の進展に伴って、この時期に合併協議会（法定合併協議会）が多く設置されていたためである。また、2008年から2010年にかけて大きく減少しているのは、国が広域行政圏政策を廃止したことを受けて、広域行政圏計画策定のために存在していた協議会が多く廃止されたためである。

協議会の共同処理している事務の種類をみると、2010年調査では、最も多いのは教育の79件、次いで地域開発計画の72件となっている。そして、その他の38件、環境衛生19件、厚生福祉16件、第1次産業振興12件、防災10件と続いている。この10年でみても、協議会が最も多く活用されているのは、教育と地域開発計画という2つの事務の共同処理であることが分かる。

このうち教育の内訳をみてみると、視聴覚教育が31件と最も多く、その他18件、社会教育9件と続いている。また、地域開発計画では、広域行政計画等に関するものが65件とそのほとんどを占めている。

（3）機関等の共同設置

2010年調査では、設置件数及び共同事務の事務数とも395件であった。

ここ10年の設置件数の推移をみてみると、2000年467件、2002年477件、2004年463件、2006年404件、2008年407件となっている。また、これを共同処理の事務数の推移でみると、2000年469件、2002年477件、2004年463件、2006年408件、2008年413件である。いずれも、それほど大きな変化はないものの漸減傾向にある。

機関等の共同設置が共同処理している事務の種類をみると、2010年調査では、厚生福祉が250件と最も多く、次いでその他の124件、教育の18件となっている。この傾向は、ここ10年変わりがなく、機関等の共同設置は、厚生福祉で最も活用されていることが分かる。

その厚生福祉の内訳をみてみると、介護区分認定審査が132件と最も多く、次いで障害区分認定審査が102件となっており、この2つでほとんどを占めている。次に多いその他では、公平委員会が112件とそのほとんどを占めている。

（4）事務の委託

2010年調査では、委託件数及び共同処理の事務数とも5264件であった。

ここ10年の委託件数の推移をみてみると、2000年6113件、2002年8236件、2004年8715件、2006年5036件、2008年5109件となっている。また、これを共同処理の事務数の推移でみると、2000年6572件、2002年8236件、2004年8715件、2006年5036件、2008年5109件である。

いずれも2002年に大きく増加し、2006年に大きく減少している。2002年に大きく増加したのは、住民票写し等の交付の事務の委託が増えたためである。また、2006年に大きく減少したのは、平成の大合併による市町村数の減少に伴い、公平委員会の事務の委託とともに、それが大きく減少したためである。

事務の委託が共同処理している事務の種類をみると、2010年調査では、その他が3704件と最も多いが、次いで環境衛生547件、防災348件、厚生福祉259件、教育232件、第1次産業振興111件と続いている。ここ10年でみても、その他が最も多く、2番目が環境衛生であることは、全く同じである。また、厚生福祉、教育及び第1次産業振興の3つが、順位に変動がみられるとしても、その次にくるグループであることも、この10年変わりが無い。

最も多いその他の内訳をみてみると、公平委員会が1111件と最も多く、次いで住民票写し等の交付が1089件、競艇が853件、公務災害385件となっている。環境衛生では、下水道が209件と最も多く、次いで、ごみ処理108件、し尿処理77件、火葬場71件となっている。

これ以外で、共同処理の事務数が50件を超えるものを上げてみると、以下のとおりである。

消防148件、救急127件、退職手当126件、農業用水75件、小学校72件、中学校68件、職員研修61件、救急・土日医療52件、児童福祉51件

(5) まとめ

以上、機能的な共同処理方式の活用状況をみてきたが、まず、この方式は、現在でも結構活用されているということである。第2に、その主たるものは事務の委託であり、協議会及び機関等の共同設置は余り活用されていない。第3に、その活用されている事務・分野には偏りがあるということである。協議会は、主として広域行政計画等の策定のために用いられており、機関等の共同設置は、主として介護区分や障害区分の認定と公平委員会を用いられている。事務の委託は、その両者と比べると、まだ様々な分野で活用されているが、それでも、公平委員会や住民票写し等の交付が中心となっている。

これには、協議会で言えば、国の広域行政圏政策の推進に対応して、市町村が協議会を設置して広域行政圏計画を策定してきたという事情があり、また、機関等の共同設置の場合は、国が個別法で、介護区分や障害区分の認定に当たる審査会や公平委員会について共同設置できることを規定していることの影響もあると思われる（介護保険法16条、障害者自立支援法17条、地方公務員法7条4項）。これは、公平委員会については、事務の委託の場合も同様である（地方法公務員法7条4項）。

しかしながら、これらは法的に義務付けられたものではない²⁰。これらの事務・分野で機能的な共同処理方式が多用されているのは、それらが機能的な処理方式に適している事務・分野であるからであると思われる。したがって、これらの事務・分野でのさらなる活用を検討していくことが必要であるが、一方で、これら以外の事務・分野でも活用していく余地がないかどうかについて、機能的な処理方式の特質を踏まえた上で、改めて検討してみる必要があるのではないかと考える。

²⁰ なお、市町村合併を行う場合には、協議会（合併協議会）の設置が義務付けられている（市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項）。

5 機能的な共同処理方式の活用可能性

(1) 機能的な共同処理方式の活用が求められる背景

現在、機能的な共同処理方式の活用が求められる背景としては、いくつかの理由が挙げられる。

まず、平成の大合併後の新しい市町村体制の下で、従来の広域連携のあり方を見直して見るが必要になったことである。平成の大合併を経た後でも、なお、多くの地域で市町村における広域連携の必要性が残されていることは間違いない。しかしながら、そのあり方は、平成の大合併以前のままでよいというわけにはいかない。新しい市町村体制の下で、将来を見据えた広域連携のあり方を検討していくことが求められている。

2番目は、国の広域連携に関する方針の転換である。これまで国は広域行政圏政策とワンセットの形で、一部事務組合及び広域連合といった組合方式の活用を推進してきた。しかしながら、平成の大合併後は、その方針を大きく転換し、広域行政圏ではなく定住自立圏を推進するとし、かつ、当該圏域の広域連携の仕組みとしては、従来のような組合方式ではなく、機関等の共同設置や事務の委託といった機能的な共同処理方式の活用のほうを勧めている²¹。

3番目は、地方自治体を取り巻く社会経済状況と、それに対応していかなければならない地方自治体の財政状況の厳しさである。少子高齢化・人口減少は更に進み、地方自治体の財政状況はますます厳しくなることが予想される。その中で、地方自治体間の広域連携を考えていく場合には、単に共同処理ができればよいというのではなく、より簡素で効率的な仕組みが求められるようになったのである。

そのため、協議会、機関等の共同設置及び事務の委託といった機能的な共同処理方式が、組合方式と並び立つ選択肢として、さらに言えば、組合方式に先立って検討すべき選択肢として、制度導入から50年の時を経て改めてクローズアップされてきたのである。

(2) 機能的な共同処理方式に適した事務・分野

機能的な事務処理方式は、法人格を持った別団体を作らない方式のため、組合方式のように経済取引の主体となって施設を建設したり財産を取得したりするような事務・分野には適さない²²。したがって、ハード系ではなくソフト系の事務・分野に適した方式であるといえる。また、それ自身が最終的な意思決定機関（議会）を持たないため、政治的な判断が必要な事務・分野には適さない。したがって、政治的判断の余地が少ない定型的・ルーティン的な事務・分野や、却って政治的な判断を遮断したほうが良い事務・分野に適した方式であるといえる。ただし、これは、その管理・執行の効果が直接的である場合であり、連絡調整協議会や計画作成（策定）協議会については、その行為の効果は間接的であ

²¹ 総務省「定住自立圏構想推進要綱（第5（2）⑤）」2008年12月26日。

²² 適さないというのは、できないということではない。事務の委託については、土木建築工事でも可能であるとされている（松本英昭「新版 逐条地方自治法 第6次改訂版」学陽書房、2011年、1189頁）。

るため、そのように制限的に考える必要はない。関係地方自治体の議会が、それら協議会の決定を受けて、最終的な政治的判断を下すことができるからである。

したがって、協議会に適した事務・分野は、連絡調整協議会や計画作成（策定）協議会の場合、そもそもが「連絡調整」や「計画作成（策定）」というソフト系の事務であるが、その連絡調整や計画作成（策定）の対象となる分野は非常に幅広く、広域連携の必要があればどのような事務・分野でも対象とすることができるのではないと思われる。一方、管理執行協議会のほうは、職員等すべて関係地方自治体からの持ち寄りで行うものであるため、強力な執行体制を作ることが難しいという問題がある（職員の身分も派遣された関係地方自治体の職員のままである）。そのため、質・量ともに余り重くない事務やある事務のうちの一部を管理・執行するのに適していると言えよう。

機関等の共同設置については、経済性や効率性の向上であれ、あるいは専門性の向上であれ、共同設置という集約の効果が大きい事務・分野が適していると言えるが、同時に、共同設置された機関等はそれぞれの関係地方自治体の機関等となるため、関係地方自治体の議会が余り関与しなくてよい（あるいは、すべきでない）事務・分野であるほうが望ましい。関係地方自治体のそれぞれの議会への対応に迫られて、せっかく共同設置した機関等が機能不全に陥ってしまって元も子もないのである。したがって、議会の関与が少ない事務、特に中立性や専門性が求められる事務・分野が適していると言える²³。

事務の委託は、権限や責任も含めた徹底したアウトソーシングであり、効率化の効果は大きい。受託団体の対応能力が十分にあれば、様々な事務・分野において活用することができる。ただし、委託した事務に関しては委託団体の権限が失われてしまうため、当該事務の管理・執行に当たって、委託団体の議会や住民の意向を反映させるための法的手段が失われてしまうことになる。規約に定めを置くこと等により、事実上、委託団体の意向を反映させることができるとしても、やはりそれには限界がある。したがって、事務の委託については、先に述べた政治的判断の余地が少ない定型的・ルーティン的な事務・分野や、却って政治的な判断を遮断したほうが良い事務・分野であって、その経済性、効率性あるいは専門性の向上効果が大きいものについて検討していくべきものである。なお、事務の委託には、住民票の写し等の交付のように、相互に委託し合う形のものも考えられる。

（3）活用にあたっての留意点

機能的な共同処理方式については、その管理・執行の円滑化を図り、その効果を十分に発揮させるための条件がある一方で、その方式における関係地方自治体のガバナンスをどうするかという問題がある。

²³ 機関等の共同設置の活用が期待される分野として、総務省「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」（2009年）では、税務部門、監査委員・監査委員事務局、保健福祉部門（地域保健センター）及び消費生活センターなどが例示されている。

ア 効果を発揮させるための条件

まず、協議会であるが、連絡調整協議会及び計画作成（策定）協議会の場合は、その決定は間接的効果を持つだけであり、その決定に従って関係地方自治体が必要な行為をして始めて、その協議会の決定が実現されることになる。先に計画作成（差策定）協議会のところで述べたように、関係地方自治体は、当該協議会が作成した広域計画に法的に拘束されるものではない。しかしながら、原則的には関係地方自治体は協議会の決めたことを尊重し、それに従うとしなければ、計画を作成した意味がなくなってしまう。このことは、連絡調整協議会における決定についても同様である。

連絡調整協議会は、自治法上の規定によらない事実上の協議会の場合も含めて、今後の広域連携での一層の活用が見込まれる。連絡調整協議会での決定に基づき、関係地方自治体が足並みを揃えて行動することで、広域における施策の共通化（共通条例の策定等）や機能・役割分担を図っていくことができる。

管理執行協議会の場合は、その管理・執行を円滑なものとするためには、当該管理執行協議会に係る関係地方自治体の条例、規則等の内容を統一していくか、あるいは、関係地方自治体のうちある特定の地方自治体の条例、規則等をすべての関係地方自治体の条例、規則等とみなして処理する旨をあらかじめ規約に定めておくことが求められる。

機関等の共同設置の場合も、関係地方自治体それぞれの機関等として扱われ、それぞれの関係する条例、規則等が適用されるため、その内容を統一していくことが望ましい。また、その設置場所や指揮命令系統のあり方についても、共同設置した集約的効果を発揮させるための工夫が必要である。

事務の委託については、委託された事務について、受託団体が当該団体の事務として、当該団体の条例、規則等に基づき管理・執行していくことになり、その効果も直接的である。したがって、その点は単純であり、協議会や機関等の共同設置の場合のような条件は特にない。

イ 機能的な共同処理方式におけるガバナンス

組合方式の場合は、それ自身がガバナンスのための機関として、独自の議会を持ち、監査委員も置かれている。しかしながら、機能的な共同処理方式の場合は、そのような独自の議会及び監査委員を有しない²⁴。機能的な処理方式においては、関係地方自治体の議会及び監査委員がガバナンス機関の役割を担うことになる。

関係地方自治体の議会は、機能的な共同処理方式について、以下のような関与ができる。

- ① 規約の制定・変更及び共同処理方式の廃止（連絡調整協議会を除く）の議決
- ② 負担金の決定
- ③ 収入・支出予算の決定

²⁴ 協議会において「監査委員」が置かれる場合があるが、それは事実上の監査委員であり、自治法上の監査委員ではない。

- ・機関等の共同設置の場合（幹事団体の議会のみ）
- ・事務の委託の場合（受託団体の議会のみ）
- ④ 管理・執行に係る条例の制定・改廃
 - ・管理執行協議会の場合（ただし、関係地方自治体のうちある特定の地方自治体の条例をすべての関係地方自治体の条例とみなして処理する旨を規約に定めた場合には、当該特定地方自治体の議会のみ）
 - ・機関等の共同設置の場合
 - ・事務の委託の場合（受託団体の議会のみ）

関係地方自治体の議会は、上記の機会を捉えて、機能的な共同処理方式の運営状況をチェックすることができるが、特に、負担金の決定の際が、重要な情報収集及びチェックの機会となるであろう。

監査については、機関等の共同設置の場合は、通常の監査は、幹事団体の監査委員が行うとされている（自治法第252条の11第4項前段）。協議会の場合は、関係地方自治体の監査委員が監査を行うことができるが、通常の監査は、規約で定める特定の地方自治体の監査委員が行うとするのが合理的であろう²⁵。事務の委託の場合は、事務処理の権限が受託団体に移っており、受託団体の監査委員が監査を行うことになる。

いずれも、特定の地方自治体の監査委員が監査を行うことになるため、それ以外の関係地方自治体との関係が問題となるが、機関等の共同設置の場合は、それ以外の関係地方自治体の長への監査結果の提出が義務付けられており（自治法第252条の11第4項後段）、協議会の場合も、同様の取扱いとすることが望ましいであろう²⁶。また、事務の委託の場合は、受託団体の監査委員の監査を経た決算の当該委託事務に係る部分を委託団体に通知するという取扱いが考えられる²⁷

また、議会や監査委員だけでなく、関係地方自治体の長等の執行機関も、機能的な共同処理方式の運営状況についてチェックしておくことが必要である。協議会の場合は、通常すべての関係地方自治体の執行機関が参加しているため、改めて情報収集や意見交換の機会を設けることは必要ないかもしれないが、機関等の共同設置の場合は、幹事団体とその他の関係地方自治体との間で、その運営状況についての情報収集や意見交換をする機会を設けることが望ましい。特に、委託団体が法的に統制する手段を持たない事務の委託の場合には、委託団体と受託団体との間で連絡会議等の情報収集、意見交換の場を設けておくことが必要であろう²⁸。

²⁵ 松本英昭「新版 逐条地方自治法 第6次改訂版」学陽書房、2011年、1164頁。

²⁶ 同上、1164頁。

²⁷ 同上、1192頁。

²⁸ 同上、1192頁。

おわりに

これからは、広域連携や事務の共同処理といった場合に、ただちに一部事務組合や広域連合を作ろうという話にはならないと思われる。それよりも、もっと簡素で効率的な方法はないかということになり、その時に、これまで述べてきた機能的な共同処理方式が、大きな選択肢として浮かび上がってくることになる。さらには、事実上の協議会や協定など、もっと緩くて柔軟な広域連携の方法も考えられる。定住自立圏が増加しつつあることとも相俟って²⁹、これからの広域連携においては、これまでの組合方式に代わって、機能的な共同処理方式を含めたより簡素で柔軟な方式が主役となっていくのではないかと思われる³⁰。

【参考文献】

- ・ 太田和紀『地方自治法Ⅱ』青林書院、1998年
- ・ 鈴木俊一「改正地方自治法の概要」自治研究28巻9月臨時号（1952年）
- ・ 長野士郎「地方自治法改正について」自治時報（1952年）
- ・ 松本英昭『新版 逐条地方自治法 第6次改訂版』学陽書房、2011年
- ・ 宮澤弘・岸昌「改正地方自治法解説」自治研究28巻9月臨時号（1952年）
- ・ 横道清孝「広域行政の新展開に向けて」公営企業40巻12号（2009年）
- ・ 第29次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」2009年
- ・ 総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」（平成12年分～平成22年分）
- ・ 総務省「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」2009年
- ・ （財）日本都市センター『基礎自治体の将来像を考える—多様な選択の時代に—』2009年
- ・ （財）日本都市センター『基礎自治体の広域連携に関する調査研究報告書—転換期の広域行政・広域連携—』2011年

²⁹ 2011年10月現在で、定住自立圏は61圏域であり、2011年に入って14圏域増加している。

³⁰ 例えば、2011年5月の自治法改正を受けて、大阪府の2つの地域（池田市・箕面市・豊能町・能勢町の4市町、富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村の6市町村）では、長の内部組織の共同設置が行われた（前者は2011年10月設置、後者は2012年1月設置）。今後、その運用状況とともに、このような動きの広がり注目される。

第 2 部

事例研究

第1章 金沢市・かほく市・津幡町・内灘町における協議会方式による消防通信指令事務の共同運用

(A Case Study) The Council of Cooperation on Command of Fire-Department between Kanazawa-city, Kahoku-city, Tsubata-machi and Uchinada-machi

本レポートは、八田誠委員をはじめとする金沢市のご協力と、島田桂吾研究員の綿密な調査をもとに執筆した。この場をお借りして心からお礼申し上げる。

1 経緯

(1) 金沢市の状況と他市町の状況

ア 金沢市の状況

金沢市は平成の合併においても合併せず、単独で都市経営を行ってきた都市である。消防通信指令事務についても、2004年10月1日に金沢市が単独で高機能消防通信指令センターを開設し運用を始めている。

なお、金沢市の人口は46万2361人（平成22年国勢調査。以下特段の言及がない場合は同じ。）で、総務省の指針において消防の広域化の一つの目標とされている管轄人口おおむね30万以上を超えている。

表1：金沢市・かほく市・津幡町・内灘町の概況

		2市2町合計	金沢市	かほく市	津幡町	内灘町
人	口(人)	560,879	462,361	34,651	36,940	26,927
面	積(km ²)	663.35	467.77	64.76	110.44	20.38
世	帯数	224,300	191,256	11,084	11,942	10,018
財	政力指数	0.60	0.81	0.52	0.50	0.58
標	準財政規模(千円)	122,819,004	100,158,353	9,408,116	8,229,895	5,022,640
職	員数(人)	3,326	2,527	353	252	194
議	員数(人)	92	40	18	18	16
消	防職員数(人)	530	407	54	40	29
消	防署数	6署1分署9出張所	3署9出張所	1署1分署	1署	1署
協 議 会	委員の数(人)	8	2(会長、委員)	2(副会長、委員)	2(副会長、委員)	2(副会長、委員)
	幹事会幹事数(人)	8	2	2	2	2
	職員数(人)	28	19(センター長他)	3	3	3
負 担 額	平成19年度(注8)	21,112	11,816	3,504	3,226	2,566
	平成20年度	233,569	128,012	39,816	36,808	28,933
	平成21年度	233,507	127,973	39,803	36,805	28,926
	平成22年度	233,776	128,195	39,824	36,820	28,937

- 注) 1 人口・世帯数は、平成22年国勢調査による。
 2 面積は、平成21年10月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。
 3 財政力指数は平成21年度数値(3カ年平均)、標準財政規模は「市町村財政比較分析表(平成21年度普通会計決算)」による。なお、2市2町の財政力指数は単純平均。
 4 職員数及び消防職員数は、総務省平成22年度定員管理調査結果(平成22年4月1日現在)による。なお、「職員数」には同調査における「普通会計職員数」を記載した。
 5 議員数は、各市町のHPで定数条例及び議員名簿を閲覧し確認した(2011年12月30日アクセス)。
 6 消防署数は、各市町のHPの組織図等で確認(2011年12月30日アクセス)。
 7 負担額は決算額。
 8 平成20年4月1日から共同運用は開始。19年度は準備期間。

イ 他市町の状況

(ア) かほく市

2004年3月に河北3町（高松町、七塚町、宇ノ気町）が合併し、かほく市となり、合併前に3町で構成していた河北広域消防事務組合消防本部がかほく市消防本部となっていた。

かほく市は津幡町と内灘町をはさんで金沢市の北に位置し、人口は3万4651人、消防職員は54名（総務省平成22年度定員管理調査結果（平成22年4月1日現在））。本事例研究における職員数は同調査に基づく数値）で、2006年夏に既に金沢市と内灘町との間で検討が始まっていた消防通信指令事務の共同運用に津幡町とともに検討に加わった。

(イ) 津幡町

人口は3万6940人、消防職員は40名、金沢市の北東、かほく市の南西に隣接している。2006年夏からかほく市とともに金沢市で既に運用を始めていた高機能消防通信指令センターの運用に加わるための検討に参加した。

(ウ) 内灘町

人口は2万6927人、消防職員は29名で、金沢市の北西、かほく市の南に隣接している。2004年から金沢市との広域連携の在り方を検討するため勉強会を同市と開催している。翌年には消防通信指令事務の共同運用について機運が盛り上がり始め、その後かほく市及び津幡町とともに共同運用に向けて金沢市と検討を進めた。

(2) 通信指令センターの建設と共同運用まで

金沢市は周辺市町との広域連携を行ってきた分野が比較的少なく、消防についても単独消防（事務の受託なし）として取り組んできたところである。

金沢市は2004年に高機能化した通信指令センターを独自に整備して運用を開始していた。

このように、金沢市消防局が単独で整備した高機能通信指令センターを他の1市2町も活用する形で、2市2町による共同運用は始まった（以下「2市2町による共同運用」という）。

ア 背景

消防通信指令事務の共同化の全国的な背景として、まず、消防救急無線のデジタル化の動きがあげられる。

1996年に郵政省電気通信局から電波の有効活用のために消防・救急無線のデジタルナロー化についての協力要請がなされ、翌年より全国消防長会において最適なデジタル方式の選定などについて検討が開始され、消防庁では1999年度及び翌年度にかけて実験等を行

表2：2市2町が消防通信指令事務を共同運用するまで

年	月	事 項
2004	3 10	河北3町(高松町、七塚町、宇ノ気町)が合併し、河北広域消防事務組合消防本部(同3町で構成)がかほく市消防本部に 金沢市が単独で高機能消防通信指令センターを開設(10月1日) この頃「金沢市・内灘町行政連絡会」が発足し、広域連携の在り方が模索され始める
2005	7 9 10	金沢市と内灘町の間で消防通信指令事務についての共同運用の機運が出てくる 金沢市と内灘町で消防通信指令事務の共同運用に係る勉強会が発足 電波法関係審査基準の一部改正(平成15年総務省訓令第82号) 消防救急無線のデジタル化関係
2006	6 7 8 12	消防組織法の一部改正法(平成18年法律第64号)公布・施行(6月14日) 市町村の消防の広域化に関する基本指針(7月12日) 2市2町での「通信指令業務共同運用勉強会」設置 「通信指令共同運用に係る勉強会」議会への結果報告 「消防通信指令事務共同運用推進委員会」発足
2007	1 2 3 4 5 ~	2市2町で「消防通信指令事務共同運用に係る基本的事項に関する合意書」調印式(1月15日) 2市2町で「消防通信指令事務共同運用準備委員会」発足(2月1日) 「消防通信指令事務協議会規約議案」議決 2市2町消防通信指令事務協議会発足(4月1日) 地方自治法第252条の2第2項に基づく告示、県への報告 システム契約(金沢市) ~ 規程等整備、システム改修、職員研修
2008	2 3 4 5	暫定運用開始(2月27日) 共同運用開始式(3月28日) 2市2町による消防通信指令共同運用の開始(4月1日) 各消防本部(消防局) 辞令交付 周波数割当計画の一部変更(平成20年総務省告示第291号) 消防救急無線のデジタル化関係
2016	5	消防救急無線のデジタル化期限(アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限)

注) 太字部分は国の動き。

検討を始めた。2002年6月には260MHz帯の使用と通信方式が全国消防長会で了承されたところである³¹⁾。既存のアナログ方式の消防救急無線設備の更新時期等を踏まえつつ、2003年10月の電波法関係審査基準の一部改正(平成15年総務省訓令第82号)及び2008年5月の周波数割当計画の一部変更(平成20年総務省告示第291号)により、アナログ方式による150MHz帯周波数の使用期限は2016年5月31日までとされ、それまでに260MHz帯でのデジタル方式に移行することとされた。

このデジタル化には多大な投資が必要とされることから、各地での共同運用のきっかけの一つとなっている。

また、2006年6月14日に消防組織法の一部改正法(平成18年法律第64号)が公布・施行され、これに基づき「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(同年7月12日)が出されている。これは近年災害が大規模化・多様化しており、消防を取り巻く環境が大きく変化している中で、消防防災力を高めて行政課題に的確に対応するために必要な消防防災体制のさらなる充実強化・高度化を推進しようとするものである。

広域化の検討がスケジュール通り進まない場合においても2016年の期限までにデジタル化に対応することが必要なため、総務省は消防救急デジタル無線システムの整備費用を

³¹⁾ 消防庁防災情報室 www.fdma.go.jp/ugoki/h1412/12-13.pdf (2012年1月2日アクセス)。

表3：消防通信指令業務共同運用の整備方式について

方 式	根拠法令	制度の特徴	メリット・デメリット	先行事例
協議会方式	地方自治法 第252条の2	協議会が行った消防指令業務は各々の消防機関が行ったものとして効力を有する（地方自治法第252条の5）	指令と各市町で独立して行う消防救急活動との一体性確保が可能	沼津市・清水町（1999年）
		協議会は固有の職員を有せず関係市町から派遣された職員が共同して消防指令業務を処理する		豊橋市・豊川市（2004年）
		派遣職員等の身分・給与等は派遣元の市町の規定が適用される	派遣職員の取扱いとしては現実的	四日市市・桑名市（2007年）
吏員の共同設置方式	地方自治法第252条の7	共同設置する吏員の身分・給与等の処遇を統一することが必要	各市町の派遣職員で現実的に困難	事例なし
事務委託方式	地方自治法第252条の14	消防指令事務を委託した市町は、当該業務に関して権限及び責任を有せず、受託した市の権限及び責任で当該業務を実施することになる	各市町で独立して行われる消防救急活動との一体性確保が困難	島田市から焼津市へ委託（2008年）※
一部事務組合	地方自治法第252条の2	組合議会の設置運営等が必要	新たな要員が必要	事例なし

※ 本事例は今回の調査の中で追加したもの。

できるだけ低廉化する観点から消防の広域化に先行して消防指令業務の共同運用を実施することを推奨している。

他方、あまり管轄範囲が広がると、異動間もない場合などにもわからない地名等の通報を取扱わざるを得ず、この点は現場としては危惧するところになっている。

イ 金沢市・かほく市・津幡町・内灘町における事情

2市2町はそれぞれ独自消防を維持する意向があり、その中でデジタル化への対応を考える必要があった。そのため消防通信指令事務のみを共同運用することになるが、方法としては、協議会、機関の共同設置、事務委託、一部事務組合の4つの方式が考えられる。

それぞれのメリット及びデメリットを2市2町は（表3）のように考え、協議会方式をとることにした。

2 共同運用を行う事務の概要

共同運用を行う事務は、「消防通信指令事務」、つまり、「関係市町の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行」することである³²。噛み砕いて述べれば、119番通報を受けて各消防署・分署・出張所に出動指令を伝える業務である。

³² 「金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会規約」第4条第1項。

3 共同運用の実態

(1) 規約、組織等

ア 規約

規約は地方自治法第252条の2第1項により関係市町が協議により定めなければならないが、消防通信指令事務に関する協議会はいわゆる「管理執行協議会」に該当することから同条第3項によりこの協議について関係市町の議会の議決を経る必要がある。

「金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会規約」には同法第252条の4に規定されている記載事項のほか、会議の招集（会長は委員等の1/3以上の者からの請求で召集すべきこと）、協議会の事務に適用される金沢市の事務の管理執行に関する条例の制定・改廃に関しては事前に関係市町に協議し、速やかに通知することを決めており、協議会の会長市以外の意向も反映されるよう配慮されている。

イ 組織及びその運営

協議会の委員会は、会長に金沢市消防局長を選任するほか、かほく市及び2町の消防長を副会長に、その他の委員には各消防局・消防本部から次長等を1名ずつ出している。協議会会議で審議する内容を事実上決定している「幹事会」には各消防局・消防本部から2名ずつの職員を出している。

協議会は前年度決算（負担金の決算）を扱う5月、次年度の負担金を提示する8月、当該年度の決算見込みを提示する2月の年3回開催しており、主な検討内容は、負担金に関すること、関係規定等の制定・改正及び廃止に関すること、職員の福利厚生に関すること、その他懸案事項（指令システムの更新、消防救急無線のデジタル化）に関することである。

職員の配置についても、かほく市及び2町は3名ずつ派遣しており、そのうち1名は副指令官である。各市町の職員が常駐するよう勤務体制に配慮がなされている。なお、当直責任者は指令官（金沢市消防局から2名配置）とし、指令官が休日等で不在の場合は金沢市の副指令官がその任に当たることとされ、「消防指令センター」における責任の所在が明確にされている。

職員の身分・給与等は、派遣元の市町の規定によっており、協議会として統一されていない。勤務時間については、交替等のこともあり、消防通信指令センターで統一されている。

(2) 予算及び財産管理

予算についてであるが、金沢市の予算に協議会に係る費用の総額を計上し、かほく市及び2町は金沢市に対する負担金として予算に計上している。

経費の分担ルールは各市町独自のものを除き、人口に基づき按分することとされている。

高度通信指令システムは、金沢市独自で整備した後に他市町が共同運用に参加したこともあり、庁舎等の財産は金沢市のものであり、通信指令システムのリース契約も金沢市が締結し、各市町に負担を求めている。なお、庁舎の使用料（光熱費・庁舎清掃費は除く）

については、金沢市は協議会の使用に対して減免を行っており、かほく市及び2町に負担は求めている。

(3) 議会及び監査

議会との関係においては、協議会でを行う消防通信指令業務の効果はあくまで各市町に帰属することから、各市町がそれぞれの議会に責任を持って対応している。

具体には、協議会の予算、決算はそれぞれの市町が議会に説明し承認を得ている。また、消防指令事務についての質問には、各消防（局）本部がそれぞれの議会に対応することになる。

協議会の決算については、幹事会及び協議会で報告され審議を経たうえで各市町において処理されることとなっている。協議会の負担金内訳は、経費ごとに細かく計算されて提示されており、各市町における議会での予算・決算の議論等に十分耐えられるのではないと思われる。

なお、監査については協議会の予算は金沢市の歳出予算に一括して計上されており、その支出については金沢市の監査委員による監査を受けることになる。

(4) 共同運用によるメリットとデメリット

共同運用によるメリットとしてはコストの低廉化と、各市町消防本部からの応援出動の迅速化があげられる。

他市町への応援については消防応援協定などに基づき受援消防本部からの具体的な要請に対して応援消防本部が了承する手続きを経て出動することが一般的だが、消防指令事務の共同運用により災害の発生状況や災害形態についての情報を共有できることから、要

表4：四日市市・桑名市の概要等について

		四日市消防本部管内			
		(注7)	四日市市	朝日町	川越町
人	口 (人)	331,395	307,766	9,626	14,003
面	積 (km ²)	220.28	205.58	5.99	8.71
世	帯 数	129,010	120,020	3,389	5,601
財	政 力 指 数	1.20	1.10	0.95	1.56
標	準 財 政 規 模 (千円)	78,104,775	70,323,657	2,523,636	5,257,482
職	員 数 (人)	1,878	1,710	72	96
議	員 数 (人)	59	36	11	12
消	防 職 員 数 (人)	316	316		
消	防 署 数	3署4分署2出張所			
協 議 会	委 員 の 数 (人)	6(会長他)	6(会長他)		
	幹 事 会 幹 事 数 (人)	6(座長他)	6(座長他)		
	職 員 数 (人)	15	15		

注) 1 人口・世帯数は、平成22年国勢調査による。
 2 面積は、平成21年10月1日現在「全国都道府市区町村別面積調」による。
 3 財政力指数は平成21年度数値(3か年平均)、標準財政規模は「市町村財政比較分析表(平成21年度普通会計決算)」による。

請・了承の手続きを省略し直ちに消防隊等の応援出動を指令できるようになった。

共同運用のデメリットとしては、消防隊の細部にわたる運用方法など特異事案への対応のほか、正規の住所ではなく独特の地域名などを告げて通報する場合などの災害点の特定に苦慮することがあるようである。また、共同運用を立ち上げるに当たり、派遣元以外の通報を受けて対応した場合の責任の所在について議論になっている。この点については2市2町による共同運用ではできるだけ構成団体の職員が常駐するように留意されている。

4 他の共同運用事例との比較を通して

～比較事例：四日市市及び桑名市による消防通信指令事務の共同運用（以下「2市による共同運用」という。）～

(1) 経緯

四日市市及び桑名市における共同運用については、その検討時期が消防通信指令システムの更新の時期にちょうど重なっていた。多くの団体と共同で更新することによる高度なシステム導入の低廉化とともに、当時の井上哲夫・四日市市長のマニフェストに謳われていた「8分消防5分救急」の実現にも有効と考えられ、四日市が特に積極的であった。

また、次の更新時にはデジタル化への対応が必要であり更に多大な費用が必要になることを考えるとこの段階で共同化を一步でも進めておくことが望ましいと考えていた。

(2) 共同運用の実態

桑名市消防の管轄人口は21万8490人で、四日市を中心とする形で簡単にまとまる状況ではなかった。そこで、最初の共同運用は桑名市消防本部に置くこととし、デジタル化を迎

	桑名消防本部管内				
	(注7)	桑名市	いなべ市	木曽岬町	東員町
人口(人)	218,490	140,290	45,684	6,855	25,661
面積(km ²)	391.57	136.61	219.58	12.72	22.66
世帯数	78,327	51,525	15,972	2,250	8,580
財政力指数	0.84	0.97	0.98	0.59	0.82
標準財政規模(千円)	49,271,911	28,686,761	13,403,980	1,984,610	5,196,560
職員数(人)	1,720	1,103	369	63	185
議員数(人)	72	30	20	8	14
消防職員数(人)	242	242			
消防署数	1署7分署				
協議会	委員の数(人)	5(副会長他)	5(副会長他)		
	幹事会幹事数(人)	6	6		
	職員数(人)	12	12		

4 職員数及び消防職員数は、総務省平成22年度定員管理調査結果（平成22年4月1日現在）による。なお、「職員数」には同調査における「普通会計職員数」を記載した。

5 議員数は、各市町のHPで定数条例及び議員名簿を閲覧し確認した（2011年12月30日アクセス）。

6 消防署数は、各市町のHPの組織図等で確認（2011年12月30日アクセス）。

7 管内市町の人口等の合計数。ただし、財政力指数については管内市町の単純平均。

える次の更新時には四日市市を中心として通信指令センターを設置（南北の交通アクセスがよく、他の消防本部からのアクセスが容易な場所）することを検討すると当時の知事も入った3者の確認書として締結し合意に達している。

施設は桑名市が代表して発注することとしたが、協議会の事務は、「四日市市の条例、規則その他の規程を、関係市の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして」管理し執行するとともに（「四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会規約」（以下「2市規約」という。）第15条第1項）、協議会が財産の管理を行う場合には「四日市市の条例等を関係市の当該管理に関する条例、規則、その他の規程とみなして」行う（2市規約第17条第2項）こととしている。また、このように両市が共同運用を行う合意を基に整備に着手したことから、発注事務は桑名市が事実上行っているが、取得した財産についてはその負担割合に応じた「共有」状況にあると認識されている。

予算については、それぞれが負担金を計上し、協議会としての予算を作成して執行している。この「協議会」の予算執行については、規程に基づき「協議会」に監査委員（定数2）を置き、四日市市副消防長と桑名市消防次長を充て監査を実施している。

組織についてはセンター長を四日市市消防本部から、副センター長を桑名市消防本部から出すとともに、各ラインの当直指令官と当直副指令官を四日市市消防本部と桑名市消防本部の職員をたすき掛けに配置している（担当職員については四日市市8名、桑名市5名）。

協議会の担任する事務に従事する職員は、派遣元の消防本部管内とは違う地域の通報も受けて処理する必要があることから、「四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会職員の身分に関する規程」（資料）を整備している。具体的内容としては、第2条で協議会事務に従事する職員（以下「センター職員」という。）は「協議会の職員と派遣した市の職員を兼ねる」こととし、協議会の担任する事務すべて（派遣元の管轄外の通報等）についても事務を取り扱うことを明確にしている。第3条ではセンター職員が処理した事案については、四日市市消防長及び桑名市消防長の指揮命令があったものとする旨規定し、第4条では各消防長はそれぞれの市が管轄する区域内の消防の責任を有することを規定している。これは地方自治法第252条の5の規定の趣旨を明らかにしたものであるが、消防の通信指令事務は文書によらず口頭で行われる事実行為であることからこのような規程を特に設けたものと考えられよう。

2市2町による共同運用でも課題として認識されている慣れない地名等への対応については、通報場所がパネルに表示されることからかなり正確な位置は把握できるのであるが、配属前に四日市消防の職員は桑名市消防管内を巡回し地理を確認し、桑名市消防の職員は逆に四日市消防管内の地理の確認を行うとともに、日常業務においては例えば四日市消防の職員が桑名市消防管内からの通報を受けた場合には桑名市消防の職員が寄り添うなど間違いが起きない対応に努めているとのことである。

今後小規模消防本部との共同運用を行う場合には、当該小規模消防の職員の常駐が困難なケースも想定されることから事前の研修等が更に重要になってこよう。

(3) 2事例の比較に見られる類似点と相違点

ア 類似点

職員の身分・給与等を統一することは困難であること、事務委託として消防通信指令事務のみを他の消防本部に委ねることについては、消防の分野では指令と活動の一体性を確保することが重要であり、とり難いとの考え方、高度システムを低廉に導入・活用したい、等の点は共通している。

また、通信指令センターの運用における責任の所在は、両者ともはっきりさせている。

イ 相違点

2市2町による共同運用は既に中核となる金沢市が高度システムを整備した後に他市町が共同運用に加わっているが、2市による共同運用は両者が更新時期にあるときにその準備段階から共同で始めている。この違いが財産の所有関係や予算計上の仕方等に影響していると考えられる。

また、2市2町による共同運用においては、センター長（消防司令長）、主査（消防司令補）、指令官（消防司令長）2名はいずれも金沢市消防局職員であり、副指令官（消防司令）5名中2名が金沢市消防局職員であるとともに、当直責任者である指令官が不在の場合には金沢市の副指令官がその任に当たることとされており、金沢市消防局という「核」となる組織を中心に作られた協議会の性格からきていると思われる。

メリットの点では、2市による共同運用では共同運用の開始により通信担当職員をそれぞれ3名削減することができ、配置変更により指揮隊、指揮支援隊等の現場活動人員の確保に結び付けている³³。消防の現場においては、救急出動件数の増加が大きな負担となっ

表5：救急出動件数及び搬送人員の推移

暦年	救急出動件数			搬送人員		
		対前年増加数	対前年増加率		対前年増加数	対前年増加率
1998	3,702,075	225,571	6.5%	3,546,739	204,459	6.1%
1999	3,930,999	228,924	6.2%	3,761,119	214,380	6.0%
2000	4,184,121	253,122	6.4%	3,999,265	238,146	6.3%
2001	4,399,195	215,074	5.1%	4,192,470	193,205	4.8%
2002	4,557,949	158,754	3.6%	4,331,917	139,447	3.3%
2003	4,832,900	274,951	6.0%	4,577,403	245,486	5.7%
2004	5,031,464	198,564	4.1%	4,745,872	168,469	3.7%
2005	5,280,428	248,964	4.9%	4,958,363	212,491	4.5%
2006	5,240,478	-39,950	-0.8%	4,895,328	-63,035	-1.3%
2007	5,293,403	52,925	1.0%	4,905,585	10,257	0.2%
2008	5,100,370	-193,033	-3.6%	4,681,447	-224,138	-4.6%
2009	5,125,936	25,566	0.5%	4,686,045	4,598	0.1%

(出典) 消防庁編「平成22年版 消防白書」 162頁

³³ 坂口三公「消防通信指令センターの共同運用—四日市市・桑名市消防通信指令事務協議会—」『都市とガバナンス』15号(2011年)。この論文のほか四日市市の事例については共同運用開始当時の担当助役の情報による。

ており、今後更に進む高齢化も考慮するといかに現場に人員を配置することができるかという点が大きな課題となっているが、通信指令事務については規模の拡大により人員配置の面から効率化を図ることができる分野であり、この人員を第一線に配置することができることは消防本部としては大きなメリットである。

（資料）「四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会職員の身分に関する規程」

（趣旨）

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の4第2項の規定に基づき、四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会の担任する事務に従事する職員（以下「センター職員」という。）の身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の身分）

第2条 センター職員は、協議会の職員と派遣した市の職員を兼ねるものとする。

（消防長の指揮命令）

第3条 四日市市消防長及び桑名市消防長は、それぞれの市が管轄する区域内で発生した災害の対応についてセンター職員が処理したものについては、それぞれの消防長の指揮命令があったものとする。

（消防長の責任範囲）

第4条 四日市消防長及び桑名市消防長は、それぞれの市が管轄する区域内の消防の責任を有するものとする。

附則

この規程は、平成19年2月5日から施行する。

【参考文献】

- ・坂口三公「消防通信指令センターの共同運用－四日市市・桑名市消防通信指令事務協議会－」都市とガバナンス15号（2011年）
- ・総務省「平成22年版 消防白書」（2010年）
- ・消防庁防災情報室 www.fdma.go.jp/ugoki/h1412/12-13.pdf（2012年1月2日アクセス）

（日本都市センター 研究室 宮田昌一）

第2章 指導主事事務の共同処理について

A Case Study on Joint Appointed Supervisor of Educational Boards of Nirasaki-shi and Hokuto-shi

委員 野本 祐二

はじめに

周知のとおり、2010年3月末をもって国の市町村合併推進運動は区切りが付けられ、以降、市町村自らその置かれている状況や課題を踏まえ、基礎自治体としての重要な役割を果たすために最も適切な事務の処理方式（市町村合併を含む。）を構築することとなった。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）は事務の共同処理としていくつかのメニューを用意している³⁴ものの、特に機能的な共同処理方式である協議会、機関等の共同設置及び事務の委託については、これまで制度上の特質と共同処理する事務の関係について、これまで十分な検討がなされてきたとは言にくい³⁵。

以上の問題意識に立ち、3地域の5つ共同処理の事例を取り上げ調査した。本稿ではそのうち、韮崎市及び北杜市における指導主事の共同設置について、共同処理に至った背景、当該事務処理方式を選択した理由、運営の実態等を整理するとともに、若干の考察を行った。

1 共同処理の経緯

韮崎市及び北杜市は山梨県北西部に位置し、それぞれ人口約3万人、約5万人を擁する市である。

両市による指導主事の共同設置は1961年にさかのぼる。

同年2月22日付文部省初等中等教育局長通知において、「原則として郡あるいは出張所の所管する区域程度の地区を単位とし、数か市町村が協同して指導体制を整えるよう各地区に少なくとも一人の充て指導主事を配置し、指導力の強化をはかること」とされたことを受け、当時の北巨摩郡10市町村長³⁶が山梨県知事に対し指導主事の配置を要望し、これに応じてこれらの市町村による共同設置という形式で、指導主事1名の配置が実現した。

この通知の出された背景としては、当時指導主事を設置していた市町村は、全市町村教育委員会のうち8.5%程度（1960年度）であり、非設置の市町村は県指導主事の巡回に頼っていたことが挙げられる。このため、県費負担教職員を指導主事に充てる「充て指導主事」

³⁴ 秋田1990では、事務の共同処理の制度として、ほかに公の施設の区域外設置及び他の地方公共団体の公の施設の利用（自治法244条の3）、地方公共団体の職員の派遣（自治法252条の17）、地方公共団体の組合（自治法284条・293条の2）、相互救済事業の経営の委託（自治法263条の2）、地方公共団体の機関の連合組織（自治法263条の3）、相互応援協定（消防組織法（昭和22年法律226号）39条2項）、地方行政連絡会議（地方行政連絡会議法（昭和40年法律38号）、港務局（港湾法（昭和25年法律218号）2章））を掲げる。（秋田1990、61頁。廃止されたものは除いた。）

³⁵ 総務省報告書2009は、事務の共同処理の仕組みと共同処理する事務の関連について焦点を当てて詳細に検討した数少ない事例の一つである。

³⁶ 韮崎市、北巨摩郡明野村・大泉村・須玉町・高根村（後に高根町）・長坂町・白州町・武川村（2004年7町村が合併して北杜市）・小淵沢町（2006年北杜市に編入）・双葉町（2004年中巨摩郡竜王町及び敷島町と合併して甲斐市の10市町村）。

表 1 : 韮崎市・北杜市の概況

	韮崎市	北杜市
人口(人)	32,477	46,968
面積(km ²)	143.73	602.89
世帯数	11,826	18,281
財政力指数	0.84	0.48
標準財政規模(千円)	8,196,002	20,687,831
職員数(人)	230	548
議員数(人)	20	22
小学校数	5	15
小学校児童数(人)	1,852	2,320
小学校教員数(人)	111	202
中学校数	2	9
中学校生徒数(人)	1,006	1,393
中学校教員数(人)	65	123
教育部門職員(人)	30	106

注) 人口・世帯数は、平成22年国勢調査による。

面積は、平成22年10月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。

財政力指数は平成21年度数値(3カ年平均)、標準財政規模は「市町村財政比較分析表(平成21年度普通会計決算)」による。

職員数及び教育部門職員数は、総務省平成22年度定員管理調査結果(平成22年4月1日現在)による。なお、「職員数」には同調査における「普通会計職員数」を記載した。

議員数は定数であり、各市町のHPで定数条例及び議員名簿を閲覧し確認した(2012年1月15日アクセス)。

小学校数、小学校児童数、小学校教員数、中学校数、中学校生徒数及び中学校教員数は、平成22年度山梨県学校基本調査(平成22年5月1日現在)による。

の市町村への増員配置の要望が強く出され、国庫負担の充て指導主事の増員が図られ、かつ市町村への重点的な配分が求められていた³⁷。

その後、1970年代に韮崎市内の学校が研究指定された際、山梨県教育委員会の指導主事が1名「派遣」され、韮崎市教育委員会において執務することとなった。その際、この指導主事の旅費は韮崎市において負担したとされる。数年後、執務場所は韮崎市から山梨県の教育事務所に移され、北巨摩地区全体を担当するとともに、旅費は山梨県の負担に変更された。これにより、北巨摩地区を担当する充て指導主事は、同地区10市町村により共同設置された指導主事1名と山梨県教育委員会の指導主事1名の計2名となった。

2004年から2006年にかけての北巨摩郡の市町村合併により、共同設置された指導主事の関係地方公共団体が再編され、韮崎市及び北杜市の2市となった。

2006年には県の出先機関の組織再編に伴い、北巨摩地区を担当する2名の指導主事の執務場所は、峡北教育事務所から中北教育事務所に変更となった。

2010年4月、山梨県教育委員会は、県の指導主事は主幹指導主事以外置かないとする方針を2市に示し、これを受け北巨摩地区を担当していた県教育委員会の指導主事1名は韮崎市及び北杜市の共同設置となり、共同設置の指導主事は2名となった。いずれも充て指導主事であるため、給与等は山梨県の負担だが、旅費は共同設置している2市の負担となっ

³⁷ 上田1962。

ている。

2 共同処理する事務の概要

(1) 指導主事制度の概要

指導主事は、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する職員であり、都道府県又は市町村の教育委員会事務局に設置される（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）19条）。都道府県教育委員会には必置の職員であるが、市町村教育委員会の設置は努力義務とされている（同条1項及び2項）³⁸。

指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない（同条4項前段）。指導主事の任命は教育長の推薦により、教育委員会が行う（同条7項）。指導主事は大学以外の公立学校の教員を充てることができることとされており（同条4項後段）、この指導主事を「充て指導主事」という。充て指導主事は指導主事に充てられた期間中、当該公立学校の教員の職を保有するが、教員の職務に従事しない（同法施行令（以下「地教行令」とする。）5条）。教員を指導主事に充てようとする場合は、当該教員が他の教育委員会の任命に係る者であるときは、当該任命権者の同意を得なければならない（同令4条1項）³⁹。また、都道府県教育委員会が県費負担教職員である教員を指導主事に充てようとする場合においては、当該教員が属する市区町村の教育委員会の同意を得なければならないものとされる（同令4条2項）。

(2) 指導主事の現状

指導主事の人数は2009年5月1日現在で、都道府県教育委員会1,519人、市町村教育委員会4,428人であり、充て指導主事は都道府県教育委員会2,888人、市町村教育委員会1,189人である。指導主事（充て指導主事を含む。）の配置率は、1,894ある市町村教育委員会（特別区、教育事務組合、共同設置及び広域連合の組合を含む。）の57.6%で、人口の多い市町村の教育委員会ほど高くなっており、配置教育委員会当たりの平均人数は5.1人となっている。なお、人口5万人以上10万人未満の271市町村教育委員会では、配置率88.9%、平均4.1人であり、人口3万人以上5万人未満の268市町村教育委員会では、配置率80.2%、平均2.7人である⁴⁰。

(3) 教育委員会事務局の体制強化との関係

指導主事については、中央教育審議会において、「学校に対する教科専門的な指導を行

³⁸ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）」平成19年7月31日19文科初第535号。改正の経緯については後述。

³⁹ 県費負担教職員の任命は都道府県教育委員会の権限である（地教行法37条）。

⁴⁰ 文部科学省「平成21年度地方教育行政調査（平成21年5月1日現在）」。

うもので、教育委員会事務局の中で中核的な職員である」ものの、「小規模の市町村教育委員会では、指導主事を配置できないなど事務体制が弱く、学校指導などが十分にできない」といった問題が指摘されていた⁴¹。中央教育審議会ではこのような問題に対し、「指導主事など事務局体制の強化、市町村教育委員会の事務処理の広域化等を進めることが重要である」⁴²とし、また、2006年の教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正に係る答申においても、地教行法の改正に関し、「市町村は、教育委員会の共同設置、広域連合、事務組合などにより、広域で教育行政事務を処理する体制の整備・確立に努めるものとする」「市町村教育委員会は指導主事の設置に努めるものとする」とした⁴³。これを受け、2007年に地教行法が改正され、市町村は、近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとされ、併せて文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとされた（地教行法55条の2）。また、市町村教育委員会の指導主事の設置が努力義務とされた（同法19条2項）。

3 共同処理の実態

(1) 規約等

「**蕪崎市・北杜市指導主事共同設置規約**」（昭和36年9月1日、以下「共同設置規約」とする。）は、機関等の共同設置に関する規約例（「職員の例」）⁴⁴にほぼ準拠して規定されている。共同設置する指導主事（以下「共同設置指導主事」とする。）の定員は2名（同規約2条）であり、蕪崎市教育委員会が北杜市の教育委員会の意見を聞いて、両市の小学校又は中学校に在籍する県費負担教職員をもって充てることとしている（同規約3条1項）⁴⁵。共同設置指導主事に係る一般的な事務に要する経費は蕪崎市の予算に計上し（同規約5条1項）、同市議会の決算の認定に付すこととしている（同規約7条。予算・決算を通じて自治法252条の13において準用する252条の11第2項及び第4項）。

(2) 事務内容

共同設置指導主事は、派遣要請のある学校の訪問、指導、助言や各種研修関係の事務、

⁴¹ 中央教育審議会教育制度分科会地方教育行政部会「地方分権時代における教育委員会の在り方について（部会まとめ）」2005年、II3（4）、II1（3）。

⁴² 中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」2005年、27頁。

⁴³ 中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について（答申）」2007年、II3（2）②。

⁴⁴ 松本2011、1172頁。

⁴⁵ 指導主事の共同設置については、指導主事は「職名であるとも考えることができる」が「一応職員名を示す」（木田前掲書160頁）ので、本事例は「指導主事」という職員の共同設置を行い、その選任は蕪崎市教育委員会が行うこととし、したがって共同設置された指導主事は蕪崎市の職員とみなされ（自治法252条の13で準用する252条の9第5項）、同市の予算にその経費が計上されるものと解される。設置規約3条1項は、以上を前提に、蕪崎市教育委員会に、任命権に基づき、共同設置された指導主事に教員を充てるよう定めたものと解される。なお、本事例では県費負担教職員を指導主事に充てているので、山梨県教育委員会の同意が必要となる（地教行令4条1項）。「充て指導主事」そのものの共同設置でないことにつき、上田1962。充て指導主事は教育委員会事務局の職員となるものではないことにつき、木田前掲書163頁。全体につき、松本2011、1170頁参照。

教科書採択関係事務など様々な事務を担当する。共同設置指導主事2名はいずれも50代であり、小学校教諭と中学校教諭であるが必ずしも校種を分けて人選しているものではない。校内研修会への参加、指導、助言に当たっては、出身の校種に配慮しているものの、実際には状況に応じて校種にかかわらず対応している。

なお、共同設置指導主事は、執務場所である県の中北教育事務所のスタッフとして山梨県の職員名簿に掲載されており、位置づけがやや紛らわしい。

(3) 共同設置指導主事の事務に要する経費

共同設置指導主事の事務に要する経費については、県費負担教職員を充て指導主事としている（共同設置規約3条1項）ので、給料その他の給与は山梨県の負担である。したがって、韮崎市及び北杜市が負担するのはそれ以外の経費となる。

共同設置規約5条では、小学校及び中学校の教育に関する指導について要する経費及び指導主事が研修等を受けるために要する経費（一般事務に要する経費）は、幹事団体（共同設置した職員が属するとみなされる関係地方公共団体のこと。自治法252条の9第4項及び第5項参照）である韮崎市の予算に計上し、この経費に係る負担金の額及びその交付の時期は、両市の教育委員会の意見を聞いて両市の長が協議により決定することとしている。

費用は2010年度以降は、60万円弱であり（2011年度予算58万1000円、2010年度予算59万円）、定員が1名だった2009年度以前は40万円弱となっている（2009年度予算37万5000円、2008年度予算38万4000円）。内訳は指導や研修のための旅費と指導書等のための需用費が大半である。経費の負担額は、両市の学校数、教員数、児童・生徒数に、それぞれ一定の金額を乗じて合算した額としている（2011年度で韮崎市が20万9000円、北杜市が37万2000円）。

この経費に係る両市の協議は、韮崎市の予算編成に合わせ、毎年12月上旬、前年度の決算とともに予算案及びその積算を韮崎市から北杜市に送付することにより、行っている。負担金の交付については、決算及び予算案等の送付に併せて韮崎市が当該年度の負担金の交付を求める運用としている。

一般的事務に要する経費に係る決算は韮崎市議会の認定に付すことから（自治法233条1項、地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）166条1項）、議会提出前に同市の監査委員の審査に付される（自治法233条2項）。市議会の認定後、韮崎市長は決算を北杜市に報告するものとされており（共同設置規約7条）、前述のとおり例年12月上旬に、翌年度の予算案とともに北杜市に送付している。

(4) 議会対応

共同設置指導主事については、ヒアリングした限りでは、定員の増加に係る規約変更の協議の審議の際も含め、特段の質疑は出されていなかったとのことである。

(5) 監査

幹事団体である葦崎市の監査委員が、共同設置した指導主事の事務に係る財務監査を行う（自治法252条の11第4項）。葦崎市教育委員会の他の事務と同様に同市の定期監査を受ける運用としている。

(6) 両市教育委員会の関係について

教育委員会会議において、共同設置指導主事に関する議案がある場合には、葦崎市教育委員会において議案を作成し、事務的に調整を行っている。

4 機関等の共同設置方式の特色

(1) 指導主事について共同設置をするメリット

本調査によれば、本事例の共同設置は当初から山梨県教育委員会のイニシアティブにより進められており、特に増員については同教育委員会の方針による形式的な身分の変更とも捉えられ、実態としてその事務内容に変化をもたらすことを企図したものではなかったと考えられるが、共同設置による以下のようなメリットを看取することができる。

ア 複数の指導主事を共同設置するメリット

教員は教科専門的な要素によるところが大きいことから、単独の教員であらゆる分野に対応することは困難であり、複数の指導主事を配置することで相互に専門性を補完することが可能となる。

また、共同設置とすることで、校内研修の要請に応じて市域をまたいだ柔軟な対応が可能となる。本事例の場合は、両市の児童・生徒数に顕著な差はないものの、小中学校数が葦崎市7、北杜市24と大きな差があるので、両市の間では指導主事の事務量の差は大きいと考えられる。

イ 市教育委員会に指導主事を置くメリット

市町村教育委員会事務局の指導主事の設置は努力義務であり、都道府県教育委員会も市町村教育委員会に対し、指導主事の派遣を含めた必要な指導、助言又は援助を行うことができる（地教行法48条）。このように市町村の指導主事については必置規制ではないこと、また、設置しなくとも都道府県の指導主事による補完が得られることは、市町村教育委員会の指導主事の設置へのインセンティブを削ぐと考えられ、現実に小規模市町村を中心に4割以上の市町村に指導主事は設置されていない。

しかしながら本調査によれば、県の指導主事では教科専門性が強く、生徒指導や保護者対応などのきめ細やかな指導を受けることは難しいとのことであり、この点が市町村教育委員会に指導主事を置く主たるメリットと考えられる。

もっとも前述のとおり、指導主事は、教育委員会事務局の中で中核的な職員であり、市

町村において指導主事の配置を充実することが望まれる以上は、今日的には指導主事の設置による市町村教育委員会事務局の体制強化もメリットと考えられる。

ウ 複数の市により共同して設置するメリット

山梨県教育委員会の方針に関わるものであるが、韮崎・北杜両市の地区では充て指導主事の配分を受けるには共同設置する必要があるので、両市が仮にそれぞれ単独で設置する場合は充て指導主事でない、行政職の指導主事となる。この場合、給与も含めて市において負担することとなるため、共同設置して充て指導主事の配分を受ける財政面でのメリットは大きいと言える。

また、ア、イにも関係するが、共同設置により、両市において、「充て指導主事」という、稀少な専門の人材を確保しているという見方もできる。

なお、本事例の調査の中で、仮に指導主事を単独設置し、市教育委員会において執務させたとしても、様々な行政事務に追われ、指導に関する事務に従事できないのではないかと、この指摘もあった⁴⁶。

(2) 共同処理に移行する上での課題、移行した影響等

本事例の場合は特段共同処理に移行する上での課題は見受けられなかったが、増員前は山梨県教育委員会の指導主事であった指導主事に係る旅費等の経費が、共同設置後は両市において負担することとなった。

(3) 関係市の意向を反映させる手法について

本事例では、調査した限りでは、共同設置指導主事について両市議会において通常特段議論となることはなく、事務の執行計画や経費の分担等は事務的な調整で対応できているため、特別に関係市の意向を反映させるための調整や手続きを設けてはいない。

(4) その他共同設置方式の特色

本事例は、山梨県教育委員会の意向、指導主事に関する事務に係る県と市の関係、共同設置職員の給与負担など特殊な事情が多く存在するため、ここから機関等の共同設置について何らかの一般的な考察を導くのは困難である。ここでは何点かの指摘にとどめたい。

ア 関係団体間の調整について

自治法上、機関等の共同設置の場合の関係団体間の調整は、規約締結時の協議と委員会、委員又は構成員等の選任の際の協議に限られ、協議会のような調整組織の設置は義務付けられていない。

⁴⁶ 小西吉久「指導主事の共同設置とその活動—秩父地区10市町村教育委員会—」教育委員会月報、1989年においても同様の指摘がされている。なお、同報告で扱っている事例は職員の共同設置ではなく事務の委託による共同処理である。

もちろん、必要であれば規約等により調整の仕組みを設けることは排除されていないが、「機関の共同設置及び事務委託の方式は、行政機構の簡素化により適切な行政を確保しようとするものである」⁴⁷とし、「地方公共団体の組合は、一部の簡単な事務の共同処理についても、組合管理者及び組合議会が必置の機関とされているために、経費の節約及び事務の能率的処理の立場からみて、はたして地方公共団体の共同処理方式として最も適当なものであるかどうかは疑問である」⁴⁸とした制度創設時の考え方からすれば、管理執行に際し、関係地方公共団体間で多大な調整が必要となるような事務を想定していたとは考えにくい。2011年の自治法改正により共同設置の対象が拡大されたが、その点に変化はないと考えられる⁴⁹。

イ 適正な事務執行を確保する仕組みについて

機関等の共同設置は、委員会、委員、構成員等の選任過程における各構成団体の選挙権や同意権を確保しており（なお、法定の選任手続きが適用できない委員会については共同設置できないと解されている⁵⁰。）、また、「すべての構成団体の議会に対応する必要がある」ので、「手続きが煩雑になる面がある」⁵¹反面、住民代表である議会によるチェックの機会をすべての構成団体において保障しているとの見方もできる。住民の解職請求権の行使にも調整規定が置かれ（自治法252条の10）、その行使に支障を来さないように配慮しているので、民主的な統制という面での課題はそれほど見受けられない。

監査については、既述のとおり幹事団体の監査委員による決算審査及び定期監査を受けることが法令で定められている。定期監査以外の必要に応じた財務監査や行政監査、長や議会、住民の請求に基づく監査、さらに外部監査については特段の定めはないが、同項以外の監査を除外する趣旨とも考えにくいので、自治法252条の12により、各地方公共団体の機関とみなし、それぞれの団体の監査を受けることとなると解される⁵²。

また、事務に要する経費については幹事団体の歳入歳出予算に計上し、支出するので、第一義的には幹事団体における予算編成を通じて事務内容の妥当性をチェックし、他の関係地方公共団体は負担金の額の協議や議会における審議を通じてチェックすることとなる⁵³。一部事務組合に対しては「ややもすれば、責任の所在が不明確となりがちである」との指摘があるが⁵⁴、この点における責任の所在はある程度明確となっているといえる。

一方、関係地方公共団体に共通の機関等であることから、当該機関等に対する指揮命令

⁴⁷ 宮澤・岸1952、93頁。

⁴⁸ 地方行政調査委員会「行政事務再配分に関する勧告」1960年。

⁴⁹ 「このようなものが活用される分野（共同設置の対象が拡大される分野。野本注）というのは、それぞれの首長が日常的に指揮命令を行うという分野よりは、包括的な方針を示しまして、あとはその方針に沿って日常的な事務が行われていく、そういうような分野になじむのではないかと考えているところでございます。」（平成23年4月19日衆議院総務委員会久元政府参考人）。

⁵⁰ 農業委員会、海区漁業調整委員会など公選の委員。松本2011、1169頁。

⁵¹ 総務省報告書2009、9頁。

⁵² 岸・宮澤1952、99頁。

⁵³ 議会が予算の審議において経費の負担額を修正した場合、特別再議（自治法177条2項1号）となると考えられる。松本2011、1183頁・1184頁。

⁵⁴ 「市町村の合併の推進についての指針」（平成11年8月6日自治振95号）。

が複数となり、適正な事務執行に支障を来すおそれがある点は、留意が必要である⁵⁵。この点、2011年の自治法改正以前は共同設置の対象となる機関等はおおむね他の機関から一定の独立性を有していたので⁵⁶、「効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、内部組織、事務局及び行政機関」にまで対象を拡大した2011年改正以降の主要な課題ともいえる。個々の職員の職務権限や責任分担などについて、あらかじめ十分な協議を行うことにより対処すべきであるが⁵⁷、それでもなお対処が難しいとすれば、事務の共同処理の方式の再検討も考慮すべきであろう。

行政の透明性確保、説明責任、政策評価等については、自治法上特段の調整規定はないので、各関係地方公共団体の機関等とみなしてその権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程を適用することとなる（自治法252条の12）。各関係地方公共団体の行政手続条例、情報公開条例、個人情報保護条例、政策評価制度等が適用されると解されるが、どのような共同処理方式を採った場合でも、そのことによって行政の透明性、説明責任等が後退することは正当化されない⁵⁸ので、これらが損なわれることのないよう、関係団体間において関係条例等の内容、適用関係等を十分に調整しておく必要がある。

さいごに

総務省「平成22年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」によれば、機関等の共同設置の利用件数は395件であり、大部分は法令上の規定がある介護認定審査会、公平委員会、障害程度区分認定審査会である。機関等の共同設置は制度上概念が明確であり、安定的な行政運営が期待できるので、広域連携の手法として積極的な活用が望まれる。国においては共同設置の対象範囲の拡大に伴う課題を検証し、必要に応じてさらなる制度改正を検討すべきである。また、更に進んで地方公共団体の自主組織権を尊重し、かつ制度の利便性を高める観点から、法定事項を緩和し、規約に委ねる事項を拡大することも考慮に値する。

【参考文献・資料等】

- ・ 秋田周『実務地方自治法講座9 特別地方公共団体・広域行政』ぎょうせい、1990年
- ・ 上田一郎「指導主事の共同設置—滋賀県の事例から—」教育委員会月報14巻5号（1962年）
- ・ (財)日本都市センター『基礎自治体の将来像を考える—多様な選択の時代—』2009年
- ・ 松本英昭『新版 逐条地方自治法 第6次改訂版』学陽書房、2011年
- ・ 宮澤弘・岸昌「改正地方自治法解説」自治研究28巻9月臨時号（1952年）

⁵⁵ 総務省報告書2009では、「共同設置制度については、一つの組織が複数の責任主体を支えることになるため、明確な指揮命令系統や適正な事務配分、職員配置、一貫した人材育成等が滞る可能性がある」と指摘する。同報告書23頁。

⁵⁶ 斎藤2009は、2011年改正前の共同設置の対象は、首長からある程度独立していたり、併任行為によって長による職務上の指揮命令関係を明確にできるものであり、共同設置に固有の行政組織法上の問題を考える必要性はさほどないとしている。同論文15頁。

⁵⁷ 総務省報告書2009、23頁・24頁。

第3章 消防事務及び一般廃棄物処理事務の共同処理について

A Case Study on Functional Cooperation for Fire Service and
Municipal Solid Waste Treatment in Higashi-Hiroshima area and Kiryu area

委員 野本 祐二

はじめに

本稿では、消防事務及び一般廃棄物処理事務の共同設置について、2地域の事例を取り上げる。東広島市、竹原市及び大崎上島町の地域では、従前2団体の一部事務組合で実施していた消防事務及び一般廃棄物処理事務について、市町村合併による構成市町の再編を経て、現在はそれぞれ事務の委託と一部事務組合によって共同処理が行われている。また、桐生市及びみどり市の地域では、従前1団体の一部事務組合でこれらの事務を共同処理していたが、市町村合併を経て、桐生市がこれらの事務の委託を受けている。消防事務、一般廃棄物処理事務のそれぞれについて、共同処理に至った背景、当該事務処理方式を選択した理由、運営の実態等を整理するとともに、若干の考察を行った。

1 消防事務の共同処理について（事務の委託と一部事務組合）

（1）共同処理する事務の概要

ア 市町村の消防組織の概要

市町村は、消防組織法（昭和22年法律第226号）により、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を負うものとされている（同法6条）。市町村の消防は、条例に従い、市町村長が管理する（同法7条）。

特別区の区域については、特別区が連合して消防の責任を負うが、消防の管理は都知事が行い、特別区の消防長（消防総監）を任命する（同法26条、27条）。

市町村には常備消防機関として消防本部と消防署、非常備消防機関として消防団が設けられる（同法9条。これらの機関の一部の設置でもよい。）。2011年12月1日現在で、常備化市町村は1,683団体、常備化されていない町村は37団体、常備化率は97.8%である⁵⁸。

消防本部又は消防署には消防職員が置かれる（同法11条1項）。消防本部の長は、消防長であり、消防本部の事務を統括するとともに消防職員を指揮監督する（同法12条）。消防長は市町村長が任命するが、消防長以外の消防職員は市町村長の承認を得て消防長が任命する（同法15条1項）。消防署の長は消防署長であり、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する（同法13条）。

消防団には消防団員が置かれる（同法19条1項）。消防団の長は消防団長であり、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する（同法20条）。消防本部が設置された市町村では、消防団は消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとされている（同法18条）。

⁵⁸ 平成23年版消防白書2章1節1（1）。

イ 消防の広域化

消防白書によれば、消防は、災害の多様化及び大規模化、住民ニーズの高度化・多様化等の環境変化に的確に対応する必要があるが、小規模な消防本部においては、一般的に、出動体制や消防車両等の確保に限界があることや、組織管理や財政運営面の厳しさ等が指摘されること、少子高齢化の深刻化により人口が減少することなど、小規模な消防本部を取り巻く環境は、一層厳しいものになることが予想されるため、国は消防の広域化を推進しているとする⁵⁹。

消防の広域化施策について、国は1994年から進めているが、2006年には消防組織法を改正して、自主的な市町村消防の広域化を進めるため、市町村の消防広域化の定義及び理念（同法31条）、消防庁長官の基本指針の策定（同法32条）、都道府県による推進計画の策定等（同法33条）、広域消防運営計画の策定等（同法34条）及び国の財政援助等（同法35条）の措置を規定した。

同法31条によれば、「消防の広域化」とは、消防団の事務を除く消防事務を共同して処理する又は他の市町村に委託することであり、具体的には地方公共団体の組合又は事務の委託により処理することとされている⁶⁰。

また、国は同法32条に基づき策定した基本指針において、市町村消防の広域化の規模として、「一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい」としつつ、「現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等にかんがみると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である」⁶¹としている。

改正後の消防組織法に基づき広域化した例としては、地方公共団体の組合方式として、富良野広域連合消防本部、久留米広域消防本部、砺波地域消防組合消防本部及び北はりま消防本部、事務委託方式として、東広島市消防局（本事例）及び東京消防庁の計6件がある⁶²。

（2）東広島市・竹原市・大崎上島町の事例

ア 共同処理の経緯

東広島市、竹原市及び豊田郡大崎上島町は、広島県のほぼ中央に位置する市町であり、それぞれ約19万人、約3万人、8千人強の人口を擁する。大崎上島町は瀬戸内海の大崎上島にある町であり、東広島市及び竹原市とは海を隔てて隣接している。

現在の東広島市、竹原市及び大崎上島町の区域の消防については、従前、竹原市、豊田

⁵⁹ 平成23年消防白書2章4（1）ア。

⁶⁰ 消防基本法制研究会編『逐条解説消防組織法第三版』東京法令出版、2009年、359頁。

⁶¹ 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成18年消防庁告示第33号）三2（1）。

⁶² 平成23年消防白書2章4（1）オ。

表1：東広島市、竹原市、大崎上島町の概況

	東広島市	竹原市	大崎上島町
人口(人)	190,135	28,644	8,448
面積(km ²)	635.32	118.30	43.29
世帯数	80,986	11,525	3,880
財政力指数	0.90	0.69	0.41
標準財政規模(千円)	42,842,377	7,081,305	4,886,109
職員数(人)	1,476	232	106
議員数(人)	32	14	14
消防職員数(人)	282	0	0
清掃部門職員(人)	20	2	0

注) 人口・世帯数は、平成22年国勢調査による。

面積は、平成22年10月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。財政力指数は平成21年度数値(3カ年平均)、標準財政規模は「市町村財政比較分析表(平成21年度普通会計決算)」による。

職員数、消防職員数及び清掃部門職員数は、総務省平成22年度定員管理調査結果(平成22年4月1日現在)による。なお、「職員数」には同調査における「普通会計職員数」を記載した。

議員数は定数であり、各市町のHPで定数条例及び議員名簿を閲覧し確認した(2012年1月15日アクセス)。

郡大崎上島町⁶³及び安芸津町が構成する竹原広域行政組合(1971年設立)⁶⁴と、東広島市、賀茂郡黒瀬町、河内町、豊栄町、福富町及び大和町が構成する賀茂広域行政組合(1985年設立)⁶⁵により行われていた。

2003年に東広島圏合併協議会(法定合併協議会。東広島市、黒瀬町、河内町、豊栄町、福富町及び安芸津町)が設置され、市町村合併について協議が進められた。その中で、関係市町が加入している竹原広域行政組合及び賀茂広域行政組合を解散し、その事務を広島中央広域行政組合(2001年設立。両広域行政組合の構成団体により構成。ふるさと市町村圏関連事務などを処理。)に引き継がせることとしたが、竹原市議会の下承が得られなかったため、賀茂広域行政組合については解散し、その事務を新市が引き継ぐこととし、竹原広域行政組合には安芸津町に替わって新市が加入するものとされた⁶⁶。

2005年2月、東広島市が黒瀬町、河内町、豊栄町、福富町、安芸津町を編入し、これに伴い賀茂広域行政組合は解散、同組合が担っていた消防事務は合併後の東広島市が引き継いだ⁶⁷。また、竹原広域行政組合に合併後の東広島市が安芸津町に替わって加入し、同組合が引き続き旧安芸津町の区域の消防事務を実施することとなった。

2007年に東広島市、竹原市、大崎上島町及び竹原広域行政組合の事務担当者による竹原・東広島・大崎上島地域消防行政研究会が設置され、竹原広域行政組合の通信指令機器の老朽化への対応と、旧安芸津町の区域における常備消防(竹原広域行政組合)と非常備消防(東広島市)の連携等の課題に対処することを目的として、同地域における消防行政

⁶³ 大崎町、木江町、東野町の合併により2003年に新設。

⁶⁴ 共同処理事務は、ごみ・し尿処理施設の設置管理等、乗合自動車運送事業、保健指導船の設置管理等、消防等。

⁶⁵ 共同処理事務は、一般廃棄物処理、消防等、広域行政の推進等。

⁶⁶ その後2009年に広島中央広域行政組合は解散している。

⁶⁷ 大和町は三原市、豊田郡本郷町及び御調郡久井町との合併により三原市となり、同市が旧大和町の区域の消防事務を担っている。

運営全般について今後の在り方を調査研究することとした。同研究会は、同年10月に「竹原・東広島・大崎上島における消防行政のあり方について」（以下「消防あり方報告書」とする。）をとりまとめ、その中で、広域事務処理の方式を比較検討し、事務委託方式に優位性を認めるとともに、2009年4月より新体制に移行するスケジュールを示した。

その後、消防あり方報告書に示されたように、2009年4月1日より竹原市及び大崎上島町は、消防事務の東広島市への委託を開始し、竹原広域行政組合に所属していた消防吏員は東広島市の所属となった。同年9月末日、竹原広域行政組合は解散している。

イ 共同処理の方式

本事例では、消防事務の共同処理の方式を、一部事務組合から東広島市への事務の委託に変更している。

消防あり方報告書では、共同処理方式を検討するに当たり、事務委託方式、一部事務組合方式、通信指令業務のみの事務委託方式（以下「通信指令委託方式」とする。）の3パターンを比較した上で、事務委託方式の優位性として、以下の点を掲げている。

（ア）経費面

- ・通信指令システムの整備、維持管理関係でスケールメリットによる経費削減が可能。（通信指令委託方式は、消防本部が統合されないため、事務全体の経費では削減効果は低い。）
- ・一部事務組合に比べ、負担金が少額で済む。（一部事務組合方式は議会、総務、監査事務関連の経費が別に必要となる。）

（イ）組織運営全般

- ・消防本部の統合により組織体制が強化され、消防力の向上と大規模災害時の災害対応力の強化が期待される。（通信指令委託方式では、指令要員を派遣することとなった場合竹原広域の消防力の低下につながる、職員の異動が限られるため、組織の硬直化が予測され、消防力の向上が期待できない。）
- ・議会、監査、人事給与、入札契約などそれぞれの専門的な部署で事務を行うことができ効率的である。（一部事務組合方式では専門的処理は困難。）

（ウ）非常備消防関連

- ・安芸津地域のねじれ現象も解消され、常備消防と一体性を持った地域防災の強化につながり、迅速な対応がとれる。（通信指令委託方式では、安芸津地域のねじれ現象が解消されない。）

(エ) その他

- ・意思決定が簡素化され、早急な課題対応や先進的な取組みをタイムリーに実行できる。

このような点を踏まえ、消防あり方報告書では、①各団体が抱えている課題解決が図られる、②将来的に見込まれる経費が最も安価である（事務委託方式特有）、③現在の管轄の境界付近を中心として全体的な消防力の向上が期待できる、④管理部門における事務を専門的かつ効率的に処理できる（事務委託方式特有）として、事務委託方式が望ましいと結論付けた。

ウ 共同処理の現状について

(ア) 規約等

本事例は、竹原市、大崎上島町が消防事務を東広島市に委託するものであるが、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「自治法」とする。）では多数当事者による事務の委託は予定していない⁶⁸ので、竹原市、大崎上島町がそれぞれ東広島市と規約を締結し、事務を委託している（「竹原市と東広島市との間における消防事務の事務委託に関する規約」（平成20年東広島市告示第72号）と「豊田郡大崎上島町と東広島市との間における消防事務の事務委託に関する規約」（平成20年東広島市告示第73号）。内容は同じなので、以下では前者を参照し、（2）において「委託規約」とする。）。

規約において定める事項は自治法252条の15に規定されているが、本事例の委託規約は普通地方公共団体の事務委託に関する規約例⁶⁹にほぼ準じて策定されている。

委託事務の範囲は、消防団に関する事務並びに消防水利の設置、維持及び管理に関する事務を除いた消防に関する事務と、条例による事務処理特例（自治法252条の17の2）により市町村が処理することとされた火薬取締法等に基づく広島県の事務である（委託規約1条）。

委託事務に係る条例等の適用については、委託規約に特段の定めはされていないので、原則どおり受託団体である東広島市の条例等が適用される（自治法252条の16）。

委託規約8条では、委託団体は「区域内の消火活動に常時有効に使用することができる水利施設を設置し、維持し、及び管理しなければならない」と定めている。

また、委託規約9条において委託事務に必要な事項は委託団体と受託団体が協議して定めるものとしていることを受け、委託事務に関する細目的事項を定めるため、関係市長間、市町長間で協定（「竹原市と東広島市との間における消防事務の事務委託に関する協定」（平成20年12月5日）。大崎上島町長と東広島市長の間でも、同日同内容で協定を締結している。以下「委託協定」とする。）を締結している。具体的には、委託事務に係る消防の体制の整備についての協議、経費（委託費）の算定方法や請求方法等、委託団体の消防

⁶⁸ 松本2011、1190頁。

⁶⁹ 松本2011、1192頁。

団の現場活動に係る公務災害補償、損失補償等における委託団体の負担などを定めている。

3市町間の連絡協議としては、3市町長連名の協定（「竹原・東広島・大崎上島地域消防行政連絡協議会協定書」（平成20年12月5日）。）により、竹原市・東広島・大崎上島地域消防行政連絡協議会を設置し、委託事務に係る消防力の整備・維持、経費の負担・予算執行・決算、その他消防行政の推進について協議することとしている。また、同協定8条に基づき、担当課長レベルの協議会幹事会を設置している。

（イ）組織及びその運営について

消防事務の委託前は、竹原広域行政組合の区域は、竹原広域消防本部と竹原消防署、同署忠海分署、安芸津消防署、大崎上島消防署の1本部3署1分署という組織であった。東広島市については、同市消防局、東広島市消防署、同署西分署、南分署、北分署、東分署の1本部1署4分署であった。事務の委託後は、東広島市消防局、東広島消防署、同署西分署、南分署、北分署、東分署、安芸津分署、竹原消防署、同署忠海分署、大崎上島消防署の1本部3署6分署となっている。

また、従来竹原広域行政組合に所属していた消防吏員は、事務の委託に際しすべて東広島市の消防吏員となっている。現在も委託事務はすべて東広島市の職員で行っており、竹原市、大崎上島町からの出向者はいない。

消防事務の委託をすることにより、従前東広島市と竹原広域行政組合が各々で実施していたときと比べて、定数に変化はないものの、委託により不用となった毎日勤務者を現場活動に従事する隔日勤務者としたことから、竹原広域行政組合の署所については、現場活動要員が増加しているとのことである。

（ウ）事務に要する経費について

委託事務に係る経費は、委託団体である竹原市、大崎上島町の負担であり（委託規約2条）、経費の額は委託団体・受託団体の長が協議して定める。経費自体は受託団体である東広島市の歳入歳出予算に計上される（委託規約3条）。したがって、東広島市の予算編成スケジュールに沿って経費（委託費）の額の調整も図られることとなる。

東広島市の予算要求期限は例年11月中旬から下旬なので、それまでに両市の担当課レベルで要求内容を調整している。予算内示は例年1月上旬であり、1月中に2市1町の担当課レベルの竹原・東広島・大崎上島地域消防行政連絡協議会幹事会及び首長レベルの竹原・東広島・大崎上島地域消防行政連絡協議会を経て、委託費の額が決定される。

委託費に係る負担の割合は、委託協定2条に基づき算出される。経費の種類ごとに、人件費については、委託団体に所在する消防署所属の職員の人件費と消防局配置職員の一部、物件費については、委託団体に所在する消防署分として特定可能な経費（施設維持管理や消防車両の整備及び維持管理費など）と、特定できない経費（関係団体の人口で按分する。）などとしている。

委託費の額は当初予算ベースで、2009年度7億1847万6000円、2010年度6億5141万1000円、2011年度7億2114万1000円である。

決算は受託団体である東広島市議会の審査に付す。監査も委託事務として特別なことは行っていない。

(エ) 財産管理について

建物及び消防車両は東広島市に帰属している。建物の敷地は委託団体に帰属しているので、使用貸借契約を締結し、使用している（委託団体所有の建物が1施設あるので、使用許可を受けて使用している。）。

(オ) 議会対応について

受託団体である東広島市議会での関連議案は、予算、条例改正、消防車両等の財産取得が主なものとなっている。関係条例としては、消防署等の設置条例、火災予防条例があり、いずれも委託団体の区域にも適用される。

委託団体の議会で、委託事務について取り上げられる場合は、東広島市から委託団体の担当課（いずれも総務課）へ資料の提供により対応がされている。必要があれば委託団体の区域を管轄する消防署の職員が説明を行うこともある。

(カ) 関係団体間の調整プロセス等

関係団体間の調整は、自治法上特段の定めはないので、規約により必要な調整手続きを定める必要がある。本事例では、委託規約6条において、委託事務の適正な管理執行について連絡調整を図るとし、9条で必要な事項は協議して定めることとしている。同条に基づいて既述のとおり、細目的事項を首長間の協定により定めるとともに、調整機関として首長により構成される連絡協議会を設置し、さらに構成団体の担当課長が構成員となる連絡協議会幹事会を設置している。

(3) 桐生市及びみどり市の事例

ア 共同処理の経緯

桐生市及びみどり市は群馬県東部に位置する市であり、それぞれ約12万人、約5万人の人口を擁する。桐生市は、みどり市を挟んで東西にほぼ同じ面積の飛び地となっているが、みどり市内の移動も桐生市を経由しなければ難しい地域があるなど、両市は地理的に複雑に入り組んでいる。

現在の両市の地域については、1970年代から1997年までは、桐生市が新田郡笠懸町・藪塚本町、山田郡大間々町、勢多郡東村・黒保根村・新里村の消防事務を受託していた。

1998年、桐生市及びこれらの6町村で構成する桐生市外六か町村広域市町村圏振興整備組合（1972年設立、以下「桐生広域圏組合」という。）において消防事務を共同処理する

表2：桐生市・みどり市の概況

	桐生市	みどり市
人口(人)	121,704	51,899
面積(km ²)	274.57	208.23
世帯数	46,688	18,336
財政力指数	0.60	0.72
標準財政規模(千円)	26,776,481	11,199,200
職員数(人)	1,114	346
議員数(人)	22	20
消防職員数(人)	218	0
清掃部門職員(人)	52	0

注) 人口・世帯数は、平成22年国勢調査による。

面積は、平成22年10月1日現在「全国都道府県市区町村別面積調」による。財政力指数は平成21年度数値(3カ年平均)、標準財政規模は「市町村財政比較分析表(平成21年度普通会計決算)」による。

職員数、消防職員数及び清掃部門職員数は、総務省平成22年度定員管理調査結果(平成22年4月1日現在)による。なお、「職員数」には同調査における「普通会計職員数」を記載した。

議員数は定数であり、各市町のHPで定数条例及び議員名簿を閲覧し確認した(2012年1月15日アクセス)。

こととされた⁷⁰。この際に、桐生市の消防職員はすべて退職し、同組合の職員として採用されている。

2002年頃から市町村合併の動きがこの地域にも生じ、合併の枠組みをめぐって太田市、新田郡尾島町・新田町も含め様々な議論がなされたが、最終的に桐生市、黒保根村、新里村の1市2村(桐生市に編入合併)、笠懸町、大間々町、東村の2町1村(新設合併しみどり市)、太田市、尾島町、新田町、藪塚本町(新設合併し太田市)の1市3町の枠組みによる合併となった⁷¹。この結果、桐生広域圏組合の構成団体は3市町に分かれることとなり、同組合は解散し、組合が担っていた事務のうち、清掃センター事業、常備消防事業、斎場事業及びし尿処理事業は桐生市が、農業共済事業はみどり市が引き継ぐこととなった⁷²。このため、みどり市が設置された2006年3月27日より、桐生市はみどり市の消防事務を受託し、両市域の消防事務を行うこととなった。

イ 共同処理の方式

消防事務を含む桐生広域圏組合の事務を、両市それぞれの合併後どのように処理するかについては、合併協議会段階では整理できず、その後も協議が続けられた。結局、「住民生活に影響させないということを基本にしながら」、「共同処理という観点から組合方式、そして委託方式」の「どちらがより効率的、効果的に行えるかという、こういう検討を加えた結果、委託方式でおおむね意見統一が図られ」たとされる⁷³。

そして委託方式としたときの組合財産処分について、所有形態を共有とするか、いずれ

⁷⁰ 共同処理する事務は、ほかに、ふるさと市町村圏関連、農林業総合センター、清掃センター、清掃センター余熱利用施設、老人休養センター、遊園地、国民宿舎及び斎場の設置及び管理、農業共済事業である。

⁷¹ 桐生市は2005年6月、みどり市は2006年3月、太田市は2005年3月に合併している。

⁷² 藪塚本町は太田市との合併の際に脱退しており、同町に係る事務は太田市が行っている。

⁷³ 2005年1月18日桐生市議会第1回臨時会 藤橋桐生市企画部長答弁。

かの市の単独所有とするかを検討し、当該財産が設置されている市に帰属させることとなった。この点、財産に係る権利を失うという憂慮⁷⁴に対し、住民生活に影響させないこと、費用負担も今までと変わらないこと、組合にかわる協議機関を設けること、この三つを基本的原則とすることにより合意がなされた⁷⁵。

両市の合併議案がそれぞれ可決された後の2005年1月28日、群馬県総務局市町村課長立ち会いの下、合併して両市を構成することとなる団体の首長間で覚書が交わされ（以下「2005年覚書」という。）、合併後の事務の共同処理については事務の委託とするとともに、委託事務の振り分け、首長や議長等から構成される協議機関の設置、委託料の算定方法、解散する桐生広域圏組合の財産の帰属などが定められた。

ウ 共同処理の実態

（ア）規約等

「みどり市と桐生市との間における消防事務の委託に関する規約」（平成18年桐生市告示第28号。以下（3）において「委託規約」とする。）についても、東広島市等の事例と同様、事務の委託に関する規約例に準じて策定されている。

委託事務の範囲は、東広島市等における消防事務の委託の範囲とほぼ同じであり、本事例では、委託規約7条において、両市長による連絡会議を年1回開催することとしている。ただし、財産の貸与（委託規約11条）、委託事務廃止の場合の措置（委託規約12条）を定めるなど、やや細かい規定が見受けられる。

また、本事例においても、委託規約13条に基づき、両市長間で「みどり市と桐生市との間における消防事務の委託に関する協定」（平成18年3月27日）を締結し、委託事務に関する細目的事項を定めている。具体的な内容としては、2005年覚書に沿った委託事務費の算定方法（同協定1条）、みどり市の消防団の活動に関する事項（同協定3条、4条）などが定められているが、東広島市等の事例と比較すると、委託事務の管理執行に伴うみどり市の負担として、消防法（昭和23年法律第186号）の規定による損失補償等に限らず、国家賠償法（昭和22年法律第125号）、民法（明治29年法律第89号）その他の法律の規定による損害の賠償まで含めている。

（イ）組織及びその運営について

桐生市消防本部は、桐生消防署、同署東分署、南分署、桐生みどり消防署、同署大間々新里分署、黒保根東分署の2署4分署での組織となっている。このうち、桐生みどり消防署は市町村合併に伴う各署の適正な配置と出動区域の見直しを図るため、2009年1月、旧2分署を廃して設置されたものであり、みどり市に所在している。財源には桐生市の合併特例債が充てられた。

⁷⁴ 両市に帰属させた財産の割合は、桐生市95.5%、みどり市4.5%であり、それまでの負担割合は、平均的な数字は出ないとしつつ、基本的には、桐生市側が70%ぐらい、みどり市側が30%ぐらいだったとしている。同部長答弁。

⁷⁵ 同部長答弁。

同消防本部の消防職員数は、2011年4月1日現在218名であり、一部事務組合で実施していたときと比べて増減はない。すべて桐生市の職員であり、みどり市からの出向者はいない。

(ウ) 事務に要する経費について

予算規模は、委託費の算定の基礎となる常備消防費の当初予算ベースの額で、2005年度（桐生広域圏組合）は19億3511万円、2010年度（桐生市） 20億7555万円となっている。両年度の内訳を比較すると、給料以下ほとんどの節で2010年度は2005年度の額を下回っているものの、消防車両を購入していることから、2010年度の予算規模が大きくなっている。

委託料の算定方法は、みどり市と桐生市との間における消防事務の委託に関する協定1条1項により、桐生市常備消防に係る費用を桐生市とみどり市における前年度の消防費の基準財政需要額割で算定したみどり市に相当する額とされている。

監査については、桐生広域圏組合で行っていたときは、組合設置の監査委員が監査していたが、事務の委託後は桐生市の監査委員が監査を行っている。

(エ) 財産管理について

前記のとおり、2005年覚書において、常備消防事業に係る組合財産は桐生市に帰属するものとされており、桐生市が保有、管理している。

なお、前述の桐生みどり消防署の建設に際しては、敷地の無償供与をみどり市から受けている（委託規約11条）。

(オ) 議会对応について

桐生広域圏組合の議会では、年2回定例会を開催し、2月に予算の審議、8月に決算の審査を行っていた。組合職員は、一定の職員が桐生市企画部付で併任されていたので、桐生市議会において答弁を求められることもあった。

現在、桐生市議会に諮られる委託事務に関する議案は、予算、決算、条例案などである。このうち、委託事務関連条例は、消防署等の設置条例と火災予防条例である。委託事務に関して市議会ではほとんど議論されることはないが、桐生みどり消防署を設置するための設置条例の改正に際しては、署の名称に関して多くの質疑が出された。

(カ) 関係団体間の調整プロセス等

委託規約7条により、両市長による連絡会議を年1回開催することとされている。また、両市の担当課長で例年2月中旬に連絡会議を開催し、委託費の算定や新規事業について説明が行われている。事務局レベルでの常備消防に関する調整は予算及び決算でそれぞれ年1回、その他懸案事項があればその都度行われている。

2 一般廃棄物処理事務の共同処理について（事務の委託と一部事務組合）

（1）共同処理する事務の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」とする。）では、廃棄物のうち一般廃棄物（廃棄物処理法2条2項）の処理を市町村の責務とし（同法4条1項）、一般廃棄物処理計画の策定を義務付け（同法6条）、この計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならないこととしている（同法6条の2第1項）。

一般廃棄物処理（ごみ処理）の広域化については、ダイオキシン問題を契機として、1997年、「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月17日衛環173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）が出され、都道府県は広域化計画を策定し、その計画に基づいて区域内の市町村を指導することが求められた。この広域化計画では、地理的条件、社会的条件を勘案しつつ、可能な限り焼却能力300t／日以上（最低でも100t／日以上）の全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、都道府県内の市町村を広域ブロック化し、ブロックごとに広域化に向けた廃棄物処理施設の整備計画を策定するなどとされている。

また、廃棄物処理法5条の2第1項に基づき環境大臣が策定する基本方針⁷⁶では、市町村は、「一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図るものとする」⁷⁷とされ、同法5条の3に基づき閣議決定される廃棄物処理施設整備計画⁷⁸では、「一般廃棄物処理施設整備事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正な処分を進める上での必要性を踏まえ、他の市町村との連携等による広域的な取組を図る」⁷⁹ものとされている。

（2）東広島市、竹原市及び大崎上島町の事例

ア 共同処理の経緯

東広島市、竹原市及び大崎上島町の区域の一般廃棄物処理については、一般廃棄物処理施設の設置管理等について、従来、消防事務同様、竹原広域行政組合及び賀茂広域行政組合によって共同処理していた⁸⁰。同地域の市町村合併を経て、事務処理の枠組みが変化し、東広島市は旧安芸津町の区域を除き単独で、竹原市、大崎上島町及び東広島市の旧安芸津町の区域については竹原広域行政組合により、同事務を処理することとなった。

一方、ごみ処理の広域化に関して、3市町の区域は1998年に広島県が策定した広島県一

⁷⁶ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年環境省告示第34号）。

⁷⁷ 前掲基本方針三2（3）。

⁷⁸ 平成20年3月25日閣議決定。

⁷⁹ 同計画2（4）。

⁸⁰ 3頁注7、8。

一般廃棄物広域処理計画において竹原・東広島ブロックと位置付けられ⁸¹、ごみ処理を共同して行う方針が示されていた。これを受けて関係市町長により構成される一般廃棄物広域処理竹原・東広島ブロック協議会（事実上の協議会）において検討を進め、それぞれが管理運営する既存のごみ処理施設3施設を統廃合して1施設に集約することなどを内容とする一般廃棄物処理施設整備基本構想を2008年6月にまとめた。同協議会ではこの基本構想をベースに、2009年3月、「竹原・東広島・大崎上島地域における一般廃棄物の広域処理体制について報告書」（以下「広域処理体制報告書」とする。）を策定し、その中で広域処理体制に係る事業主体についてとりまとめ、新たに関係市町において一部事務組合を設立し、新施設の整備と既存施設の管理、運営にあてることとした。

以上のような経緯を経て、2009年10月、2市1町により構成される広島中央環境衛生組合（以下「環境衛生組合」とする。）が設立され、共同処理が開始されたものである。

イ 共同処理の方式

共同処理の経緯にあるように、本事例では、共同して新しい一般廃棄物処理施設（ごみ焼却処理施設及びし尿処理施設）を整備する上で適切な方式として一部事務組合が選ばれたものである。

広域処理体制報告書では、事務の処理方式として事務委託方式と一部事務組合方式についてそれぞれの課題と経費を比較し、経費的には大差は見られないが、新施設の建設及び既存施設の管理を一括して行う上で一部事務組合方式が優位であると判断している。具体的には、以下の点で、一部事務組合方式が優位としている。

・新規施設の建設に関すること

事務委託方式については、受託者の東広島市の方針のみで新施設を事業計画し、建設することは委託者の理解が得られにくい、としている。

一部事務組合方式では、組合議会により関係市町の意見を反映でき、また関係市町の首長を管理者又は副管理者として位置付け、各事業を履行できるため、妥当であるとしている。

・周辺住民交渉に関すること

事務委託方式では、東広島市だけが事業主体として周辺住民と交渉する場合、他の自治体のごみを受け入れることに対し住民の合意が得られにくい、としている。

一部事務組合方式については、新規施設の建設に係る優位点と同じである。

なお、本事例に係るヒアリングの中で、一部事務組合の優位性に関連し、新施設の立地場所については構成市町及びその周辺住民の合意形成が重要であること、施設の建設費は施設の整備内容により大きく変動するので、整備内容に係る検討段階での合意形成が必要であることなどの指摘があった。

⁸¹ 広島県一般廃棄物広域処理計画の策定当時は、竹原市、安芸津町、大崎町、東野町、木江町、東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、大和町、河内町の2市9町。

ウ 共同処理の実態

(ア) 規約等

一部事務組合の規約の規定事項は自治法287条に定められているが、本事例の「広島中央環境衛生組合規約」（平成21年10月1日指令市行第43号、以下「組合規約」とする。）は共同処理する事務として、「一般廃棄物処理施設の設置に関する事」と及び「一般廃棄物処理施設の管理及び運営に関する事」としている（同規約3条）。したがって一般廃棄物の収集・運搬は構成団体がそれぞれ行う。

組合議員の定数は12人であり、東広島市7人、竹原市3人、大島上島町2人と割り振られ（同規約5条）、各市町の議会で選挙した議員を充てることとされている（同規約6条）。管理者は東広島市長の充て職であり（同規約8条2項）、副管理者は他の首長の充て職だが（同規約9条2項）、議会の同意を得て副管理者を1名置くことができる（同条3項）。組合規約では、そのほか会計管理者（同規約10条）等の補助機関や監査委員（同規約12条）⁸²などについて定めているが、組合の経費のうち関係市町の負担金の負担割合については、組合の条例で定めるとしている（同規約13条2項）。

なお、廃棄物処理法6条1項の一般廃棄物処理基本計画については、従来は東広島市と竹原広域行政組合はそれぞれで策定していたが、現在は構成団体の2市1町と環境衛生組合が共同で策定している。

(イ) 組織及びその運営について

(ア) で示したとおり、東広島市長の充て職となる管理者1名、竹原市長及び大崎上島町長の充て職となる副管理者2名、常勤副管理者1名、事務局長1名、以下6課あり、会計管理者は東広島市の会計管理者が兼務している。監査委員は3名であり、識見を有する者である委員が1名、組合議員である委員を2名としている。職員の人数は27名で、うち組合職員は13名、派遣職員は東広島市から13名、竹原市から1名である（実員）。

(ウ) 事務に要する経費について

予算編成の流れは、10月頃、環境衛生組合内部での予算見積もり、総務課査定がある。12月から1月にかけて構成市町において経費の分賦金に係る財政課の予算ヒアリングがあるので、構成市町の担当課の説明の際には環境衛生組合の担当課も同席している。組合議会の3月の定例会に予算案を上程する。

決算については一般の市町村と同じ流れであるが、組合議会での認定後、構成市町に報告している。

監査については自治法の規定に沿って行われるが、組合の監査委員条例に手続きの補足事項的な内容を定めている（広島中央環境衛生組合監査委員条例（平成22年条例2号））。

⁸² 昭和41年1月13日の行政実例によれば、監査委員の定数、選任の方法及び任期に関する事項並びに事務局及び職員の設置に関する事項は規約に規定しなければならない。

予算規模は、当初予算ベースで、2010年度33億1345万円、2011年度36億854万7000円である。内訳は大部分が既存施設の管理運営費であり、新施設の整備費はまだあまり計上されていない（2011年度で約7200万円、地質調査など。）

関係団体の負担割合は、広島中央環境衛生組合負担金条例（平成21年条例19号）において定められ、議会費、総務費などの共通管理費は均等割25%、人口割75%とし、施設建設費は均等割5%、人口割95%とし、既存の施設の運転管理費については、その施設が対象とする市町がすべて負担（複数の市を対象とする場合は人口割100%）としている（同条例別表）。

（エ）財産管理について

環境衛生組合の設置に際し、竹原広域行政組合の財産がすべて環境衛生組合に帰属し、また、東広島市、竹原市から必要な財産の無償の帰属を受けている。

（オ）議会对応について

定例会は年2回であり、12月は決算と人件費、3月は予算が主な議題となる。組合議会ではこれまでほとんど質疑は出されていない。一方構成団体の議会で組合関連の議題が審議されるときは、必要な資料を組合が提供し、構成団体の担当課において対応している。

（カ）関係団体間の調整プロセス等について

関係団体との調整は、議会对応、予算等については担当課の職員で行い、新施設整備に伴う調整など政策レベルのものについては、副管理者、事務局長、担当課長が行っている。

（3）桐生市及びみどり市の事例

ア 共同処理の経緯

桐生市及びみどり市の一般廃棄物の処理については、従前、桐生広域圏組合において清掃センターの設置及び管理を行っていた。現在の清掃センターは1996年に完成しており、桐生市（旧新里村）に所在している。同センターは、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、最終処分場埋立地・浸水処理施設から成る。2005年覚書により、桐生広域圏組合が実施していたごみの処理に関する事務は桐生市が引き継ぐこととなり、みどり市の同事務を受託することとなった。

イ 共同処理の方式

共同処理の方式を事務の委託によることとした理由は消防事務の場合と同様であるが、桐生広域圏組合の職員はすべて桐生市から出向しており、組合のプロパー職員はいなかった。

ウ 共同処理の実態

ごみ処理に関する事務について桐生市は、みどり市のほか、旧藪塚本町の区域に係るごみ処理に関する事務について太田市から、旧赤堀町の区域に係るごみ処理に関する事務について伊勢崎市から、委託を受けている。

(ア) 規約等

「みどり市と桐生市との間におけるごみ処理事務の委託に関する規約」（平成18年3月27日桐生市告示第14号、以下（3）において「委託規約」とする。）1条において、委託事務の範囲は、「みどり市が桐生市清掃センターに搬入したみどり市の区域に係るごみの処理に関する事務の管理及び執行」としている。東広島等の事例同様、一般廃棄物の収集、運搬は共同処理の対象ではなく、同規約2条において「みどり市は、当該区域内におけるごみの収集は、自己の責任において行い、桐生市の指定する場所に搬入するものとする」と規定されている。また、同規約3条では、桐生市は、やむを得ない事情によりごみ処理が不可能と認めるときは、みどり市に対してごみの搬入停止等を求めることができるとしている。その他の内容については、両市の消防事務の委託に関する規約とほぼ同じである。一般廃棄物処理計画については、両市はそれぞれ独自に定めている。

(イ) 組織及びその運営について

桐生広域圏組合がごみ処理の事務を行っていた2005年度は、清掃事業部として1部2課3係の計20名であったが、桐生市が事務の委託により共同処理をしている2010年度には1課3係16名と4名の減員となっている（桐生市の行政改革の取組みによる）。

桐生市において委託事務を処理する職員はすべて桐生市の職員であり、みどり市からの出向職員はいない。桐生広域圏組合で行っていた際にも、すべて桐生市から出向した職員が事務を担当していた。

(ウ) 事務に要する経費について

予算編成については、桐生広域圏組合は、2月と9月の年2回、組合議会の定例会を開催し、それぞれ予算と決算を審議していた。各構成団体では、組合議会の予算の議決後に、それぞれの議会で負担金も含めた予算案の審議をしていた。事務の委託後は、桐生市の一般会計予算に計上される（委託規約5条）ので、同市の予算編成のスケジュールに従って予算編成が行われている。委託団体（3市）との調整は、年2回開催される業務連絡協議会により行っており、この会議で予算に関する意見を求めている。

決算に関しても桐生市の決算の一部として作成されるが、委託規約8条により委託事務に関する部分は委託市の首長に通知する。また、決算により委託料が確定するので、例年10月に開催される業務連絡協議会で報告し、委託料の精算を当該年度の委託料の納入に併せて行っている。

監査については、組合で実施していた際は、組合設置の監査委員が監査を実施し、事務の委託後は桐生市の監査委員が監査を実施する。

予算規模は、当初予算ベースで、歳出2005年度13億5383万4000円、2009年度9億4751万2000円であり、清掃センター費のみの比較では、2005年度13億5361万6000円、2009年度9億4125万8000円である。両年度では、積立金と工事請負費の額に大きな差があるので、これを差し引くと、2005年度9億2471万8000円、2009年度8億8815万5000円となる。

委託料の算定方法は、清掃センター事業については、建設関係費、維持管理関係費ともに人口割100分の10、搬入量割100分の80、均等割100分の10としている（2005年覚書）。

（エ）財産管理について

2005年覚書において、清掃センター事業に係る組合財産は桐生市に帰属するものとされており、桐生市が保有、管理している。

共同処理事業を実施する上で取得する財産は桐生市に帰属している。

（オ）議会対応について

桐生広域圏組合の組合議会については、2月と9月の年2回の定例会が開催されていた。事務の委託後は各市においてそれぞれ対応している。桐生市では議会での審議は経費関係だけだが、各年度一般廃棄物処理実施計画を策定するので、同計画について議会の担当委員会に説明している。

（カ）関係団体間の調整プロセス等

桐生広域圏組合で実施していた際には、組合議会及び構成市町村負担課長会議において調整をしていた。事務の委託後は、年1回開催の首長による連絡会議（委託規約9条）と年2回（5月と10月）開催の事務担当者による業務連絡会議により調整している。

3 事務の委託と一部事務組合による共同処理の特色

（1）共同処理する事務と方式の選定について

1、2を通じて、二地域の事例について、消防事務及び一般廃棄物処理事務の共同処理に関し、一部事務組合による場合と事務の委託による場合を見てきたところである。

これらの事務の特徴としては、共同処理の方針が国により示されていること、特に一般廃棄物の処理については、一定規模以上のごみ焼却施設の設置が求められ、共同処理が不可避である点が挙げられる。

共同処理の方式としては、消防事務については、両地域とも一部事務組合から事務の委託に処理方式を変更したが、一般廃棄物処理事務については、一部事務組合を変更して一部事務組合とした地域と事務の委託とした事例に分かれた。

一部事務組合から事務の委託とした事例（東広島等の消防事務、桐生等の消防事務及び

一般廃棄物処理事務)については、事務処理の効率性が理由として掲げられている。さらに、東広島等の事例では事務の委託の方が専門的な部署による事務処理が可能となる点を指摘し、桐生等の事例では効率性に加え、「効果的であるか否か」との観点からも検討を加え、事務の委託としている⁸³。

一方、東広島等のごみ処理の事例については、一般廃棄物処理の新施設の建設に当たり関係団体の協議により方針が決定されること、及びいずれの構成団体とも異なる主体が事務を行うこと、が重要な要因となり、一部事務組合方式を選定している。

以上のように、ケースバイケースではあるが、関係団体間の利害調整が必要とされる事務や、対住民で構成団体のいずれにも偏っていない中立的な主体である（ように見える）ことが重要な事務については、事務の委託方式はなじまないが、一般的には事務の委託の方が効率的であり、このことが選定要因となりやすいことが窺える。

（２）組織、機構について

一部事務組合は構成団体から独立した行政主体であり、普通地方公共団体に関する規定を準用するので（自治法292条）、共同処理する事務の内容にかかわらず一定の機関の設置が義務づけられ、また団体を運営する上で必要な総務部門も必須であることから、組織、機構が複雑化せざるを得ない。一方事務の委託は、そのような部門を独立して設置する必要がなく、組織、機構の簡素化が図られる。

事務の効率化の面からいえば、組合議会は一般的に必ずしも活発な議論がなされていないが、少なくとも年2回の定例会を実施する必要がある、ほぼ構成団体の議員を兼ねているので、構成団体の議会日程と調整する必要がある。また、総務部門は、事務量が少ないとしても、人事・給与や会計など最低限のものは必要となるので、事務の委託と比較して、効率性に劣ることは否定できない。

（３）財産の取扱いについて

一部事務組合の場合は、組合が共同処理する事務に係る財産の帰属主体となるが、事務の委託の場合は一般的に受託団体が共同処理する事務に係る財産の帰属主体となっている。財産を取得する際の財源についての考え方は様々であり、東広島市等の消防の事例のように消防署ごとに独立採算のように算定し、管轄する区域に応じて負担する団体を定めている例もあれば、桐生市等の消防の事例のように概括的に基準財政需要額で按分している例もある。いずれにせよ、財産の所有者と使用者が異なるといろいろ不都合なので、関係団体の財産の所有意識はともかく、一致させておくべきであろう。桐生市・みどり市の事例でも、一部事務組合の財産の処理について様々な議論があったようであるが、結果と

⁸³ 「効果的」の中身は定かではないが、2004年12月20日の桐生市議会第4回定例会において、同市企画部長は、桐生広域圏組合が実施していた事務の共同処理方式の選定に関し、「現時点では行政の効率性、迅速性、能率性の観点から検討すべきと考えておりまして、本来行政というのは1市の裁量権、議決権によって進めるべきであり、この上に立ってさらに事業の効率性が求められればその方法をとるべき」との認識を示している。

して桐生市単独の所有としている。

（４）民主的統制の観点

一部事務組合については、議会は直接選挙又は間接選挙により選ばれた議員により構成される（広域連合の場合は連合長も選挙される。）ので、直接請求（直接選挙している場合。ただし議論がある⁸⁴。）、住民監査請求が認められていることと合わせ、当該区域の住民による民主的統制はなされていると評価できる。事務の委託については、当該事務に関する権限が受託団体に移動し、委託団体は当該事務に関して直接、権限を行使することができなくなるので、当該事務に係る統制は、委託団体の住民から選出されていない受託団体の首長及び議会によることとなる。もちろん規約の締結段階の協議や委託団体・受託団体間の連絡会議などで委託団体の意向を反映させる仕組みを設けることはできるものの、民主的なコントロールの及ばない団体により事務が執行されている点は本来的な課題である。事務の委託は委託団体・受託団体の意思の合致を根拠とする⁸⁵のであれば、そのこと自体が正当化根拠となるのかも知れないが、より積極的に、委託団体の条例、規則等を共同処理する事務に適用させるよう、規約に定めることも（自治法252条の16）、委託団体の議会による統制を回復する一つの方策であり、効率性の観点などから受託団体と別の定めをすることは難しいかも知れないが、積極的な活用を検討してもよいのではないか。

（５）適正な事務執行を確保する仕組みについて

適正な事務執行を確保する仕組みとして、行政の透明性という観点では、2010年4月1日現在で、一部事務組合の情報公開条例の制定状況は1,574団体中623団体（制定率39.6%）、広域連合は115団体中101団体（同87.8%）となっており、都道府県は全団体、市町村も1,750団体中1,747団体（同99.8%）が制定していることと比較すると著しく低いと言わざるを得ない⁸⁶。一部事務組合は透明性を高めて、説明責任を果たす必要がある。

情報発信という点では、ホームページを作成、公開している団体は、2010年7月1日現在で、一部事務組合が1,572団体中729団体（46.4%）、広域連合が115団体中102団体（88.7%）となっており⁸⁷、同様に一部事務組合の割合が低く、ホームページを作成、公開する人的物的資源に乏しいのかもしれないが、住民に対する積極的な情報提供が行われているとは評価しがたい。

また、適正な行政執行という点に関連して、消防事務に関し、事務の委託を含む単独の消防本部設置と、組合により共同で消防本部を設置した場合の消防力整備の状況を見ると、はしご自動車、化学消防車といった高額の車両の整備率に大きな差が生じているよ

⁸⁴ 秋田1990、132頁。

⁸⁵ 斎藤2009、15頁。

⁸⁶ 総務省「地方公共団体における情報公開条例の制定状況」（平成22年4月1日現在）。なお、一部事務組合の行政手続条例の策定状況、行政評価の取組み状況については調査結果が見当たらなかった。

⁸⁷ 総務省「平成22年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成22年7月1日現在）」28表。

うに見える⁸⁸。必ずしも十分なデータが取得されていないので、一般的な傾向としてまで言い切るのはやや難しいが、高額な財政支出は政治的な判断を要することも考慮すると、複数当事者による集合的な意思決定は、一般に言われるような意見調整に手間がかかるという時間的なデメリットでは表現し切れていないデメリットが生じていると思われる。

さいごに

総務省「平成22年度地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」によれば、事務の委託の件数は5,000件以上あり、幅広く様々な事務に活用されているが、そのうち3,000件程度は公平委員会、住民票の写し等の交付、競艇の場外勝舟投票券の販売となっている。

総務省2009では、事務の委託の課題として、「委託団体・受託団体双方において権限が完全に受託団体に移動することに懸念が生じる場合がある」とし、連絡会議の定期的な開催などにより「委託・受託団体双方の不安を解消していくことが必要である」としている⁸⁹。

確かにそのような工夫が重要であることは言うまでもないが、当事者のそのような不安が事務の委託を活用する上での最大の障害になっているのだろうか。この点、斎藤2009は、事務の委託の実質的な根拠に関し、受託者の側には、ポジティブな合意形成への根拠がはっきりしないと、ただ、「すでになされている連携については、その存続と解消に関して、信義則法理の適用が問題となることもあり得よう」と指摘している⁹⁰。

この指摘が正しいとすれば、事務の委託のさらなる活用のため、この指摘を一步進め、それぞれの地域のこれまでの経緯や置かれている状況から、信義則に従い、連携を進めることも是認されよう。受託団体に積極的なインセンティブのない中で都道府県による調整が期待される場面であり、国も積極的に支援すべきではないだろうか。

【参考文献・資料等】

- ・秋田周『実務地方自治法講座9 特別地方公共団体・広域行政』ぎょうせい、1990年
- ・(財)日本都市センター『基礎自治体の将来像を考える—多様な選択の時代—to—』2009年
- ・総務省「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」2009年
- ・第29次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」2009年
- ・松本英昭『新版 逐条地方自治法 第6次改訂版』学陽書房、2011年
- ・宮澤弘・岸昌「改正地方自治法解説」自治研究28巻9月臨時号（1952年）

⁸⁸ 本報告書資料3-6。

⁸⁹ 総務省2009、10頁。

⁹⁰ 斎藤2009、13頁。同様の問題意識として、市町村合併に関するものであるが、西尾勝は、「中心地域は周辺地域からの人口・雇用・富・情報の流入に支えられ相対的な反映を維持してきた」ものであって、今回の市町村合併は「中心地域の自治体が周辺地域の自治体をみずからの管轄区域内に包摂する形態になっているものが多い」とする。これは「中心市が後背地域にまで責任を負う仕組みであり、人口・雇用・富・情報を地方生活圏単位で共有し共用し共益する仕組みへの再編」であり、「中心市はみずからにとっての損得を離れて、編入を希望する周辺町村をすべて受け入れる道義的な責任があるのではないか」と指摘している。西尾勝『地方分権改革』東京大学出版会、2007年、140頁-141頁。

第4章 介護保険等認定審査会の共同設置の事例（宇佐市・豊後高田市）

A Case Study on Co-established Certification Committee of Needed Long-Term Care Insurance in Usa and Bungotakada City

委員 甲斐朋香

はじめに

本稿においては、大分県宇佐市及び豊後高田市における介護保険等認定審査会の共同設置の事例について論述する。

介護保険法は、1997年制定、2000年4月に施行された。介護保険制度においては、市町村が保険者として中心的な役割を果たすことが期待されている。一方、介護保険制度の円滑な実施には、市町村における人的・組織的体制の確立と安定的な財政基盤の構築が必要であるという観点から、厚生労働省も、制度創設時より、介護保険に係る業務の「広域的対応」に関心を寄せてきた⁹¹。

殊に、要介護認定審査については、介護保険法にも、都道府県が、市町村の求めに応じて、介護認定審査会の共同設置に必要な調整を行うことができること（16条1項）、また認定審査会を共同設置した市町村の求めに応じ、技術的助言その他の援助をすることができること（同2項）が明記されている。

介護保険認定審査に係る事務の特色としては、法定事務であり、裁量の範囲が小さいこと、専門性を持つ人員の確保が必要となることが挙げられる。一方では、今後、高齢化に伴う事務量の増大も予測される。この分野においては、既に事務の共同処理化がかなり進展しているといえるものの、未実施の自治体にとっては、なお一考の余地があるものと思われる。

本稿が事例として取り上げる2市は、介護保険等認定審査に係る業務について、一部事務組合方式から審査会の共同設置へと、共同処理の手法を変更している。このことから、それぞれの共同処理の手法における特色の比較検討も可能となるものと思われる。

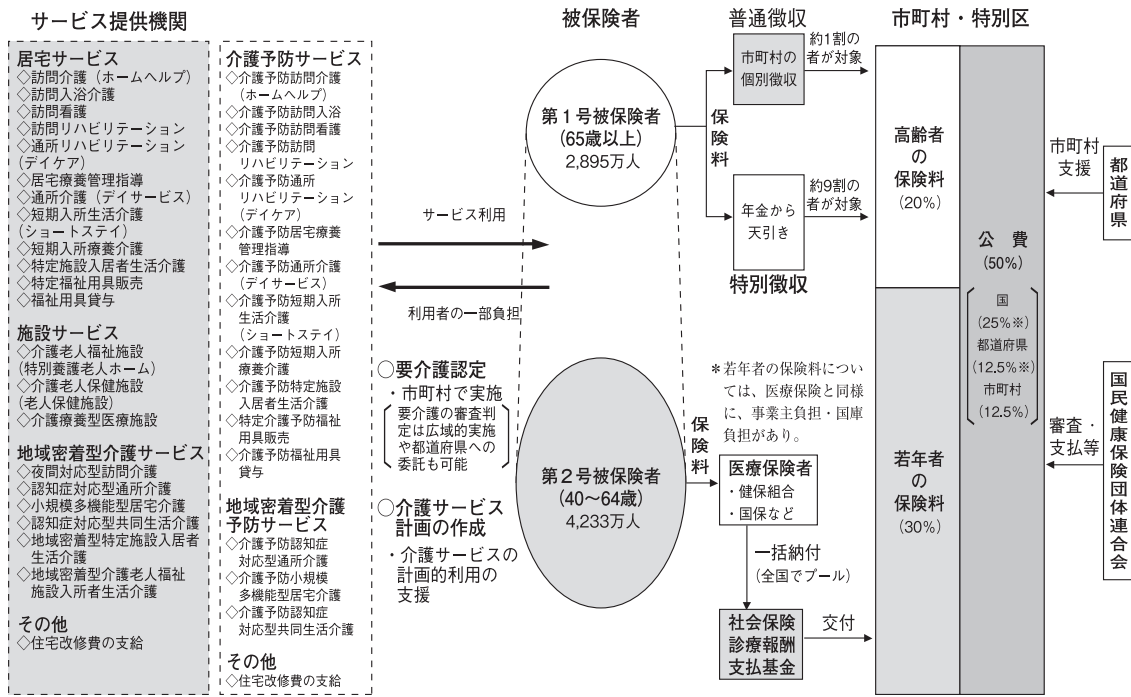
1 介護保険制度の概要

介護保険制度の体系及び市町村の役割については、図表1及び2のとおりである。

介護保険法は、市町村及び特別区（以下、市町村という）を保険者としている（3条1項）。『厚生白書（平成12年度版）』には、そうした制度設計により、住民の意見を踏まえた行政が促される、サービス供給のための負担についても市町村の責任が明確になる、市町村の判断で制度を柔軟に組み立てられる、住民のニーズに応え、地域の間で切磋琢磨するこ

⁹¹ 例えば、厚生白書の平成10（1998）年度版では、広域連合等の設立による介護保険に関する事務の全体又は一部を共同処理、介護認定審査会の共同設置による要介護認定事務の広域的实施、介護保険法に基づく市町村相互財政安定化事業の活用といった具体的手法が提示されるとともに、北海道中空知地方の事例が詳しく紹介されている。

図表1：介護保険制度の体系図



※国の負担分のうち5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得の分布状況に応じて増減
 ※施設等給付費（都道府県指定の介護保険3施設及び特定施設に係る給付費）は、国20%、都道府県17.5%
 ※第1号被保険者の数は、「介護保険事業報告（暫定）（平成22年4月分）」による。
 ※第2号被保険者の数は、社会保険診療報酬支払基金が介護給付費納付金額を確定するための医療保険者からの報告によるものであり、21年度内の月平均値である。

出典：『厚生労働白書（平成23年度版）』

とで、介護サービスの基盤充実が期待される等のメリットが挙げられている。

市町村は、65歳以上の被保険者の管理や被保険者証の発行、住民の要介護認定や要支援認定、保険給付のための費用の支払い等を行う。また、各年度の介護サービスの種類ごとの供給量と費用の見込みをたて、必要な費用を高齢者から保険料として徴収する。

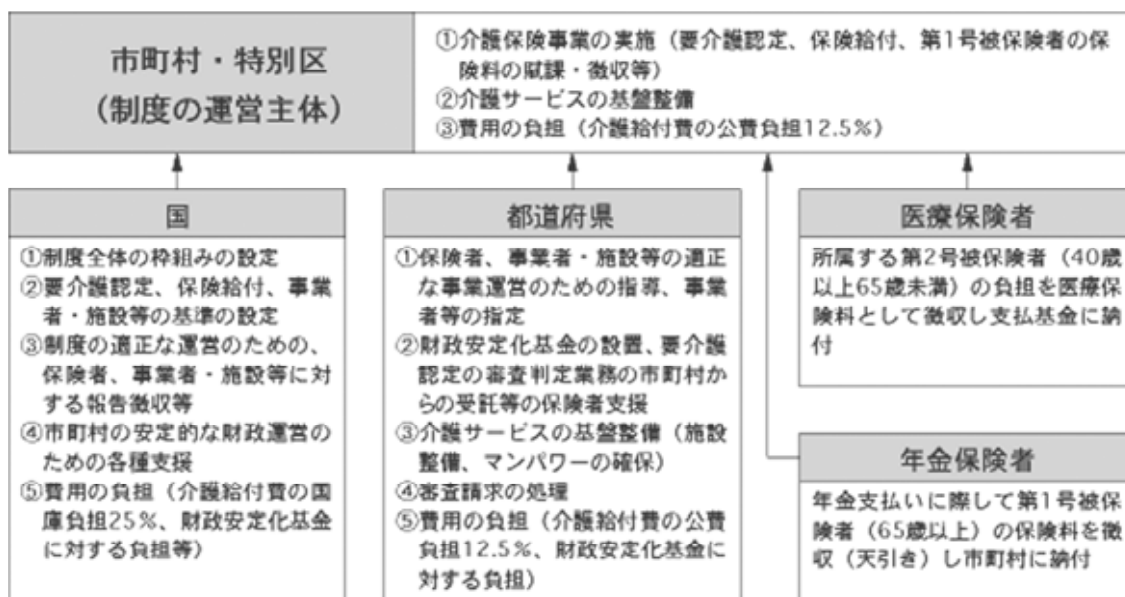
一方、国は、市町村の安定的な財政運営のための各種支援などの措置を講じ、都道府県は、サービス事業者の指定・監督や財政安定化基金の運営などを行うこととなっている。

被保険者が介護給付・予防給付等の介護サービスを受給するには、市町村の要介護（又は要支援）認定を受けることが必要である。要介護認定は、市町村が設置した独立の介護認定審査会によって行われる。介護認定審査会は、要介護者の保健・医療又は福祉に関する学識経験を有する者の中から、市町村長又は特別区の区長が任命した委員によって構成される。委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定めることとなっている。

審査会は、被保険者の心身の状況調査結果、主治医の意見書等に基づき、全国一律に定められた認定基準に沿って、要介護状態区分等を審査判定する。こうして、被保険者の要介護度に応じた給付額（在宅サービスの場合は支給限度額）が設定されることとなる。

介護保険制度運営安定化のための配慮として、市町村による要介護認定の審査判定業務の都道府県への委託を可能とするとともに、都道府県が複数市町村の審査会の共同設置

図表2：介護保険制度における市町村等の役割



出典：『厚生白書（平成12年度版）』

を支援する仕組みが設けられている⁹²。実際、『厚生白書（平成12年度版）』によると、要介護審査認定関係の業務については、既に2000年の制度施行直後から、都道府県への委託を含めると、8割近くの市町村において広域化・事務の共同化がなされていたという。

高齢化の進展に伴い、要介護認定審査に係る事務の量は、今後更に増大することが予想される。『厚生労働白書（平成23年度版）』によると、全国における65歳以上被保険者（第1号被保険者）は、2000年4月末から2010年4月末の10年間に2,165万人から2,895万人と約730万人（34%）の増加、要介護（要支援）認定の申請件数も、2000年度から2008年度の9年間で269万件から500万件と、約231万件（86%）の増加となっている。一方、地方においては、医師をはじめ、専門性の高い人材の確保が困難になることが問題視されている。

もとより、介護認定審査業務は、全国で一律の客観的な基準が定められており、自治体の裁量の余地は小さい。専門性の高い人員の確保という点からも、事務の共同化には比較的なじみやすい分野と言える。

2 宇佐市及び豊後高田市における介護認定審査会共同設置の事例⁹³

事務の共同処理には、新たな法人設立を必要とする一部事務組合及び広域連合方式や、法人設立の手續を要しない機関の共同設置や事務の委託など、いくつかの手法がある。既に述べたように、介護保険法は、複数の市町村による介護認定審査会の共同設置について

⁹² このほかにも、制度運営安定化のための財政面での配慮として、都道府県に財政安定化基金を置き（財源は、国、都道府県、市町村が1/3ずつ）、見通しを上回る給付費増や保険料収納率の低下に起因する財政不足を補うため、資金の交付及び貸付を行うこととされている。

⁹³ 以下の記述に際しては、宇佐市総務部企画財政課課長補佐兼企画調整係長江口弘和氏、同課の中園純次氏、宇佐・高田・国東広域事務組合の事務局長勝見与志一氏、同組合の箕迫一成氏及び宇佐市介護保険等認定審査会事務局審査係長樋田義弘氏に、インタビュー及び資料提供に多大なるご協力をいただいた。また、資料をまとめるに当たっては、財団法人日本都市センター研究員島田桂吾氏に大変お世話になった。ここに記して感謝を申し上げたい。

明文規定を置いている。総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成22年7月1日現在）」によれば、実際にも、機関等の共同処理の件数のうち、介護区分認定審査の占める割合は33.4%（132件）と、公平委員会28.4%（112件）、障害区分認定審査25.8%（102件）と並んで高い比率を占めている。

本項では、一部事務組合方式と共同設置方式の比較という点に留意しつつ、宇佐市及び豊後高田市における介護認定審査業務の共同処理の事例の検討を行うこととしたい。

（1）地域特性

現在の宇佐市は旧宇佐市と院内町、安心院町との新設合併により、また現在の豊後高田市は旧豊後高田市と西国東郡真玉町、香々地町との合併により、それぞれ2005年3月31日に誕生した市である。

八幡宮の総本社である国宝・宇佐神宮を擁する宇佐市は、周防灘の恵みを受けた水産業、平野部及び山間部での農業、酒造業、自動車部品等の技術産業、安心院地域でのグリーンツーリズム等地域資源を活かした観光業などが主要産業である。

その宇佐市と隣接する豊後高田市もまた、瀬戸内海国立公園及び国東半島県立自然公園

図表3：宇佐市・豊後高田市・国東市に関する基礎的データ

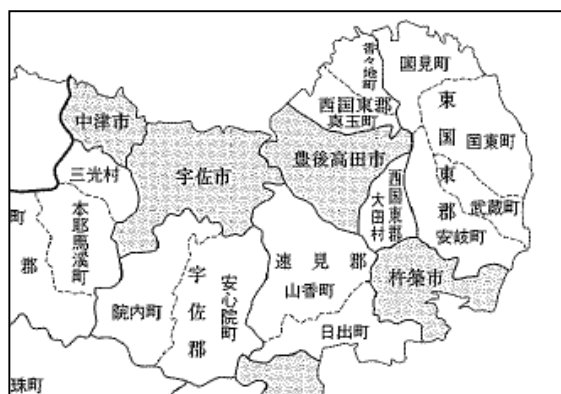
	宇佐市	豊後高田市	国東市
人口（人）	61,061	24,341	33,113
面積（km ² ）	439.12	206.64	317.84
世帯数	23,399	9,664	13,673
財政力指数	0.43	0.29	0.32
財政規模（千円）	16,326,181	8,979,556	13,458,473
職員数（人）	593	307	438
議員数（人）	26	20	22

※人口、世帯数、議員数は平成22年3月31日現在のデータ参照。

※財政力指数、財政規模は平成21年度の決算カード参照。

※職員数は総務省平成22年度店員管理調査結果（平成22年4月1日現在）における普通会計職員数

図表4：市町村図（1999年）



図表5：市町村地図（2010年）



を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山文化ゆかりの史跡等、豊かな自然と歴史文化等、豊かな地域資源を有している。最近では、「昭和の町」をモチーフにした観光が脚光を浴びている。

両市は中津市を中心市とした定住自立圏協定を2009年11月2日に締結した。2010年3月12日にはこの圏域における定住自立ビジョンも策定され、小児救急医療体制の確保、勤労者福祉サービスセンターの運営、公共交通や広域道路網整備、職員の合同研修、人材交流の推進等を行うこととなっている。

図表3は、両市の人口・面積・財政状況などについての一覧である。同表には、併せて、ごみ処理施設建設に係る業務の共同処理のために新設された一部事務組合の構成市町村である国東市のデータも記載している。

なお、国立社会保障・人口問題研究所が2008年12月に発表した『日本の市区町村別将来人口推計』においては、2005年の生産年齢人口を100とした場合に、2035年には、宇佐市で64.5、豊後高田市では60.4に減少すると予測されている。一方、老年人口割合については、2005年→2020年→2035年の間に宇佐市では29.0%→36.6%→39.2%、豊後高田市では32.9%→39.8%→41.5%と増加することが推計されている。

（2）事務の共同処理の経緯

宇佐及び豊後高田市における介護認定審査会の業務は、当初、1971年に設立された宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合によって共同処理されていた。両市を構成市町村とするこの一部事務組合は、そのほかに広域観光、ごみ処理施設の新設、障害者福祉に関する業務の共同処理も行っていた。しかし、注目されていた新たなごみ処理施設の建設計画が、建設予定地の住民の同意が得られず中止となった。ごみ処理施設新設については、2006年、両市に国東市を加えて協議を行い、3市による共同処理の方針が決定した。さらにごみ処理施設新設計画に関する業務を処理するため、宇佐・豊後高田の2市を構成市町村とする既存の一部事務組合を解散し、新たな組織を設立することとなった。こうして、2007（平成19）年9月、宇佐・豊後高田・国東の3市を構成市町村とする宇佐・高田・国東広域事務組合が設置された。

宇佐・高田地域広域市町村圏事務組合の解散後、介護及び障害の審査会は機関の共同設置、広域行政の事務は協議会の設置によって処理されるようになった。

新設された一部事務組合の構成市町村である国東市は、単独で介護認定審査会を設置していた。このため、宇佐市・豊後高田市における介護認定審査業務の処理方法については、新たな一部事務組合での共同処理は検討されなかった。

宇佐市では当初、介護認定審査会の単独設置を考えていた。しかし、豊後高田市が単独で業務を実施するには、人材面かつ物質面において困難な状況もあった。解散した宇佐・高田広域市町村圏事務組合の財産処分に際しては、財産を2市間で分割せず、執務場所がある自治体に帰属させることが決まっていたためである。介護保険認定審査会の業務は宇

佐市役所近くの「ウサノピア文化会館」にて行われており、コンピューターやプログラム等は宇佐市の帰属とされており、豊後高田市が単独で審査会を設置するとしたら、経費が嵩むことが必定であった。また、豊後高田市から一部事務組合へ派遣されていた職員数は、宇佐市の半分の1名であり、業務のノウハウの蓄積は十分とは言えなかった。

こうした状況の下、豊後豊田市から宇佐市に対して強い要望があり、2市による介護認定審査会の共同設置が決まったのである。

（3）介護認定審査会に係る業務の共同処理体制

現在、2市の共同設置による介護認定審査会は、年間約150回開催されている。1回で処理される件数は平均で40件ほどという。審査会の中に計16の合議体があり、1合議体における会議の開催頻度は月に1回である。2009年4月にプログラムが変更された直後は若干時間がかかっていたが、現在は通常のケースで1分半、審査が困難なケースでも5分程度で済むようになったという。一次判定を1週間前に実施し、特記事項等を記した資料を委員に事前配布しておき、当日は事前配布した資料をもとに判定を行うこととなっている。

審査会には16の合議体が設けられている。1合議体は7名＝委員長・副委員長各1名（原則として医師）＋5名の委員で構成されており、現在、委員数は計110名である。委員の推薦は①職種団体（医師会等）②勤務先（施設経営者等）の2段階の推薦で選出する。職種団体がない場合は施設長からの推薦等によって選出されている。

介護認定審査には専門性を持つ人員が必要である。宇佐及び豊後高田の場合、現在、医師はほぼ確実に確保できるものの、保健師の確保が難しく、他の職種の委員を多めに選ぶこともあるという。

（4）事務処理方法の変化

ア 事務局職員

介護認定審査会事務局の人数は、一部事務組合時代も現在も5名体制である。内訳は、一部事務組合方式の時代は宇佐市から2名（管理職と係員）、豊後高田市から1名の派遣職員、臨時職員2名であった。現在は、宇佐市職員4名（うち2名が臨時職員）、豊後高田市1名（係員）となっている。一部事務組合時代も、組合プロパーの採用者はいなかったという。

職員に対する辞令は、宇佐市では一部事務組合時代は派遣辞令（宇佐市）と配属辞令（組合）の計2枚の交付から、現在は配属辞令（宇佐市）1枚の交付となり、豊後高田市では派遣辞令（豊後高田市）と配属辞令（豊後高田市と組合）の3枚の交付から、現在は派遣辞令（豊後高田市）と配属辞令（豊後高田市と宇佐市）の3枚の交付となっている。

豊後高田市の派遣職員の配属については、豊後高田市保険年金課と宇佐市介護保険認定審査会事務局とされ、併任辞令が出されている。また、豊後高田市の派遣任期は1年であり、給与は豊後高田市の条例によっている。

イ 人事異動

一部事務組合の時代には①総務企画係②介護保険係③ごみ処理施設建設推進係から構成され、事務局内部で人事異動が行われていた。現在の共同設置方式においては、1係のみのため、内部異動はなくなった。人事異動の頻度には、共同処理方式の変更に伴う変化はないとのことである。

ウ 予算・決算

規約により、介護認定審査会に要する経費は、宇佐市の予算に計上し、支出することと定められている。2市の経費負担の率も規約により均等割（10%）と審査件数割（90%）と定められている。

こうした負担金計算の率については、一部事務組合方式による共同処理の時代から変更はない。ただし、負担金計算に係る対象経費については、共同設置方式となってからは職員の人件費を含まないこととする、という変化があった。

予算編成のスケジュールについては、従来の一部事務組合においても、構成市と同じスケジュールで行われていたため、共同処理方式の変更の前後で変化はない。一部事務組合の時代も、共同設置方式となった現在と同様に財政課からのヒアリングを受けていた。一部事務組合は、ゴミ処理場の建設という政治的な課題を抱えていたこともあり、予算の「圧縮圧力」は現在と比べると小さかったという。

決算は宇佐市にのみ提出する。宇佐市議会で認定を受けたら、豊後高田市へ報告することが、規約で定められている。

図表6は、一部事務組合方式と共同設置方式での予算・決算額を比較したものである。人件費を差し引いても一部事務組合よりも現在の方が予算削減できていることになるという。その理由としては、公用車等、宇佐市の備品を使用できるようになった分の支出が減ったこと、また、一部事務組合で行っている事務は有利に予算計上ができており（ごみ処理施設建設という政治的問題も抱えていたため）、余裕のある予算となっていたことが挙げられる。

図表6：予算・決算比較表

	予算	決算
2005年度 （一部事務組合）	45,190千円（派遣職員の人件費の負担金24,354千円を含む）	39,045千円（同左24,354千円を含む）
2009年度 （宇佐市）	14,221千円（職員の人件費の負担含まず）	13,993千円（同左）

エ 監査

一部事務組合方式による共同処理が行われていた時期には、監査は市の事務の経験者と構成市の議員が担当し、年に1回実施されていたが、指摘を受けたことはほとんどなかったという。監査の執行方法については宇佐市の条例が流用されている。

一部事務組合方式から共同設置方式の変更に伴い、監査の書類の様式も変わった。宇佐市庁内共通のものを用いる現在の書式の方が見やすく、監査を行う議員にとっても見慣れたものである分、より厳しい指摘がなされるようになったという。

豊後高田市では負担金の内容について監査を行う。豊後高田市から宇佐市に対して、監査を行いたいという申し入れはない。

オ 議会及び住民への対応

一部事務組合の議会では予算・決算の承認を行っていた。一方、両市議会における質問は、一部事務組合方式の時代も、共同設置方式への変更以後も、両市議会における質問はほとんどなかったという。その要因としては、要介護認定審査業務は法定事務であり、裁量の余地がほとんどないことが挙げられよう。宇佐市議会における介護保険等認定審査会に関係した近年の議案としては、豊後高田市との共同設置に関するもの（2006年度）と、介護保険等認定審査会事務局の事務所移転に関するもの（2009年度）があったのみで、あとは予算・決算の報告等のみが行われている。

議会や住民等への対応は、各市の執行機関（宇佐市は介護保険課、豊後高田市は保険年金課）が行っており、審査会事務局が対応することはない。一部事務組合時代も現在も、豊後高田市の窓口担当者からの相談を受けることもあまりない。

宇佐市では、認定ソフトの変更に伴う住民からの要望が2009、2010年度には比較的多く（5、6件）、宇佐市担当窓口から相談を受けていたという。

そもそも、介護保険制度においては、要介護認定基準は全国一律に定められることとされている。また、介護認定審査会の審査結果に関する不服申立は、都道府県に設置される介護保険審査会に対して行うこととされている。

カ 関係団体との調整

関係団体との調整は、介護認定審査会事務局長及び審査係長が担当している。主な相手先は、医師会の役員や豊後高田市の保険年金課長、課長補佐及び係長である。やや綿密な調整を要した具体的な懸案事項としては、認定審査会の夜間開催の検討（事務局職員の勤務形態が変わるため、豊後高田市と調整が必要であった）、宇佐市福祉保健部長の事務局長兼任、臨時職員の採用が挙げられる。

共同設置に関する規約は、委員の報酬等については「宇佐市条例の定めるところによる」と規定し、これらの条例や規則を制定又は改廃する場合は、宇佐市長はあらかじめ豊後高田市長と協議しなければならないとしている。

（5）共同設置の効果

一部事務組合は意思決定機関として議会を有するため、その運営等の処務関係の事務の分だけ事務量及び財政面で負担がかかっていた。一方、介護認定に関する事務は厳密な法定事務であり、議会が機能を発揮する機会は非常に少ない。共同設置方式へ変更したことで事務処理がスムーズに、経済的に行われるようになったといえる。

また、前述のとおり、監査もより厳しくなり、自治体のコントロールが利くようになったとの観察もある。

3 介護認定審査に係る事務の共同化に際しての留意点 — 一部事務組合方式と共同設置方式の違い

介護保険制度の場合、殊に要介護認定に関する業務については、既に何らかの手法で事務の共同化・広域化が実施されているところが少なくない。そこで、ここでは、ごく簡単に、介護認定審査会に係る業務の共同処理化について触れたあと、共同設置方式と、一部事務組合あるいは広域連合方式を比較しつつ、考察を加えることとしたい。

一般的に言って、その手法によらず、事務の共同化は専門性の高い人員の確保にも一定程度有効である。ただし、介護認定審査業務に関して言えば、委員の移動に係る負担を考えると、あまり広範囲な地域から人材を集めるのは難しいと思われる。また、事務の共同化によって対応できる件数にも一定の限度があろう。

また、事務の管理・執行をしない構成市町村にはノウハウが蓄積されないという点も、事務の共同化に共通する課題といえる。ただ、これも各自治体が民主的な手続を経た上で主体的に「選択と集中」を行った結果とすれば、問題には当たらないという見方もできるのかもしれない⁹⁴。

次に、介護認定審査業務の共同処理の手法について、一部事務組合方式と共同設置方式とを比べてみると、最も大きな違いは、議会関連の業務の要否にあるように思われる。介護認定審査業務については、全国一律の認定基準や独自の不服申立制度も整っており、政治的な判断の必要性が低いことから、議会があってもその機能を発揮する機会が非常に少ないといえる。

加えて、宇佐市及び豊後高田市の事例においては、一部事務組合方式よりも共同設置方式の方が監査が厳しくなり、コントロールが利く、との観察もなされている。

介護認定審査業務についていえば、その厳密性、自治体の裁量の範囲の小ささにかんがみても、一般的には、一部事務組合よりも共同設置による共同処理の方が、どちらかといえばより適しているということができるとは思えないだろうか。

⁹⁴ 豊後高田市は、ごくわずかではあるものの、2005年から2010年にかけて、計画目標値（13.5%）を上回る職員削減を達成（14.6%）している（大分県庁HP「市町村職員の定員状況（平成22年4月1日現在）」
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/11650/kyuuyo.html>）。

【参考文献】

- ・和田勝・稲川武宣・唐澤剛『介護保険の手引（平成23年度版）』ぎょうせい、2010年
- ・村松岐夫『テキストブック地方自治〔第二版〕』東洋経済新報社、2010年
- ・西村健一郎『社会保障法入門〔補訂版〕』有斐閣、2010年

第5章 協議会方式による農業水利施設の管理の事例（岡山市・総社市）

A Case Study on Council of Cooperation on Maintenance of Irrigation and Drainage Facilities in Okayama and Soja City

委員 甲斐朋香

はじめに

近年、農業用水や水田などといった農村環境には、単なる農業生産基盤にとどまらない、自然環境保全や生物多様性をはじめとする多様な機能があるとして着目されている。住民に最も身近な存在である市町村にとっても、農業水利施設の整備保全は、農業振興策の一環としてのみならず、長期的・多角的な視点に立って取り組むべき課題のひとつといえる。

用水路や貯水池、頭首工などの農業水利施設の新設や管理等は、土地改良法に基づく土地改良事業と位置付けられている。我が国における農業情勢の厳しさから、土地改良事業において中心的役割を果たしてきた土地改良区には、大きな負担もかかっている。社会環境の変化もにらみつつ、様々な角度からの政策課題にもこたえられるような、農業水利施設の整備保全体制を確立していく必要がある。

本稿では、岡山市・総社市によって設置・運営されている階田用水施設管理協議会及び大正池水利組合の事例を取り上げ、農業用水に係る地方公共団体の事務の共同処理のあり方について検討を試みることにしたい。

1 農業水利施設の管理をめぐる現状と課題

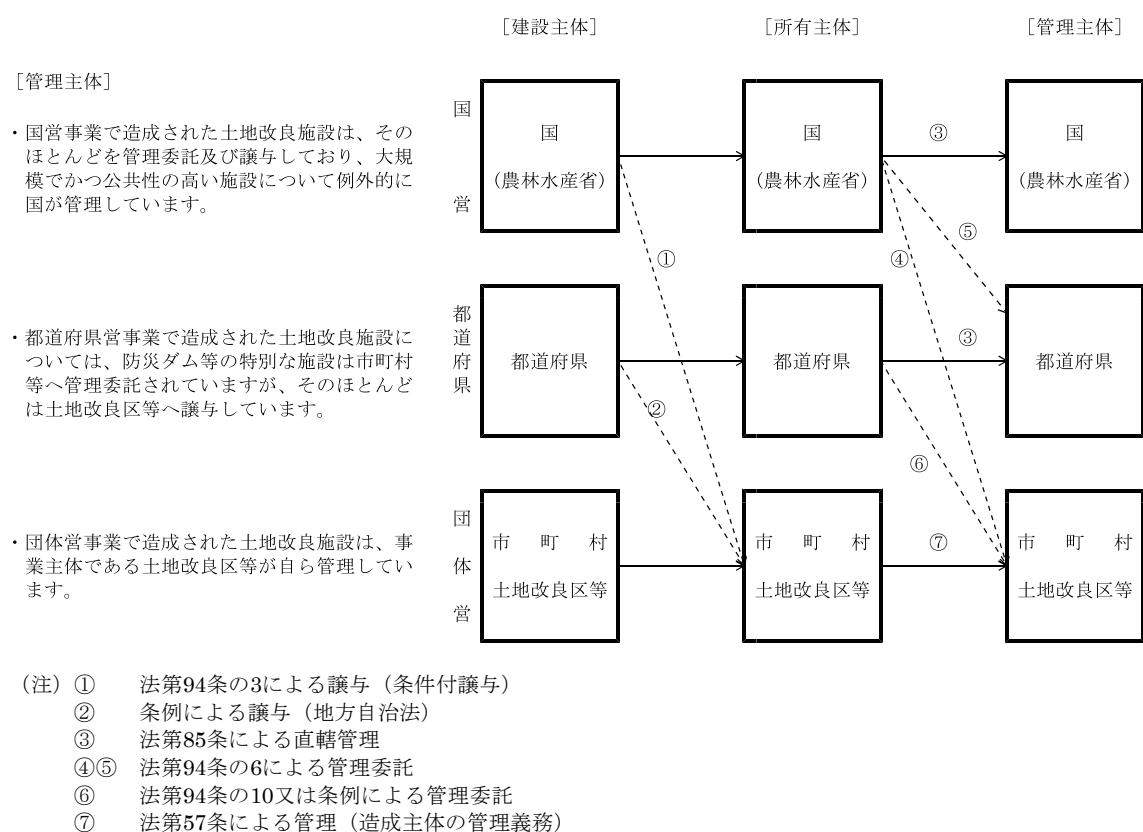
日本における年間水使用量835億 m^3 のうち3分の2を占めるとされる農業用水は、農産物や農機具の洗浄、防火等の用水等、農村地域特有の役割に加え、最近では、親水機能や環境保全機能等、その多面的な機能にも着目されている。また、水田面積の減少や、水利用形態の変化が著しい都市近郊などでは、慢性的水不足に対応するために、農業用水を減量し、上水道・工業用水道などを増量する、いわゆる水利権の転用が行われることもある。

土地改良法は、農業水利施設の新設及び管理等も含めた土地改良事業における国・地方公共団体・土地改良区の役割分担についても規定している。事業の性格、規模、範囲等に応じて、土地改良区や市町村による造成・管理事業のほかに国営事業、都道府県営事業の制度も設けられている。土地改良区や市町村が一定の要件を充たせば国営事業や都道府県営事業の実施を申請できる仕組みとなっており、それぞれの主体の連携を通じて、基幹から末端まで必要な整備を図ることとしている。また、他の公共事業と同様に、事業主体による費用負担の原則に則りつつも、国が一定の割合で国営事業及び都道府県営事業における負担や補助を行えるようになっている。

造成された農業水利施設は、地域全体にとっての社会資本と見なされ、その管理もまた

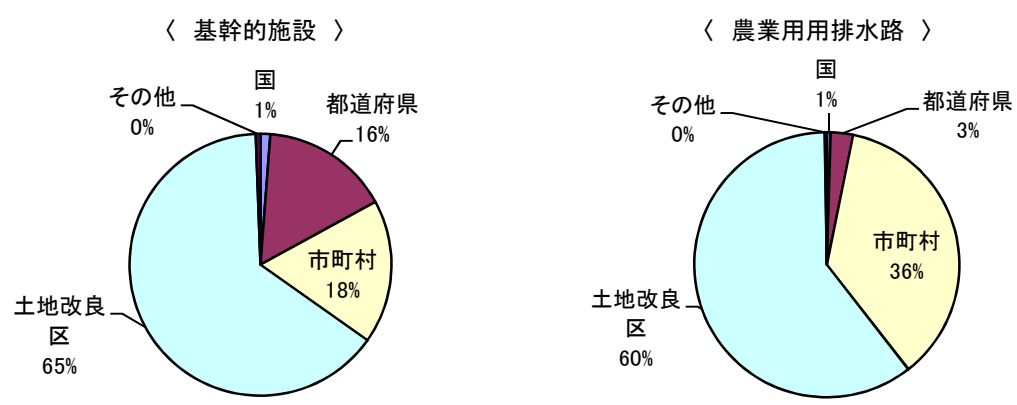
重要である。国は、大規模でかつ高い公共性が認められる施設については直接管理を行うとともに、都道府県及び市町村、土地改良区が管理する施設についても助成等を行っている。土地改良施設の維持管理に対する地方公共団体の負担については、農業行政費の中の経常経費として単位費用に算入され、農家戸数に応じて普通交付税で措置されている。

図表1：土地改良施設の帰属主体と管理主体の関係



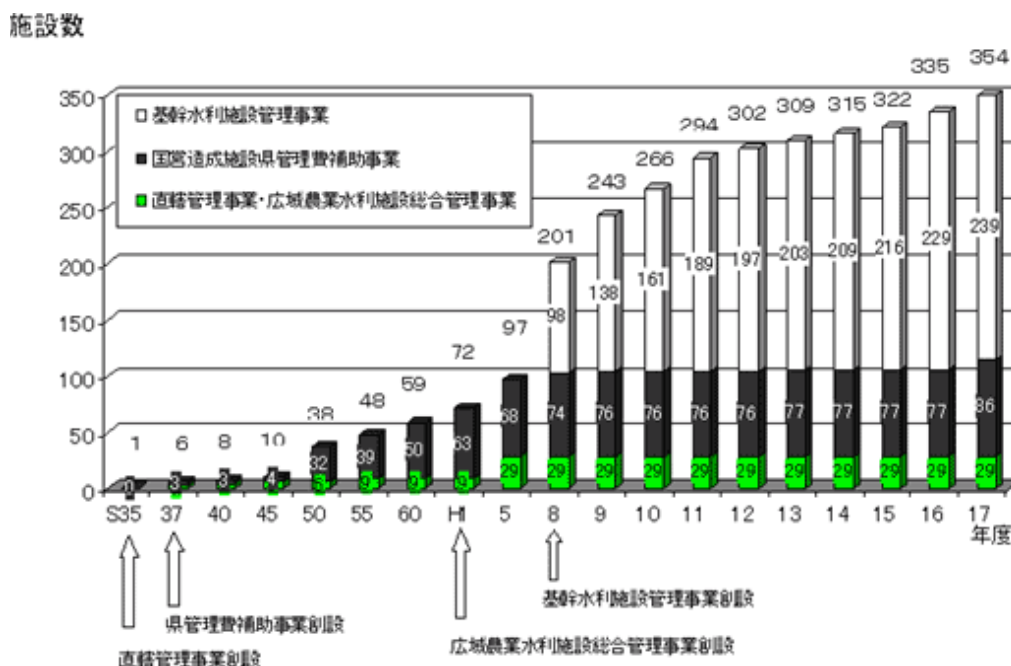
出典：農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/agwater_antei/a_totikai/pdf/1_totikai_kizoku.pdf)

図表2：国営造成施設の管理主体別構成比



出典：農村振興局整備部水利整備課施設管理室調べ
 農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/agwater_antei/a_totikai/)

図表3：公的管理対象施設数の推移



出典：農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/nousin/mizu/agwater_antei/a_totikai/)

近年では、土地改良施設の建設費負担や管理の面で、土地改良事業における市町村の役割は、増大傾向にあるといえる。

国営土地改良事業により造成された基幹的施設（ダム、頭首工等）や農業用排水路といった施設の管理は、約3分の2が土地改良区によって行われているものの、市町村によるものも、一定割合に上る。1996年度には、市町村を事業主体とする基幹水利施設管理事業が創設され、以後、その対象施設数は伸び続けている。

2007年3月に公表された食料・農業・農村政策審議会農業農村整備部会企画小委員会報告『土地改良事業における国と地方の適切な役割分担』は、国と地方の役割分担に関する、国及び地方における政策担当者及び国民への意識調査の結果が示されている。これによると、都道府県、市町村、土地改良区では「国の責務で実施すべき」、「役割分担の基本的枠組みは維持すべき」とする意見が概ねを占めているが、市町村と土地改良区では、「地方の財政状況が厳しいことから国の役割を拡大すべき」とする意見が6割を占めており、時に市町村の行財政にとって土地改良事業が負担ともなっている現状が窺える。

一方、総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」（2010年7月1日現在）によれば、何らかのかたちで農業用水に係る事務の共同化を実施している地方公共団体は176ある。そのうち、78団体が一部事務組合、75団体が事務委託方式による共同処理を行っているが、協議会方式による処理を行っている団体も23ある。

元来、農業用水に係る事務については、地理的・歴史的条件等により、都道府県や市町村といった現行の枠組みを超えた対応が必要なケースも数多くあるものと思われる。また、農業水利施設の多くは、現在、老朽化という課題に直面している。こうした観点から、地

域特性に充分留意しつつ、機能的な自治体間の連携による農業水利施設の管理体制の強化について検討する余地はあるものと思われる。

2 岡山市及び総社市における農業水利施設管理の事例

(1) 地域特性

岡山市は、1996年4月1日に中核市に移行したのち、2005年3月22日に御津郡御津町及び児島郡灘崎町の、また2007年1月22日に御津郡建部町及び赤磐郡瀬戸町の編入により現在のかたちとなり、2009年4月1日に政令指定都市に移行した。旭川と吉井川が瀬戸内海に注ぐ岡山平野の中央に位置しており、南部は地味豊かな沃野、北部は吉備高原につながる山並みがひろがっている。産業別就業者の推移に関するデータをみれば、現在は第3次産業従事者が7割強を占めているが、2010年の農業センサスによれば、農家戸数は浜松市、長

図表4：岡山市及び総社市の概要

	岡山市	総社市
人口（人）	699,595	67,424
面積（km ² ）	789.91	212.0
世帯数（世帯）	296,389	24,761
財政力指数	0.78	0.63
財政規模（千円）	159,056,968	15,543,184
職員数（人）	4,786	498
議員数（人）	53	24

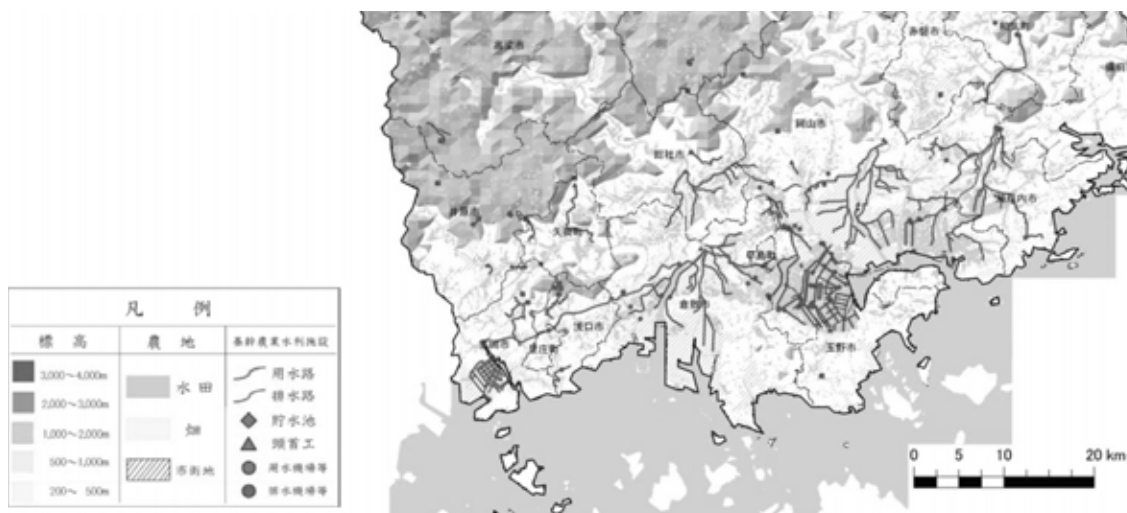
出典：人口については平成23年度国勢調査より

財政力指数及び財政規模は平成21年度決算カードより

職員数は総務省「平成22年度地方公共団体定員管理調査結果」より普通会計職員数

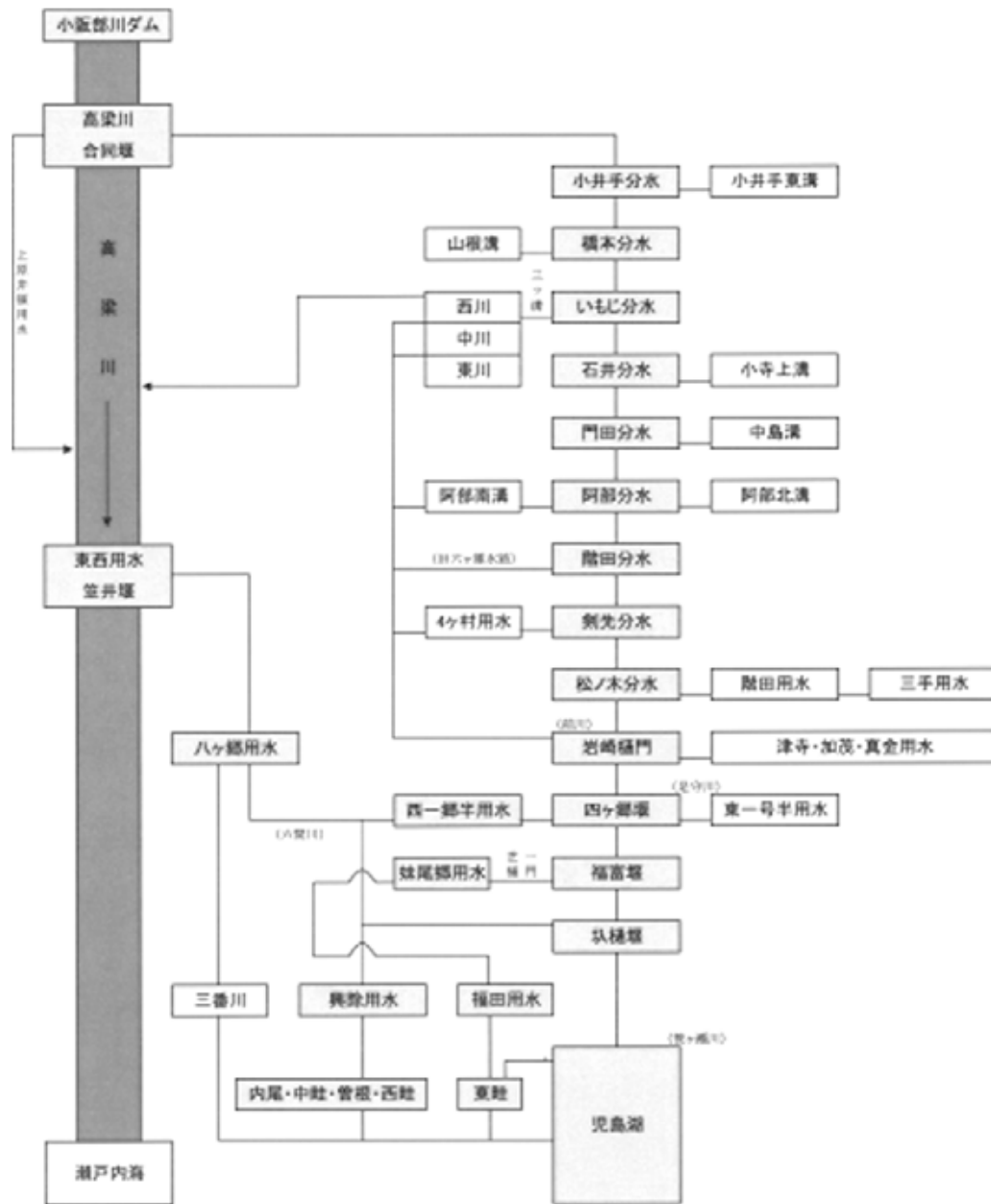
議員数は市のホームページより委員名簿を検索（なお、岡山市の条例に定められている議員定数は46人であるが、現在、経過措置期間中であるため、上記の人数となっている）

図表5：都道府県別水土図 岡山県（部分）



出典：農林水産省HP（http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/suidoju/s_zenkoku/pdf/33_okayama.pdf）

図表6：湛井12ヶ郷水系模式図



出典：岡山市HP (http://www.city.okayama.jp/minamiku/kojo/kojo_00003.html)

野市に次いで全国3位である。

一方、現在の総社市は、2005年3月22日に、旧総社市、都窪郡山手村、清音村の新設合併により誕生した。東部は岡山市、南部は倉敷市に隣接しており、地域の中央を、北から南に、岡山県の三大河川のひとつである高梁川が貫流している。山陽道や高梁川の水運を生かし、鎌倉時代以降は門前町、宿場町的性格に様変わりするとともに豊かな農村地域としても発展し、江戸時代には、岡山藩や足守藩など複数の藩領や幕府領など複雑な統治形態となっていた歴史をもつ。近年では、住宅都市・学園都市としての発展もみせている。

(2) 農業水利施設の管理に関する共同処理の状況

当該地域における農業水利施設の管理に言及する前に、高梁川を主要水源とする岡山市・総社市に倉敷市を加えたエリア全体の状況についても触れておく。

この地域は県下最大の稲作地帯であるが、元来、岡山・倉敷平野は、土砂の堆積及び戦国時代以降の干拓によって生まれた土地であった。この地域における水利開発の歴史は、中世あるいは古代にまでもさかのぼることができる。なかでも、後述の階田用水を包含する湛井十二箇郷用水は、既に鎌倉時代には、ほぼ現在と同じかたちで整備されていたという。湛井十二箇郷用水の恵みを享受していたそれぞれの「郷」は、幕藩体制下においても、藩の枠組みを超えて結束し、水利権を守ってきたといわれている。この湛井十二箇郷用水の整備は、戦後も、県営事業や国営事業によって進められてきた。現在は、国の直営事業である「岡山南部農業水利事業」（事業実施期間1998～2014年度、関係市—岡山市・倉敷市・総社市）の一環として、用水路の改修がほぼ終了したところであるという。

この湛井十二箇郷用水の「水利土功に関する事務」を共同処理するため、総社・岡山・倉敷の3市は、一部事務組合を設置している。

湛井十二箇郷組合の規約は、1967年4月1日、「岡山県総社市吉備郡高松町外壺ヶ町都窪郡清音村外五ヶ町村組合同規約」（1926年規約制定）の全部を改正するかたちで制定されている。

事務所は総社市におかれている。また、議会の議員定数は総社12人、岡山10人、倉敷2人の計24名である。さらに、各市内部における「地域ごとの議員定数」も定められている。すなわち、旧来の「郷」を単位に、各地域から、それぞれの市の代表として選ばれる議員の数が規約に明示されている。3市で分担する経費の按分も、旧来からの「郷」を単位になされている。

同組合によってカバーされるエリアは、総社市のうち井尻野、門田、小寺、福井、刑部、総社、井手、金井戸、南溝手、北溝手、窪木、長良、真壁、溝口、三輪、三須、上林、下林、西郡、清音三因、清音軽部及び清音柿木、岡山市のうち高松田中、福崎、門前、小山、高塚、三手、高松、高松原古才、和井元、立田、加茂、津寺、新庄上、新庄下、惣爪、吉備津、庭瀬、川入、東花尻、西花尻、平野、延友、中撫川、撫川、大内田、納所、妹尾、妹尾崎、山田、大福及び古新田、倉敷市のうち日畑、上東、下庄、西尾、山地及び矢部の各地域である。

これら湛井十二箇郷組合の対象地域の一部を更に個別にカバーするかたちで、いくつかの管理協議会や一部事務組合が、岡山・倉敷・総社のうちの2市をそれぞれ構成団体として、ほぼ同時期に相次いで設置されている。

一方、土地改良区は岡山県全域で計118ある。そのうち岡山市に関連するものは23（所在地を総社市及び備前市とするもの各1を含む）あり、その監督行政庁も、岡山県、岡山市、総社市とまちまちである。なお、県地方局の管轄については、岡山市は備前県民局、総社市と倉敷市は備中県民局の管区となっている。

次項では、それらのうち、岡山市と総社市を構成市町村とする階田用水施設管理協議会と大正池水利組合の事例について述べる。

（3）階田用水施設管理協議会について⁹⁵

階田用水は前述の湛井十二ヶ郷用水のひとつで、砂川・桜川・血吸川・足守川の4つの川を横断している。

階田用水施設管理協議会は、1971年1月に岡山市と総社市によって設置された。規約によれば、その目的は「総社市のうち窪木・長良、岡山市のうち三手・小山・門前・福崎・高松田中・高塚を灌漑する階田用水施設に関する事務を共同して管理・執行する」ためとされる。

協議会設置に至る詳しい経緯は不明とされている。

岡山市と総社市は、同年、大正池水利組合も設置している。また、岡山市と倉敷市の間でも、水利事務を目的とする東西半郷用水施設管理協議会（1971年3月8日設置、事務所—岡山市北区役所内）及び東六間川興除用水施設管理協議会（同年5月1日設置、事務所—倉敷市役所内）といった複数の協議会、六ヶ郷組合、四ヶ郷組合、西一郷半組合、三ヶ村組合といった水利土功（水利土木事業）を目的とした一部事務組合（いずれも1971年3月8日設置、事務所—倉敷市役所内）⁹⁶も設置されている。このことから、高梁川流域となる3市において、その土地の歴史等も考慮しつつ、事務の共同処理の仕組みを一体的に整備する動きがあったとも考えられよう。

ア 協議会の組織体制

階田用水施設管理協議会の組織体制は、以下のとおりである。

- 会 長：岡山市長
- 副 会 長：総社市長
- 委 員：岡山市北区農林水産振興課土木農林分室担当課長、総社市農林課長
- 事 務 長：岡山市北区農林水産振興課課長補佐
- 職 員：岡山市職員2名、総社市職員1名

⁹⁵ この項の記述に関して、岡山市北区役所農林水産振興課津下修氏、同経済局農村整備課猿渡伸一氏に、質問へのご回答とともに資料をご提供いただき、感謝申し上げます。

⁹⁶ これら一部事務組合の対象地域は以下のとおりである。

- 六ヶ郷組合＝湛井十二箇郷幹線用水路のうち、六ヶ郷樋門から鋳物師樋門までを管理区域、岡山市高松、高松原古才、和井元、立田、加茂、津寺、新庄上、新庄下、惣爪、吉備津、庭瀬、川入、東花尻、西花尻、平野、延友、中撫川、撫川、大内田、納所、妹尾崎、山田、大福、古新田、妹尾及び倉敷市矢部、日畑、西尾、山地、上東、下庄に関する旧慣により六ヶ郷組合が管理する水利土木事業を共同で処理する。
- 四ヶ郷組合＝四ヶ郷起伏堰から六ヶ郷樋尻に至る足守川を管理区域とし、岡山市惣爪、吉備津、納所、中撫川、撫川、大内田、庭瀬、川入、西花尻、東花尻、平野、延友、山田、妹尾崎、大福、古新田、妹尾及び倉敷市矢部、日畑、西尾、山地、上東、下庄に関する旧慣により四ヶ郷組合が管理する水利土木事業を共同で処理する。
- 西一郷半組合＝岡山市中撫川、撫川及び倉敷市日畑、西尾、山地、上東、下庄に関する旧慣により西一郷半組合が管理する水利土木事業を共同で処理する
- 三ヶ村組合＝岡山市惣爪、吉備津及び倉敷市矢部に関する旧慣により三ヶ村組合が管理する水利土木事業を共同で処理する。

○水利担当員：岡山市内3名、総社市内3名

会長及び副会長は、各市長への充て職である。また、委員の選任方法は、（職階についての明文規定はないが）各課長への充て職である。

協議会においては、毎年4月中旬に決算監査、3月中旬に予算承認のための総会が開かれる。決算監査、総会とも上記以外には特段の審議等はないという。後述するように、同協議会の担当する事務の内容はルーティーンワークとしての性格が色濃く、また事務量もさほど大きくないことも、ひとつの要因と考えられよう。担当者によれば、年2回の会議開催は慣例によるものであり、年1回の開催でも特に差し支えはないものと思われる、とのことである。

イ 職員等について

協議会の担任する事務に従事する職員の定数及び関係団体間の配分は、規約に則り、事務局のある岡山市（2005年度末より事務局移管）から3名（うち1名が事務長）、総社市から1名となっている。

協議会の担任する事務に従事する職員の選任基準は特にない。また、協議会の担任する事務に従事する職員の辞令は特に発令されない。市の事務分掌に記載され、所属課の事務分担表（単なる内部資料）で従事することを示しているのみである。

ウ 予算・決算・監査等について

協議会の2011年度における歳出額は、予算額で196万7000円である。年度によって多少の増減はあるが、200万円以内に収まっており、予算規模は小さいといえる。主な用途は、作業員の賃金や、報償費（水利担当員及び町内会等への謝金）、需用費（光熱水費等）、浚渫の委託料などである。予算書・決算書（資料参照）から、同協議会で実施する事務の大半は、あまり政策判断を伴わないルーティーンワークとしての性格が色濃いものであることが窺える。

関係団体からの経費（負担金）に関する決定方法は、規約に定められている。事業費は、階田用水施設の受益割により岡山市90%、総社市10%、その他の費用については両市が50%ずつ負担することとなっている。

協議会の予算編成の年間スケジュールは、2月頃から職員で当初予算書（案）を作成し、年度開始前の3月中旬の総会で承認を得て、当該予算の写しを速やかに関係市に送付することとなっている。

協議会の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、協議会議会の承認を経ることとなっている。協議会の事務の監査は、会長である市の長の属する市（すなわち岡山市）の監査委員が、毎会計年度1回以上行っている。

エ 関係団体との調整、折衝等について

他団体との折衝、調整等は特にないとのことである。なお、階田用水に関する地域住民からの要望は、土地改良区⁹⁷あるいは市役所の担当課（担当職員）において処理されるものと思われる。

オ 議会の役割について

岡山市議会において、協議会の事務に関する審議がされることは極めて少ないが、近年、議案となった例としては、協議会の規約変更に関するものがある。一方、協議会の事務について、総社市議会で質問が出された事例はないという。そうした事態が発生した場合には、両市で協議の上、総社市当局で答弁することとなるものと思われる。

同協議会の担当する事務の性格がルーティーンワークに近く、また事務の量も小さい分、議会による民主的コントロールが必要となる局面はさほどないように思われる。

（4）大正池水利組合について⁹⁸

大正池水利組合は、階田用水施設管理協議会と同様、岡山市・総社市の2市を構成市町村とし、湛井十二箇郷用水組合の対象地域の一部をカバーしている。

その設置目的は、岡山市のうち新庄上及び新庄下並びに総社市のうち下林及び宿の地域内における水利土功に関する事務の共同処理を行う目的で、1971年1月、旧岡山市、総社市及び山手村（のちに山手村は総社市に合併）によって設けられた⁹⁹。

ア 組合の組織体制

組合の組織体制は、役員として管理者（岡山市長）及び副管理者（総社市長）、議会議員が岡山市から4名、総社市から2名、監査委員が2名（議会議員から1名、学識経験者から1名）、担当者職員1名となっている。

また、事務所は岡山市北区役所内（2008年度と同組合議会議事録によれば、2009年度からは、北区役所農林水産振興課が所管することとなっている。ただし、窓口は富吉に新設する土木農林分室とし、会議は従来どおり地域センター（高松支所）の会議室にて行うこととされている。）にある。

イ 職員等について

規約には、「この組合に必要な職員を置くことができる」とあるのみで、組合の職員数

⁹⁷ 当該地域における町内会が作成したホームページには、平成15年5月26日付で「高松土地改良区に階田用水の集塵装置設置要望書を提出しました」との記載がある

（「福崎町内会HP」<http://townweb.e-okayamacity.jp/fukuzaki/fukuzaki-15-4.html>）

⁹⁸ この項の記述に関して、岡山市北区役所農林水産振興課高谷智裕氏、岡山市経済局農村整備課猿渡伸一氏に、質問へのご回答とともに資料をご提供いただき、感謝申し上げます。

⁹⁹ 現在の組合の規約は、2005年3月18日、岡山市外1市1村大正池水利組合規約（1966年制定）の全部を改正するかたちで制定されている。

図表7：大正池水利組合の歳入及び歳出額

	2007年度	2008年度	2009年度
歳入（千円）	5,539	5,412	5,863
歳出（千円）	4,273	3,690	5,714

や2市間の配分についての明文規定はない。現在、組合の担任する事務に従事する担当職員は1名である。担任職員の人事異動のサイクル（関係団体との調整を含む。）及び選任の基準は特にはないという。

ウ 予算・決算・監査等について

大正池水利組合の経費について、規約は、財産より生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお、不足する時は、岡山市100分の85、総社市100分の15という割合で、関係市に分賦することを定めている。なお、2市間の負担金の按分は、受益面積によるものであるという。

近年における組合の歳入・歳出額については、図表のとおりである。歳入は、繰越金のほかは2市による負担金で賄われているようである。

一方、歳出の内訳をみると、最も比率が高い「農業費」の具体的内容としては、草刈りや浚渫、測量及び調査の委託料や、浚渫作業に係る人件費（賃金）、比較的小規模な水路改良工事の請負料等であることが判る。同組合の処理する事務は、主として、ため池の維持管理や比較的小規模な工事に限定されているといえる。

組合の予算編成のスケジュールは、年度開始前に調整を行い、3月中に開催される組合議会の承認を経るというものである。また、毎会計年度終了後に決算書を作成し、同じく3月に開催される組合議会にて承認を得ている。

組合の監査は、岡山市会計管理者、監査委員により毎会計年度1回実施することとなっている。

エ 構成団体間の調整等について

岡山市と総社市の各担当課の2者において調整している。

オ 議会の役割について

組合議会は年1回開催され、前年度の決算及び翌年度の予算の承認を行っている。このほか、組合議会議員の改選年度については臨時総会を開催するなど、必要があれば、臨時議会を開催しているという。管理者である岡山市長が会議に出席できないこともあるが、その場合にも実質的には大きな支障は見られないとのことである。

組合議員の選任方法と構成団体の構成比については、規約7条1項により、管理者が関係市長に選挙を行うべき期日を通知し、市長は当該市の議会に対し期限までに選挙を行うよ

うに通知することとなっており、議会議員は6人（岡山市4人、総社市2人）と定められている。この構成比は市町村合併後の状況を考慮して決定されたものと思われる。

議会においては、総社市の担当職員が出席を求められることもあるようである。近年の組合議会における質問の内容としては、草刈作業の委託先や、大正池の敷地の借地料について等が挙げられる。

一方、組合の事務に関し、2市の議会において審議される内容は、主に予算と決算である。議案としてではなく、その他の事項として、議員から施設の修繕等の話が出ることもあるとのことである。しかし、近年では、組合の事務について、構成市の議会で質問が出されることはないという。もしも質問があった場合には、両市の担当課で調整し、各市の担当者が各議会において答弁するものと考えられる。

3 共同処理制度の導入に際しての留意点

前項では、協議会方式及び一部事務組合方式による農業水利施設の管理に係る事務の共同処理の事例について概観した。

一部事務組合と協議会は、法人設置の要否（法人格の有無）、独自の議会や職員の有無といった点において異なっている。この2つの手法を使い分ける際に、ひとつの判断基準となるものとしては、水利権や財産権の有無という点が挙げられよう。階田用水の場合、水利権は総社市にある一部事務組合、財産権は岡山県（県営事業として行っている）が有しているのに対し、大正池の場合、水利権と財産権は共に大正池水利組合が有している、という違いがある。水利権や財産権を有している場合は、一部事務組合など、法人格を有する枠組みによる共同処理が適しているといえよう。

一方、これら2つの共同処理方式と、実際の活用事例も多い事務委託方式との比較においては、前者に関しては一般的に機動的な意思決定がしにくいという点、また、後者については、委託団体は委託した事務に関して権限を失うことになる点に留意が必要である。

農業水利施設の管理をめぐる課題は、地理的・歴史的条件によっても大きく影響される。狭い意味での事務の効率性や経済性のみならず、地域の特性にも充分配慮しつつ、様々な連携手法による農業水利施設の整備保全の仕組みを考えていく必要がある。

第3部

資料編

第 3 部 資料編 目 次

資料 3-1 事務の共同処理制度の特徴

資料 3-2 活用が見込まれる事務

資料 3-3 総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調(平成 22 年 7 月 1 日現在)」(抄)

資料 3-4 都道府県別の共同処理の活用件数及び活用件数が多い事務(2010 年 7 月 1 日現在)

資料 3-5 各共同処理方式の活用件数の推移(1994～2010 年度)

資料 3-6 単独(事務委託を含む)・一部事務組合別の消防力整備の状況(消防本部ごと)

資料 3-7 地方自治法の関係条文

資料 3-8 個別法に規定された共同処理の関係条文

資料 3-9 参考文献リスト

資料 3-1 事務の共同処理制度の特徴

区分	機能的協力		
	自治法上の協議会	機関等の共同設置	事務の委託
方式 設置件数※ ¹ (共同処理事務数)※ ² (平成22年7月1日現在)	216件 (252件)	395件 (395件)	5,264件 (5,264件)
代表的な事務 ※ ³ (平成22年7月1日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域行政計画等 (65件) ・視聴覚教育 (31件) ・教育その他 (18件) ・市町村合併 (15件) ・その他 (10件) ・農業用水 (9件) ・社会教育 (9件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護区分認定審査 (132件) ・公平委員会 (112件) ・障害区分認定審査 (102件) ・指導主事 (18件) ・厚生福祉その他 (9件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平委員会 (1,111件) ・住民票写し等 (1,089件) ・競艇 (853件) ・公務災害 (385件) ・下水道 (209件) ・ごみ処理 (108件)
地方自治法上の関係条文	第252条の2～第252条の6	第252条の7～第252条の13	第252条の14～第252条の16
個別法における共同処理に関する規定 (平成24年1月現在)	【確認規定】 ・消防組織法 (昭和22年法律226号) 第34条 ・港湾法 (昭和25年法律218号) 第50条の3 【義務規定】 ・市町村の合併の特例に関する法律 (平成16年法律59号) 第3条～5条	【確認規定】 ・地方税法 (昭和25年法律226号) 第404条 ・地方公務員法 (昭和25年法律261号) 第7条第4項 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律162号) 第55条の2 ・介護保険法 (平成9年法律123号) 第16条 ・障害者自立支援法 (平成17年法律123号) 第17条	【確認規定】 ・学校教育法 (昭和22年法律26号) 第40条 ・消防組織法第31条 ・地方公務員法第7条第4項、第18条第1項 ・モーターボート競走法 (昭和26年法律242号) 第3条 ・災害対策基本法 (昭和36年法律223号) 第69条 ・介護保険法第38条 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第13条 ・障害者自立支援法第26条
概要	・地方公共団体が、①事務の一部を共同して管理し及び執行し、②事務の管理及び執行について連絡調整を図り、③広域にわたる総合的な計画を共同して作成するための協議会を設ける制度 (第252条の2第1項)	・地方公共団体が共同して、①議会事務局 (含む内部組織)、②委員会若しくは委員、③附属機関、④行政機関、⑤長の内部組織、⑥委員会若しくは委員の事務局 (含む内部組織)、⑦補助職員、⑧専門委員を設置する制度 (第252条の7第1項)	・地方公共団体が、その事務の一部を、他の地方公共団体に委託して、管理し及び執行させる制度 (第252条の14第1項)
法人格の有無	なし	なし	なし
設置等の効果	・協議会が関係地方公共団体又はその執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、当該地方公共団体の執行機関がした行為として効力を有する。 (第252条の5)	・共同設置された機関等は、それぞれの地方公共団体の機関等としての性格を有し、その行為は、それぞれの地方公共団体に帰属する。	・法令上の管理執行の責任は、委託を受けた地方公共団体又はその機関に帰属する。 ・委託をした地方公共団体は委託の範囲内において委託した事務を管理執行する権限を失う。

区分	組織的協力	
	一部事務組合	広域連合
方式		
設置件数 ^{※1} (共同処理事務数) ^{※2} (平成22年7月1日現在)	1,572件 (3,779件)	115件 (505件)
代表的な事務 ^{※3} (平成22年7月1日現在)	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理 (399件) ・し尿処理 (355件) ・消防 (284件) ・救急 (282件) ・広域行政計画 (123件) ・病院、診療所 (76件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療 (48件) ・介護区分認定審査 (45件) ・障害区分認定審査 (30件) ・ごみ処理 (26件) ・広域行政計画 (22件) ・消防 (22件) ・救急 (22件)
地方自治法上の 関係条文	第284条～291条、292条～293条の2	第284条、第285条の2、 第291条の2～第293条の2
個別法における共同 処理に関する規定 (平成24年1月現在)	<p>【確認規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第39条 ・児童福祉法(昭和22年法律164号)第59条の2の7 ・身体障害者福祉法(昭和24年法律283号)第43条 ・生活保護法(昭和25年法律144号)第82条 ・社会福祉法(昭和26年法律45号)第14条 ・国土調査法(昭和26年法律180号)第33条 ・地方公営企業法(昭和27年法律292号)第39条の2 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 ・知的障害者福祉法(昭和35年法律37号)第29条 ・児童扶養手当法(昭和36年法律238号)第33条の2 ・老人福祉法(昭和38年法律133号)第33条 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律134号)第39条 	<p>【確認規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第39条 ・児童福祉法第59条の2の7 ・身体障害者福祉法第43条 ・生活保護法第82条 ・社会福祉法第14条 ・地方公営企業法第39条の2 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条 ・知的障害者福祉法第29条 ・児童扶養手当法第33条の2 ・老人福祉法第33条 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律第39条 <p>【義務規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律80号)第48条
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が、その事務の一部を共同処理するため、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、特別地方公共団体を設ける制度(第284条第2項) ・複合的一部事務組合 市町村及び特別区が、相互に関連する事務を共同処理するため設ける一部事務組合。 同一の種類の手続の共同処理でなくても認められる。(第285条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認める事務に関し、広域計画を作成し、広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びに事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、特別地方公共団体を設ける制度(第284条第3項) ・国又は都道府県の事務を、広域連合が処理することとすることができる。(第291条の2)
法人格の有無	あり	あり
設置等の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・一部事務組合が成立すれば、それによって共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合が成立すれば、それによって共同処理するとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外される。

方式	自治法上の協議会	機関等の共同設置	事務の委託
共同処理する事務に係る法令等の適用関係	<ul style="list-style-type: none"> ・特別の規定なし（協議会は法人格を有しないため、関係法令は関係地方公共団体に適用される。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同設置された機関等は、共同処理する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、関係地方公共団体の機関等とみなされる。（第252条の12、第252条の13） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託された事務の管理及び執行に関する法令は、その事務の範囲内において、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関に適用される。（第252条の16）
共同処理する事務に係る条例等の適用関係	<ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体において共同処理する事務に係る条例等を定め、協議会自体は制定権能を有さない。 ※関係地方公共団体のうちの特定の地方公共団体の条例等を、すべての関係地方公共団体の区域において適用することができる。（規約例17参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係地方公共団体において共同処理する事務に係る条例等を定める。 ・委員会を共同設置した場合には、当該委員会において共同処理する事務に係る規則等を制定することができる。 ・共同処理する事務についても、それぞれの地方公共団体が定める条例等が、当該地方公共団体の区域に適用される。（第252条の12） ・共同設置された執行機関により制定された規則等は、関係地方公共団体の区域において適用されると解される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた地方公共団体において、委託事務に係る条例等を定める。 ・委託された事務に係る条例等は、別に規約で定めをするものを除くほか、委託した地方公共団体の区域においても適用される。（第252条の16）
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び委員（第252条の3第1項） ・会長及び委員は、関係普通地方公共団体の職員から選任（同条第2項）（個別法に別の定めがある場合もあり） ・会長は、協議会の事務を掌理し、協議会を代表する（同条第3項）。 ・協議会は固有の職員を持たないため、関係地方公共団体の職員がその事務を処理する。（第252条の4第2項第3号、逐条規約例10～12参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同設置される機関等（又はその構成員）の身分取扱いについては、 <ol style="list-style-type: none"> ①規約で定める地方公共団体の議会が選挙し、又は、規約で定める地方公共団体の長が選任する場合は、当該規約で定める地方公共団体の職員とみなす。 ②すべての関係地方公共団体の議会が選挙する場合は、規約で定める地方公共団体の職員とみなされる。（第252条の9第4項） ③議会の議長、長、委員会又は委員が選任する場合は、当該選任者が属する地方公共団体の職員とみなされる。（第252条の9第5項） ・共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、規約により共同設置する委員会の委員又は委員が属すとみなされる地方公共団体の長の補助機関である職員を充てる。共同設置する附属機関の庶務は、附属機関が属するとみなされる地方公共団体の執行機関がつかさどる。（第252条の11第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を受けた地方公共団体の組織、職員により事務を処理する。
関係地方公共団体の議会の議決事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の制定（第252条の2第3項） ・関係地方公共団体の増減、規約の変更、協議会の廃止（第252条の6） ※連絡調整協議会については、議会の議決は不要（第252条の2第3項本文ただし書及び第252条の6） 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の制定（第252条の7第1項） ・関係地方公共団体の増減、規約の変更、機関等の共同設置の廃止（第252条の7第2項）（議会の議決につき第252条の7第3項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約の制定（第252条の14第1項） ・委託した事務の変更、事務の委託の廃止（第252条の14第2項及び第3項）

方式	一部事務組合	広域連合
共同処理する事務に係る法令等の適用関係	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の加入する一部事務組合は都道府県に関する規定、市及び特別区の加入する一部事務組合で都道府県の加入しないものについては市に関する規定、その他の一部事務組合については町村に関する規定が準用される。(第292条) 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県の加入する広域連合は都道府県に関する規定、市及び特別区の加入する広域連合で都道府県の加入しないものについては市に関する規定、その他の広域連合については町村に関する規定が準用される。(第292条)
共同処理する事務に係る条例等の適用関係	<ul style="list-style-type: none"> 一部事務組合がその事務に係る条例等の制定権能を有する。(第292条で準用する第14条及び第15条) 関係地方公共団体の区域において、一部事務組合が定めた条例等が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域連合がその事務に係る条例等の制定権能を有する。(第292条で準用する第14条及び第15条) 関係地方公共団体の区域において、広域連合が定めた条例等が適用される。
組織	<ul style="list-style-type: none"> 議会 管理者（執行機関） 複合的一部事務組合は、管理者に代えて、理事会を置くことができる。(第287条の2第2項) 一部事務組合の議員又は管理者その他の職員は、一部事務組合を組織する地方公共団体の議員、長その他の職員と兼ねることができる。(第287条第2項) <p><第292条の準用により必置とされている機関></p> <ul style="list-style-type: none"> 監査委員：一部事務組合に設置された監査委員が監査する。(昭和41・1・13、自治振第13号) 会計管理者 選挙管理委員会（組合議員を直接選挙する場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 議会 長（執行機関） 選挙管理委員会 広域連合の議員又は長その他の職員は、広域連合を組織する地方公共団体の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。(第291条の4第4項) <p><第292条の準用により必置とされている機関></p> <ul style="list-style-type: none"> 監査委員：一部事務組合に設置された監査委員が監査する。(昭和41・1・13、自治振第13号) 会計管理者
関係地方公共団体の議会の議決事項等	<p>【構成団体議会の議決事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約の制定（第284条第2項） 構成地方公共団体の増減、事務の変更、規約の変更（第286条第1項） 解散（第288条） 財産処分協議（第289条）（議会の議決につき第290条） <p>【一部事務組合議会の議決事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経費分賦に関する構成団体からの異議申し立てがあった場合、管理者の諮問に対して意見を述べなければならない。(第291条第2項、第3項) 一部事務組合が処理する事務に係る条例の制定等（第292条で準用する第96条等） 	<p>【構成団体議会の議決事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約の制定（第284条第3項） 構成地方公共団体の増減、事務の変更、規約の変更（第291条の3第1項） 解散（第291条の10第1項） 財産処分協議（第291条の13において準用する第289条）（議会の議決につき第291条の11） <p>【広域連合議会の議決事項等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域連合を組織する地方公共団体からの異議申し立てがあった場合、広域連合の長は当該広域連合の議会に諮り、広域連合の議会は意見を述べなければならない(第291条の12)。 広域連合が処理する事務に係る条例の制定等（第292条で準用する第96条等）

方式	自治法上の協議会	機関等の共同設置	事務の委託
経費の支弁の方法	<ul style="list-style-type: none"> 関係地方公共団体が経費を負担する。 <p>※具体的な方法として以下の方法があるとされている。(逐条)</p> <p>①関係地方公共団体がそれぞれの負担金の全額をその予算に協議会負担金として計上し、これを協議会に支出交付する方法</p> <p>②協議会の事務処理に要する経費その他必要な経費（共通経費）のみを、①の方法により協議会に支出交付し、他は各関係地方公共団体がそれぞれその事務処理に要する経費として予算計上し、会長が関係地方公共団体の長の支出命令権の委任を受けて、予算を執行する。</p> <p>③特定の幹事団体を規約又は関係地方公共団体の協議により定め、これに対して関係地方公共団体が所要額を予算計上した上で支出交付することとし、その額に相当する額を幹事団体の予算に計上する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係地方公共団体が経費を負担するが、それらは共同設置した機関等（又はその構成員）が属するとみなされる地方公共団体（幹事団体）の歳入歳出予算に計上して支出する。(第252条の11第2項) 	<ul style="list-style-type: none"> 委託事務に要する経費は委託する地方公共団体が負担する。(逐条)
監査	<ul style="list-style-type: none"> 各関係地方公共団体の監査委員が監査することができる。(逐条第199条) 各関係地方公共団体の監査委員が監査することから、長や議会からの事務監査請求と住民監査請求による監査は、各地方公共団体の監査委員が行うと解される。 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の監査は、幹事団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて行う。(第252条の11第4項) 長や議会からの事務監査請求は、共同設置した各関係地方公共団体の監査委員が行う。(昭和43・8・10、自治行第74号) 住民監査請求は、各関係地方公共団体の監査委員が行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託をした事務については、委託をした地方公共団体の監査委員の監査の対象ではなくなり、委託を受けた地方公共団体の監査委員が監査を行う。(逐条第199条)

※ 表中、「逐条」は松本英昭『新版逐条地方自治法第6次改訂版』（学陽書房、2011）を指す。

※1 設置件数は、総務省自治行政局市町村体制整備課『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』（平成22年7月1日現在）「第1表 共同処理別構成団体の状況」を参照。都道県相互、都道府県と市町村間、市町村相互を合計した数値を記載している。

※2 共同処理事務数は、総務省自治行政局市町村体制整備課『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』（平成22年7月1日現在）「第2表 事務の種類別共同処理の状況（分野別）」の「総計」を参照。

※3 代表的な事務は、総務省自治行政局市町村体制整備課『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』（平成22年7月1日現在）「第3表 事務の種類別共同処理の状況」の「設置数」が多い事務を記載した。

方式	一部事務組合	広域連合
経費の支弁の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・規約で定めることとされており、構成団体に分賦する場合にはその割合など定める。組合財産の収入で経費を支弁する方法もある。(逐条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・規約で定めることとされているが、分賦金に関して定める場合には、当該広域連合を組織する地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。(第291条の4、第291条の9第1項)
監査	<ul style="list-style-type: none"> ・当該一部事務組合の監査委員が行う。 ・一部事務組合を構成する地方公共団体の住民は、当該一部事務組合の監査委員に対し、法242条の規定による住民監査請求をすることができる。(行実昭和45・7・14自治行44号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該広域連合の監査委員が行う。 ・広域連合を構成する地方公共団体の住民は、当該広域連合の監査委員に対し、法242条の規定による住民監査請求をすることができる。(参考：行実昭和45・7・14自治行44号)

資料 3-2 活用が見込まれる事務

方式	総務省研究会*で出された意見	活用に適した事務・分野	活用が見込まれる事務の例
自治法上の協議会	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人格を有しない仕組みであるため、権利義務の主体となることはできない。 関係地方公共団体の長等の名において事務を管理執行するため、関係地方公共団体は形式的には主体性を保ちつつ共同して事務処理を行う。 不法行為等があった場合の責任は、関係地方公共団体の連帯責任と解されている。 <p>【懸念される点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 会長及び委員の会議により意思決定を行う仕組みのため、迅速な意思決定が難しい場合がある。 不法行為等については関係地方公共団体の連帯責任と解されていることもあり、責任の帰属が第一義的に問われやすい事務には向かない。 職員は各関係地方公共団体における身分を保有したまま協議会へ派遣される形式となるため、必ずしも職員数の削減等の効率化につながらない場合もある。 	<p>【活用に適した事務・分野】</p> <p>①管理執行協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係地方公共団体の事務処理方法に共通性が高い事務・分野 政治的判断の余地が少ない定型的、ルーティン的な事務・分野 ソフト系の事務・分野 質・量ともにあまり重くない事務 地方公共団体が行う事務の一部分を管理・執行する事務 <p>②連絡調整協議会・計画作成（策定）協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域連携の必要があるすべての事務・分野 	<p>①管理執行協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防通信指令 職員研修 広域観光 コールセンター 電算システムの運営 <p>②連絡調整協議会・計画作成（策定）協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境対策 防災対策 交通対策 広域観光
機関等の共同設置	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の設立を要しない簡便な仕組みであり、権限の移動を伴わない。 必要な経費は、各地方公共団体が負担し、規約に定める構成団体の歳入歳出予算に計上して支出する。 <p>【懸念される点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活用実績が少なく、地方公共団体においては主体的に活用されているとは言えない。 すべての関係地方公共団体の議会に対応する必要があるなど手続きが煩雑になる面がある。 	<p>【活用に適した事務・分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係地方公共団体の事務処理方法に共通性が高い事務・分野 政治的判断の余地が少ない定型的、ルーティン的な事務・分野 中立性が求められる事務・分野 専門性が求められる事務・分野 集約の効果が大きい事務・分野 権限移譲の受皿 	<ul style="list-style-type: none"> 公平委員会 介護認定審査会 障害区分認定審査会 情報公開審査会等の不服審査会 建築主事 指導主事 社会教育主事 保健所 消費生活センター 配偶者暴力相談支援センター 滞納整理機関（強制徴収） 東京事務所 統計調査事務 土木設計、積算事務 権限移譲に伴う事務（公害規制、まちづくり等）
事務の委託	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委ねる制度。 効率性に優れている。 責任の所在が明確である。 サービス供給の安定性が期待できる。 <p>【懸念される点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託団体・受託団体双方において権限が完全に受託団体に移動することに懸念が生じる場合がある。 	<p>【活用に適した事務・分野】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係地方公共団体の事務処理方法に共通性が高い事務・分野 政治的判断の余地が少ない定型的、ルーティン的な事務・分野 中立性が求められる事務・分野 経済性、効率性あるいは専門性の向上効果が大きい事務・分野 相互に委託し合うことができる事務・分野 	<ul style="list-style-type: none"> 公平委員会 消防・救急 ごみ処理 火葬場・斎場 公営競技の場外発売 住民票の写し等の交付等の窓口業務

※ 2009年度に設置された「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会」を指す。

資料3-3 総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調（平成22年7月1日現在）」（抄）

第1表：共同処理別構成団体の状況

(設置数)

構成団体別 共同処理方式	2以上の都道府県にわたるもの			1都道府県内のもの		都道府県 と 市町村間 B+D	市町村相互 C+E	計 A+B+C+D+E	前回(H20) 調査結果	増 減 (H22)-(H20)
	都道府県相互 A	都道府県と 市町村間 B	市町村相互 C	都道府県と 市町村間 D	市町村相互 E					
1 協議会	1	4	1	5	205	9	206	216	284	-68
2 機関等の共同設置			1	2	392	2	393	395	407	-12
3 事務の委託	32	57	814	1,573	2,788	1,630	3,602	5,264	5,109	155
4 一部事務組合	2		14	37	1,519	37	1,533	1,572	1,664	-92
5 広域連合				4	111	4	111	115	111	4
6 地方開発事業団				1		1		1	1	
計	35	61	830	1,622	5,015	1,683	5,845	7,563	7,576	-13
構成比(%)	0.5%	0.8%	11.0%	21.4%	66.3%	22.3%	77.3%	100.0%	-	-

第2表：事務の種類別共同処理の状況（分野別）

事務の種類	1 協議会		2 機関等の共同設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計		
	20年度	22年度	20年度	22年度	20年度	22年度	20年度	22年度	20年度	22年度	20年度	22年度	20年度	22年度	
	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	
1 地域開発計画	123	72	-51				1	1					343	248	-95
2 第1次産業振興	15	12	-3			103	111	8		4			311	301	-10
3 第2次産業振興						1	2	1		1	1		17	18	1
4 第3次産業振興	2	1	-1	1	1	10	10			7	9	2	52	48	-4
5 輸送施設	2	1	-1			46	46			4	5	1	76	72	-4
6 国土保全	3	1	-2			1	2	1		2	4	2	9	10	1
7 厚生福祉	16	16		262	250	-12	245	259	14	160	248	88	1,279	1,464	185
8 環境衛生	20	19	-1	3	1	-2	539	547	8	61	73	12	1,882	1,942	60
9 教育	87	79	-8	18	18		227	232	5	8	14	6	507	497	-10
10 住宅							11		-11				16	5	-11
11 都市計画	3	3		1	1		4	2	-2	1	1		32	23	-9
12 防災	8	10	2	2		-2	357	348	-9	52	57	5	1,222	1,254	32
13 その他	52	38	-14	126	124	-2	3,564	3,704	140	44	57	13	4,195	4,315	120
総計	331	252	-79	413	395	-18	5,109	5,264	155	380	505	125	9,941	10,197	256

(注) 協議会、一部事務組合及び広域連合の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

第3表：事務の種類別共同処理の状況

事務の種類	共同処理方法 行番号	1 協議会		2 機関等の共同 設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計		割合	
		設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数
1 地域開発計画	0100	72	382			1	1	142	691	32	180	1	9	248	1,263	2.43%	3.49%
(1)広域行政計画等に関するもの	0101	65	353					123	599	22	105			210	1,057	2.06%	2.92%
(2)その他	0102	7	29			1	1	19	92	10	75	1	9	38	206	0.37%	0.57%
2 第1次産業振興	0200	12	32			111	111	174	561	4	17			301	721	2.95%	1.99%
(1)農業用地	0201					4	4	1	6	1	5			6	15	0.06%	0.04%
(2)農業用水	0202	9	23			75	75	30	78					114	176	1.12%	0.49%
(3)農業水産物・流通施設	0203					1	1	8	38					9	39	0.09%	0.11%
(4)林道・林野 <small>（山林の保護管理等を含む）</small>	0204	1	4			6	6	91	242	3	12			101	264	0.99%	0.73%
(5)農業共済	0205							29	140					29	140	0.28%	0.39%
(6)その他	0206	2	5			25	25	15	57					42	87	0.41%	0.24%
3 第2次産業振興	0300					2	2	14	37	1	5	1	9	18	53	0.18%	0.15%
(1)工業用地	0301							3	6			1	9	4	15	0.04%	0.04%
(2)工業用水	0302					2	2	8	22					10	24	0.10%	0.07%
(3)その他	0303							3	9	1	5			4	14	0.04%	0.04%
4 第3次産業振興	0400	1	2	1	4	10	10	27	143	9	60			48	219	0.47%	0.60%
(1)観光	0401	1	2	1	4	6	6	18	100	8	58			34	170	0.33%	0.47%
(2)その他	0402					4	4	9	43	1	2			14	49	0.14%	0.14%

共同処理方法 事務の種類	行番号	1 協議会		2 機関等の共同 設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計		割合	
		設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数
5 輸送施設	0500	1	2			46	46	20	76	5	38			72	162	0.71%	0.45%
(1) 道路	0501	1	2			1	1	2	15	5	38			9	56	0.09%	0.15%
(2) 港湾	0502					15	15	6	14					21	29	0.21%	0.08%
(3) 自動車輸送	0503					7	7	1	2					8	9	0.08%	0.02%
(4) 船舶運航	0504							4	10					4	10	0.04%	0.03%
(5) その他	0505					23	23	7	35					30	58	0.29%	0.16%
6 国土保全	0600	1	2			2	2	3	20	4	25			10	49	0.10%	0.14%
(1) 河川	0601	1	2			1	1	3	20	3	19			8	42	0.08%	0.12%
(2) 海岸	0602					1	1							1	1	0.01%	0.00%
(3) その他	0603									1	6			1	6	0.01%	0.02%
7 厚生福祉	0700	16	73	250	776	259	259	691	2,873	248	2,948			1,464	6,929	14.36%	19.12%
(1) 病院	0701	1	8	1	2			76	241	1	5			79	256	0.77%	0.71%
(2) 診療所	0702	1	7			16	16	43	154	2	11			62	188	0.61%	0.52%
(3) 結核予防	0703			1	6	2	2	5	16	1	5			9	29	0.09%	0.08%
(4) 生活保護	0704			1	2	2	2	7	47	2	17			12	68	0.12%	0.19%
(5) 母子福祉	0705					1	1	2	5	3	12			6	18	0.06%	0.05%
(6) 児童福祉	0706					51	51	27	132	3	11			81	194	0.79%	0.54%
(7) 介護区分認定審査	0707	1	2	132	389	45	45	83	343	45	279			306	1,058	3.00%	2.92%
(8) 介護保険施設サービス	0708							66	237	14	80			80	317	0.78%	0.87%
(9) 介護保険 (その他)	0709					11	11	48	172	25	161			84	344	0.82%	0.95%

共同処理方法 事務の種類	1 協議会		2 機関等の共同 設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計		割合	
	行番号	設置数	処 理 団 体 数	設置数	処 理 団 体 数	設置数	処 理 団 体 数	設置数	処 理 団 体 数	設置数	処 理 団 体 数	設置数	処 理 団 体 数	設置数	処 理 団 体 数	設置数
(10) 地域包括支援センター	0710	1	2				5	18	14	90			20	110	0.20%	0.30%
(11) 老人福祉施設	0711	1	7			6	100	396	9	55			116	464	1.14%	1.28%
(12) 老人福祉（その他）	0712					7	18	99	9	57			34	163	0.33%	0.45%
(13) 障害区分認定審査	0713	1	2	102	343	41	53	238	30	170			227	794	2.23%	2.19%
(14) 障害福祉サービス（介護給付）	0714			4	9		18	88	7	39			29	136	0.28%	0.38%
(15) 障害福祉サービス（訓練等給付）	0715					2	10	41	6	37			18	80	0.18%	0.22%
(16) 障害者福祉（その他）	0716	4	18			7	26	116	9	48			46	189	0.45%	0.52%
(17) 看護学校	0717					1	23	97					24	98	0.24%	0.27%
(18) 国民健康保険	0718						1	4	7	38			8	42	0.08%	0.12%
(19) 後期高齢者医療	0719								48	1,753			48	1,753	0.47%	4.84%
(20) 救急・土日医療	0720	5	21			52	46	195	11	60			114	328	1.12%	0.91%
(21) その他	0721	1	6	9	25	15	34	234	2	20			61	300	0.60%	0.83%
8 環境衛生	0800	19	113	1	2	547	1,302	4,505	73	351			1,942	5,518	19.04%	15.23%
(1) 上水道	0801	5	40			22	102	432	1	4			130	498	1.27%	1.37%
(2) 下水道	0802	6	24			209	32	97	1	5			248	335	2.43%	0.92%
(3) ごみ処理	0803	3	14			108	399	1,326	26	146			536	1,594	5.26%	4.40%
(4) リサイクル施設	0804					11	119	433	12	49			142	493	1.39%	1.36%
(5) し尿処理	0805					77	355	1,185	15	62			447	1,324	4.38%	3.65%
(6) 火葬場	0806	3	9			71	223	711	14	64			311	855	3.05%	2.36%
(7) 墓地	0807						10	28	1	4			11	32	0.11%	0.09%

共同処理方法 事務の種類	行番号	1 協議会		2 機関等の共同 設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計		割合	
		設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数
(8)と畜場	0808					3	3	12	67	2	14			17	84	0.17%	0.23%
(9)公舎	0809			1	2	2	2	4	16					7	20	0.07%	0.06%
(10)その他	0810	2	26			44	44	46	210	1	3			93	283	0.91%	0.78%
9 教育	0900	79	440	18	72	232	232	154	682	14	68			497	1,494	4.87%	4.12%
(1)小学校	0901	7	57			72	72	11	22	1	3			91	154	0.89%	0.42%
(2)中学校	0902	7	57			68	68	28	58	1	3			104	186	1.02%	0.51%
(3)高等学校	0903							4	16					4	16	0.04%	0.04%
(4)学校(幼、中等、大学)	0904					2	2	2	11					4	13	0.04%	0.04%
(5)社会教育 (青少年育成施設等の管理運営を含む)	0905	9	50			12	12	24	103	5	21			50	186	0.49%	0.51%
(6)視聴覚教育	0906	31	150			12	12	28	151	3	24			74	337	0.73%	0.93%
(7)教育研修(センター運営含む)	0907	4	30			4	4	11	139					19	173	0.19%	0.48%
(8)学校給食	0908	3	7			12	12	26	57	2	8			43	84	0.42%	0.23%
(9)その他	0909	18	89	18	72	50	50	20	125	2	9			108	345	1.06%	0.95%
10 住宅	1000							5	46					5	46	0.05%	0.13%
(1)宅地造成	1001							3	6					3	6	0.03%	0.02%
(2)その他	1002							2	40					2	40	0.02%	0.11%
11 都市計画	1100	3	6	1	2	2	2	16	67	1	5			23	82	0.23%	0.23%
(1)街路	1101																
(2)公園	1102	2	4			1	1	14	58	1	5			18	68	0.18%	0.19%
(3)駐車場	1103							1	7					1	7	0.01%	0.02%

共同処理方法 事務の種類	行番号	1 協議会		2 機関等の共同 設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計		割合	
		設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数
(4) 区画整理	1104					1	1							1	1	0.01%	0.00%
(5) その他	1105	1	2	1	2			1	2					3	6	0.03%	0.02%
1 2 防災	1200	10	31			348	348	839	4,840	57	305			1,254	5,524	12.30%	15.24%
(1) 消防	1201	2	7			148	148	284	982	20	102			454	1,239	4.45%	3.42%
(2) 救急	1202	1	3			127	127	282	976	20	102			430	1,208	4.22%	3.33%
(3) 水防	1203					7	7	54	211	2	8			63	226	0.62%	0.62%
(4) 消防災害補償	1204					2	2	46	1,029					48	1,031	0.47%	2.84%
(5) 消防団員退職金・賞じゅつ金	1205					6	6	55	1,067					61	1,073	0.60%	2.96%
(6) 保安関係 <small>（火取法、液石法、高圧ガス法等）</small>	1206					33	33	85	292	13	76			131	401	1.28%	1.11%
(7) その他	1207	7	21			25	25	33	283	2	17			67	346	0.66%	0.95%
1 3 その他	1300	38	259	124	864	3,704	3,704	392	8,815	57	539			4,315	14,181	42.32%	39.13%
(1) 職員の採用試験	1301	2	10					11	203					13	213	0.13%	0.59%
(2) 職員研修	1302	3	16			61	61	55	732	13	198			132	1,007	1.29%	2.78%
(3) 計算事務	1303	3	19			4	4	13	51	1	4			21	78	0.21%	0.22%
(4) 退職手当	1304					126	126	47	2,268					173	2,394	1.70%	6.61%
(5) 公務災害	1305			6	148	385	385	44	2,132					435	2,665	4.27%	7.35%
(6) 公平委員会	1306			112	690	1,111	1,111	8	223	5	20			1,236	2,044	12.12%	5.64%
(7) 税の滞納処分	1307					2	2	20	302	4	83			26	387	0.25%	1.07%
(8) 交通災害共済	1308					11	11	37	755	1	5			49	771	0.48%	2.13%
(9) 競輪	1309							3	16					3	16	0.03%	0.04%

共同処理方法 事務の種類	行番号	1 協議会		2 機関等の共同 設置		3 事務の委託		4 一部事務組合		5 広域連合		6 地方開発事業団		7 1～6の合計		割合	
		設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数	設置数	処理 団体数
	(10) 競馬							11	48					11	48	0.11%	0.13%
	(11) 競艇	1	2			853	853	15	85					869	940	8.52%	2.59%
	(12) 会館・共有財産等の維持・管理	2	4			18	18	78	1,329	5	27			103	1,378	1.01%	3.80%
	(13) 住民票写し等の交付					1,089	1,089							1,089	1,089	10.68%	3.00%
	(14) 市町村合併	15	36											15	36	0.15%	0.10%
	(15) 情報基盤整備					11	11	13	142	5	28			29	181	0.28%	0.50%
	(16) 情報公開・個人情報保護			2	14	1	1			3	16			6	31	0.06%	0.09%
	(17) 調査研究(事務共同化等)	2	13					3	15	15	106			20	134	0.20%	0.37%
	(18) その他	10	159	4	12	32	32	34	514	5	52			85	769	0.83%	2.12%
	総計	252	1,342	395	1,720	5,264	5,264	3,779	23,356	505	4,541	2	18	10,197	36,241	100.00%	100.00%

(注) 協議会、一部事務組合及び広域連合の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため重複がある。

第3-2表：主な事務の種類別共同処理の状況

※()内：前回数(H20.7.1調査時点)

事務の種類	共同処理の方法	協議会	機関等の 共同設置	事務の委託	一部事務組合	広域連合	計
広域行政計画等		65 (110)			123 (158)	22 (30)	210 (298)
農業用水		9 (11)		75 (73)	30 (33)		114 (117)
林道・林野		1 (2)		6 (6)	91 (93)	3 (3)	101 (104)
病院・診療所		2 (3)	1 (1)	16 (48)	119 (135)	3 (4)	141 (191)
児童福祉				51 (46)	27 (27)	3 (1)	81 (74)
老人福祉		1 (1)		13 (18)	109 (127)	12 (13)	135 (159)
障害者福祉		5 (4)	106 (108)	50 (51)	84 (80)	32 (28)	277 (271)
介護保険		1 (2)	132 (142)	56 (42)	146 (123)	47 (47)	382 (356)
後期高齢者医療						48 (49)	48 (49)
上水道		5 (5)		22 (39)	102 (106)	1 (1)	130 (151)
下水道		6 (7)		209 (196)	32 (34)	1 (2)	248 (239)
ごみ処理		3 (2)		108 (107)	399 (422)	26 (25)	536 (556)
し尿処理				77 (79)	355 (386)	15 (14)	447 (479)
火葬場		3 (3)		71 (71)	223 (233)	14 (14)	311 (321)
小学校		7 (8)		72 (74)	11 (11)	1 (0)	91 (93)
中学校		7 (8)		68 (65)	28 (31)	1 (0)	104 (104)
社会教育		9 (28)	(1)	12 (18)	24 (44)	5 (4)	50 (95)
消防		2 (1)		148 (152)	284 (297)	20 (19)	454 (469)
救急		1 (1)		127 (140)	282 (295)	20 (19)	430 (455)
職員研修		3 (5)		61 (61)	55 (57)	13 (15)	132 (138)
退職手当				126 (80)	47 (48)		173 (128)
公務災害			6 (6)	385 (364)	44 (43)		435 (413)
公平委員会			112 (114)	1,111 (1,169)	8 (10)	5 (4)	1,236 (1,297)
競輪・競馬・競艇		1 (1)		853 (838)	29 (31)		883 (870)
会館・共有財産等の維持・管理		2 (2)		18 (44)	78 (87)	5 (5)	103 (138)
住民票等の写しの交付				1,089 (936)			1,089 (936)

資料 3-4 都道府県別の共同処理の活用件数及び活用件数が多い事務 (2010年7月1日現在)

都道府県	協賛会		協賛会				協賛会				協賛会				事務の委託	
	市町村数 ※特別区 含む	市町村事務 組合数	設置数	構成団体数	設置数/市 町村数 (%)	設置数/市 町村数 (%)	設置数	構成団体数	設置数/市 町村数 (%)	設置数/市 町村数 (%)	設置数	構成団体数	設置数/市 町村数 (%)	設置数/市 町村数 (%)	委託団体数	委託団体数/ 市町村数 (%)
北海道	179	299	18	99	10.1	55.3	広域行政計画等(7)農業用水他(2)	86	407	48.0	27.4	介護区分認定審査(40)障害区分認定審査(29)	88	48.2	ごみ処理(14)農業用水(11)	
青森県	40	75	6	27	15.0	67.5	視聴覚教育(4)	4	16	10.0	40.0	介護区分認定審査(1)障害区分認定審査(1)	96	240.0	公平委員会(72)農薬区分認定審査他(7)	
岩手県	34	60	12	55	35.3	161.8	視聴覚教育(4)職員の採用試験他(2)	13	34	38.2	100.0	障害区分認定審査(9)介護区分認定審査(4)	69	202.9	公平委員会(57)消防・救急(2)	
宮城県	35	55	33	33	17.1	94.3	市町村合併(2)広域行政計画等他(1)	5	108	14.3	308.6	介護区分認定審査(2)	64	182.9	公平委員会(49)農業用水(8)	
秋田県	25	44	1	7	4.0	28.0	広域行政計画等(1)	2	9	8.0	36.0	介護区分認定審査(1)	59	212.0	公平委員会(40)火葬場(3)	
山形県	35	54	7	35	20.0	100.0	視聴覚教育(5)広域行政計画等他(1)	2	12	5.7	34.3	介護区分認定審査(2)	131	374.3	公平委員会(52)公務員認定(51)	
福島県	59	92	6	22	10.2	37.3	火葬場・学校給食(2)	15	51	25.4	86.4	介護区分認定審査(7)障害区分認定審査他(4)	151	255.9	公平委員会(81)農業用水(20)	
茨城県	44	86	4	19	9.1	43.2	広域行政計画等(3)市町村合併(1)	22	74	50.0	188.2	公平委員会(17)介護区分認定審査(4)	104	236.4	公務員認定(42)運輸手当(37)	
栃木県	27	46	2	8	7.4	29.6	社会教育・視聴覚教育他(1)	0	0	0.0	0.0		92	340.7	公平委員会(35)下水道(18)	
群馬県	35	68	2	5	5.7	14.3	市町村合併(2)	17	56	48.6	160.0	公平委員会(7)介護区分認定審査他(4)	69	197.1	職能(28)社会教育(7)	
埼玉県	64	111	4	30	6.3	46.9	広域行政計画等(3)視聴覚教育(1)	6	26	9.4	40.6	公平委員会(5)介護区分認定審査(2)	105	164.1	職能(54)尿処理他(8)	
千葉県	54	98	1	2	1.9	3.7	消防(1)	3	10	5.6	18.5	消防・介護区分認定審査他(1)	34	63.0	火葬場(7)住民票等の交付(6)	
東京都	62	94	5	106	8.1	171.0	広域行政計画等(2)視聴覚教育他(1)	4	59	6.5	95.2	公平委員会(4)	269	433.9	職能(188)	
神奈川県	33	56	2	37	6.1	112.1	宝くじ他(1)	3	12	9.1	36.4	障害区分認定審査(3)	84	254.5	公平委員会(29)住民票等の交付(20)	
新潟県	30	59	7	26	23.3	86.7	視聴覚教育(4)広域行政計画等(2)	23	52	76.7	173.3	介護区分認定審査(6)障害区分認定審査(3)	97	323.3	小学校・会館等の維持管理(7)	
富山県	15	35	0	0	0.0	0.0		5	22	33.3	146.7	公平委員会(5)	234	1560.0	住民票等の交付(210)公務員災害(15)	
石川県	19	42	4	14	21.1	73.7	下水道(3)消防通信指令(1)	6	17	31.6	89.5	公平委員会(5)介護区分認定審査(1)	110	578.9	住民票等の交付(106)	
福井県	17	40	2	59	11.8	48.8	警察推進(1)	5	12	29.4	70.6	介護区分認定審査(2)障害福祉サービス(2)	110	647.1	公平委員会(33)職能(28)	
山梨県	27	92	3	16	11.1	59.3	こどもへの教室(2)	16	63	59.3	233.3	介護区分認定審査(3)障害福祉サービス(2)	48	177.8	運輸手当(13)公務員災害(12)	
長野県	77	145	7	44	9.1	57.1	下水道他(2)	9	82	11.7	106.5	公平委員会(8)	223	289.6	公務員災害(65)運輸手当(51)	
岐阜県	42	83	5	20	11.9	47.6	広域行政計画等(2)	14	51	33.3	121.4	介護区分認定審査(5)障害区分認定審査(5)	499	1188.1	住民票等の交付(436)公平委員会(31)	
静岡県	35	65	9	35	25.7	100.0	障害者福祉・救急(2)	16	48	45.7	137.1	公平委員会(7)介護区分認定審査(5)	281	802.9	住民票等の交付(154)公平委員会(41)	
愛知県	57	107	18	106	31.6	184.2	広域行政計画等(7)小学校他(6)	1	4	1.8	7.0	介護区分認定審査(1)	281	493.0	公務員災害(106)公平委員会(70)	
三重県	29	61	3	9	10.3	31.0	広域行政計画等(2)	9	51	31.0	175.9	障害区分認定審査(3)	128	441.4	公務員災害(69)職能(28)	
滋賀県	19	41	2	11	10.5	57.9	広域行政計画等(2)農業用水(1)	2	5	10.5	26.3	介護区分認定審査(2)	49	257.9	職能(28)公務員災害(10)	
京都府	26	49	3	9	11.5	34.6	広域行政計画等(2)緊急医療他(1)	2	6	7.7	23.1	障害区分認定審査(1)	34	130.8	介護区分認定審査(9)中学校(6)	
大阪府	43	72	9	59	20.9	137.2	広域行政計画等(4)緊急医療(2)	8	22	18.6	51.2	介護区分認定審査(1)障害区分認定審査(4)	106	246.5	職能(54)小学校(7)	
兵庫県	41	87	7	25	17.1	61.0	消防通信指令(2)	12	52	29.3	126.8	公平委員会(9)介護区分認定審査他(1)	129	304.9	職能(59)消防他(9)	
奈良県	39	68	2	9	5.1	23.1	広域行政計画等(1)	7	23	17.9	59.0	介護区分認定審査(4)障害区分認定審査(2)	38	97.4	公平委員会(16)尿処理(4)	
和歌山県	30	76	2	5	6.7	16.7	社会教育(2)	6	39	20.0	130.0	公平委員会(3)介護区分認定審査他(1)	34	113.3	小学校(4)火葬場他(3)	
鳥取県	19	30	3	14	15.8	73.7	学習指導(3)	3	49	15.8	257.9	公務員災害(2)情報公開・個人情報保護(1)	73	384.2	公平委員会(28)職員研修(23)	
徳島県	21	38	7	15	33.3	71.4	市町村合併(2)広域行政計画等(1)	2	5	9.5	23.8	障害区分認定審査(1)公平委員会(1)	102	485.7	公平委員会(27)職員研修(21)	
岡山県	27	85	7	18	25.9	66.7	農業用水(4)広域行政計画等(2)	4	8	14.8	29.6	介護区分認定審査(1)障害区分認定審査(2)	159	588.9	公平委員会(63)職能(28)	
広島県	23	37	2	7	8.7	30.4	広域行政計画等(1)河川(1)	0	0	0.0	0.0		144	626.1	職能(29)児童福祉(22)	
山口県	19	41	2	5	10.5	26.3	下水道他(1)	1	3	5.3	15.8	介護区分認定審査(1)	76	400.0	職能(57)住民票等の交付(6)	
徳島県	24	54	2	18	8.3	75.0	広域行政計画等(2)	7	20	29.2	83.3	介護区分認定審査(4)障害区分認定審査(3)	80	333.3	公平委員会(46)職能(28)	
香川県	17	38	0	0	0.0	0.0		0	0	0.0	0.0		58	341.2	職能(28)公平委員会(12)	
愛媛県	20	42	3	17	15.0	85.0	広域行政計画等(2)緊急医療等(1)	2	5	10.0	25.0	介護区分認定審査(2)	33	165.0	公平委員会(25)ごみ処理(4)	
高知県	34	69	1	2	2.9	5.9	教採用図書採択(1)	7	22	20.6	64.7	介護区分認定審査(4)障害区分認定審査(2)	72	211.8	公平委員会(64)消防等(2)	
福岡県	60	135	5	49	8.3	81.7	広域行政計画等(3)市町村合併他(1)	18	86	30.0	143.3	公平委員会(9)障害区分認定審査(4)	155	258.3	職能(113)下水道(6)	
佐賀県	20	43	2	4	10.0	20.0	公題(2)	3	8	15.0	40.0	障害区分認定審査(2)公平委員会(1)	85	425.0	公平委員会(38)職能(28)	
長崎県	21	37	1	3	4.8	14.3	市町村合併(1)	2	8	9.5	38.1	介護区分認定審査(1)	72	342.9	職能(29)公平委員会(22)	
熊本県	45	74	0	0	0.0	0.0		3	20	6.7	44.4	介護区分認定審査(1)	86	191.1	公平委員会(67)農業用水他(4)	
大分県	18	29	3	6	16.7	33.3	広域行政計画等(2)福祉他(1)	6	13	33.3	72.2	介護区分認定審査(2)	122	677.8	住民票等の交付(90)公平委員会(10)	
宮崎県	26	49	5	21	19.2	80.8	広域行政計画等(4)視聴覚教育(1)	14	50	53.8	182.3	介護区分認定審査(8)障害区分認定審査(4)	56	223.1	農業用水・公務員災害(11)	
鹿児島県	43	82	11	42	25.6	97.7	広域行政計画等(6)視聴覚教育(4)	0	0	0.0	0.0		67	155.8	公平委員会(52)救急医療(3)	
沖縄県	41	68	4	24	9.8	58.5	ごみ処理計画・視聴覚教育(1)	0	0	0.0	0.0		16	39.0	下水道(5)尿処理(3)	
平均	37	71	5	24	12.6	58.9		8	37	21.1	86.4		112.0	395.5		

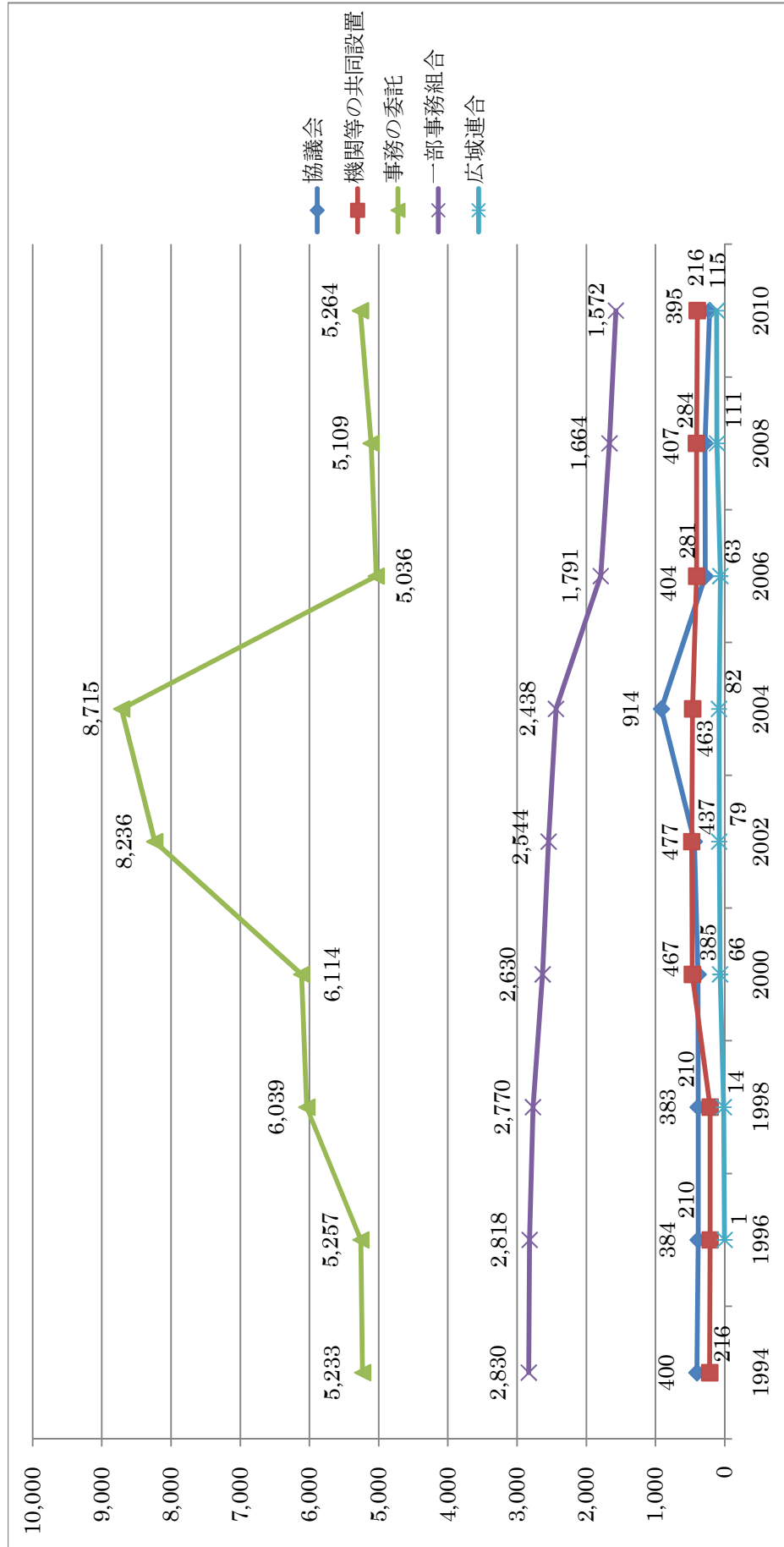
市町村数 ※特別区 含む	市町村数 十一部事務 組合数	一部事務組合				広域連合						
		設置数	構成団体数 市町村数 (%)	設置件数が多い事務	設置数	構成団体数 市町村数 (%)	設置件数が多い事務	設置数	構成団体数 市町村数 (%)	設置件数が多い事務		
北海道	179	299	1532	67.0	855.9	消防(40)救急(39)	13	259	7.3	144.7	ごみ処理(7)介護区分認定審査他(4)	
青森県	40	75	334	87.5	835.0	ごみ処理(11)し尿処理(9)	3	54	7.5	135.0	介護区分認定審査・障害区分認定審査他(2)	
岩手県	34	60	168	76.5	494.1	ごみ処理(1)し尿処理(9)	3	41	8.8	120.6	広域行政圏計画等・介護区分認定審査他(2)	
宮城県	35	55	201	82.1	520.0	救急(7)ごみ処理(1)し尿処理(6)	1	35	2.9	100.0	後期高齢者医療(1)	
秋田県	25	44	115	76.0	460.0	し尿処理(8)ごみ処理(7)救急(6)	1	25	4.0	100.0	後期高齢者医療(1)	
山形県	35	54	196	54.3	560.0	し尿処理(7)ごみ処理(7)	2	39	5.7	111.4	母子福祉・障害区分認定審査他(1)	
福島県	59	92	33	240	406.9	し尿処理(14)ごみ処理(13)	1	59	1.7	100.0	後期高齢者医療(1)	
茨城県	44	86	42	224	509.1	ごみ処理(14)し尿処理(12)	1	44	2.3	100.0	後期高齢者医療(1)	
栃木県	27	46	19	98	70.4	363.0	消防・救急(8)	1	27	3.7	100.0	後期高齢者医療(1)
群馬県	35	66	31	193	88.6	551.4	ごみ処理(10)し尿処理(8)	1	35	2.9	100.0	後期高齢者医療(1)
埼玉県	64	111	47	252	73.4	393.8	し尿処理(15)ごみ処理(12)	2	128	3.1	201.6	後期高齢者医療・職員研修(1)
千葉県	54	98	44	265	81.5	490.7	ごみ処理(12)上水道(11)	1	54	1.9	100.0	後期高齢者医療(1)
東京都	62	94	32	317	51.6	511.3	ごみ処理(9)し尿処理(9)	1	62	1.6	100.0	後期高齢者医療(1)
神奈川県	33	56	23	99	69.7	300.0	林野・林野(10)ごみ処理(6)	1	33	3.0	100.0	後期高齢者医療(1)
新潟県	30	59	29	146	96.7	486.7	ごみ処理(7)	1	30	3.3	100.0	後期高齢者医療(1)
富山県	15	35	20	98	133.3	653.3	広域行政圏計画等・ごみ処理(4)	1	15	6.7	100.0	後期高齢者医療(1)
石川県	19	42	23	127	121.1	688.4	ごみ処理(8)し尿処理(7)火葬場(7)	1	19	5.3	100.0	後期高齢者医療(1)
福井県	17	40	23	122	135.3	717.6	ごみ処理(1)し尿処理(9)救急・保安関係他(9)	2	19	11.8	111.8	介護区分認定審査・介護保険施設サ一ビス他(1)
山梨県	27	92	65	216	240.7	800.0	林野・林野(43)ごみ処理(7)	2	33	7.4	122.2	広域行政圏計画等・介護区分認定審査他(1)
長野県	77	145	68	454	88.3	589.6	ごみ処理(20)ごみ処理(18)	11	156	14.3	205.2	介護区分認定審査・障害区分認定審査他(10)
岐阜県	42	83	41	286	97.6	704.8	ごみ処理(1)し尿処理(9)救急・保安関係他(6)	5	53	11.9	126.2	後期高齢者医療(4)介護区分認定審査他(3)
静岡県	35	85	50	214	142.9	611.4	し尿処理(10)ごみ処理(9)	2	71	5.7	202.9	後期高齢者医療・職員研修他(1)
愛知県	57	107	50	231	87.7	405.3	し尿処理(14)ごみ処理(13)	4	70	7.0	122.8	介護区分認定審査・地域包括支援センター他(1)
三重県	19	41	32	196	110.3	675.9	介護保険施設サ一ビス・老人福祉施設・ごみ処理(6)	8	50	27.6	172.4	介護区分認定審査(5)
滋賀県	29	61	22	144	115.8	757.9	ごみ処理(6)林野・林野(1)し尿処理(1)火葬場(6)	1	19	5.3	100.0	後期高齢者医療(1)
京都府	26	49	23	152	88.5	584.6	ごみ処理(1)し尿処理(4)	3	55	11.5	211.5	児童福祉・障害区分認定審査他(1)
兵庫県	43	72	29	102	67.4	237.2	ごみ処理(10)水防(5)	2	46	4.7	107.0	介護区分認定審査・介護保険施設サ一ビス他(1)
大阪府	41	87	46	229	112.2	558.5	ごみ処理(13)農業共済(9)	2	41	2.4	100.0	後期高齢者医療(1)
奈良県	39	68	29	211	74.4	541.0	消防・救急(7)	3	55	7.7	141.0	広域行政圏計画等・介護区分認定審査他(2)
和歌山県	30	76	46	262	153.3	873.3	し尿処理(11)老人福祉施設・ごみ処理(8)	1	30	3.3	100.0	後期高齢者医療(1)
鳥取県	19	38	11	66	57.9	347.4	ごみ処理(4)し尿処理(3)	3	27	15.6	142.1	広域行政圏計画等・観光他(1)
高知県	21	38	17	62	81.0	295.2	ごみ処理(5)介護保険施設サ一ビス他(4)	3	29	14.3	138.1	広域行政圏計画等・介護区分認定審査他(2)
岡山県	27	85	58	275	214.8	1018.5	ごみ処理(13)農業用水(11)	1	27	3.7	100.0	後期高齢者医療(1)
広島県	23	37	14	63	60.9	273.9	ごみ処理(6)し尿処理(4)	1	23	4.3	100.0	後期高齢者医療(1)
山口県	19	41	22	93	115.8	489.5	ごみ処理(6)老人福祉施設(4)	1	19	5.3	100.0	後期高齢者医療(1)
徳島県	24	54	30	144	125.0	600.0	消防・救急(5)	3	28	12.5	116.7	広域行政圏計画等・消防他(2)
香川県	17	38	21	86	123.5	505.9	林野・林野(6)介護区分認定審査・ごみ処理(5)	1	17	5.9	100.0	後期高齢者医療(1)
愛媛県	20	42	22	111	110.0	555.0	介護保険施設サ一ビス・し尿処理(5)	1	20	5.0	100.0	後期高齢者医療(1)
高知県	34	69	35	195	102.9	573.5	ごみ処理(9)し尿処理(7)	3	73	8.8	214.7	観光・観光予約他(1)
福岡県	60	135	75	567	125.0	945.0	ごみ処理(19)し尿処理(15)	2	93	3.3	155.0	介護区分認定審査・地域包括支援センター他(1)
佐賀県	20	43	23	127	115.0	635.0	ごみ処理(1)し尿処理(5)	2	25	10.0	125.0	介護区分認定審査・介護保険施設サ一ビス他(1)
長崎県	21	37	16	77	76.2	366.7	ごみ処理(6)し尿処理(5)	1	21	4.8	100.0	後期高齢者医療(1)
熊本県	45	74	29	169	64.4	375.6	ごみ処理(1)し尿処理(9)	5	61	11.1	135.6	介護区分認定審査(4)障害区分認定審査他(3)
大分県	18	29	11	74	61.1	411.1	ごみ処理(1)し尿処理(3)	2	20	11.1	111.1	広域行政圏計画等・介護区分認定審査他(1)
宮崎県	26	42	16	97	61.5	373.1	し尿処理(6)ごみ処理(5)	2	31	7.7	118.2	後期高齢者医療・ごみ処理他(1)
鹿児島県	43	82	39	218	90.7	507.0	ごみ処理(1)し尿処理(10)	2	46	4.7	107.0	後期高齢者医療・ごみ処理他(1)
沖縄県	41	68	27	243	65.9	592.7	ごみ処理(12)し尿処理(7)	2	69	4.9	168.3	介護区分認定審査・後期高齢者医療他(1)
平均	37	71	33.4	214.5	96.2	552.8		2	49	6.9	124.9	

各方式の「設置数」、「構成団体数」及び「委託団体数」は、総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』（平成22年7月1日現在）「第4表 都道府県別共同処理方式」を参照して作成した。

各方式の「設置件数が多い事務」は、総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査」（平成22年7月1日現在）で使用された、各都道府県の個表を参照して作成した。なお、協議会、一部事務組合及び広域連合の「設置件数が多い事務」の件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数に計上しているため、重複がある。

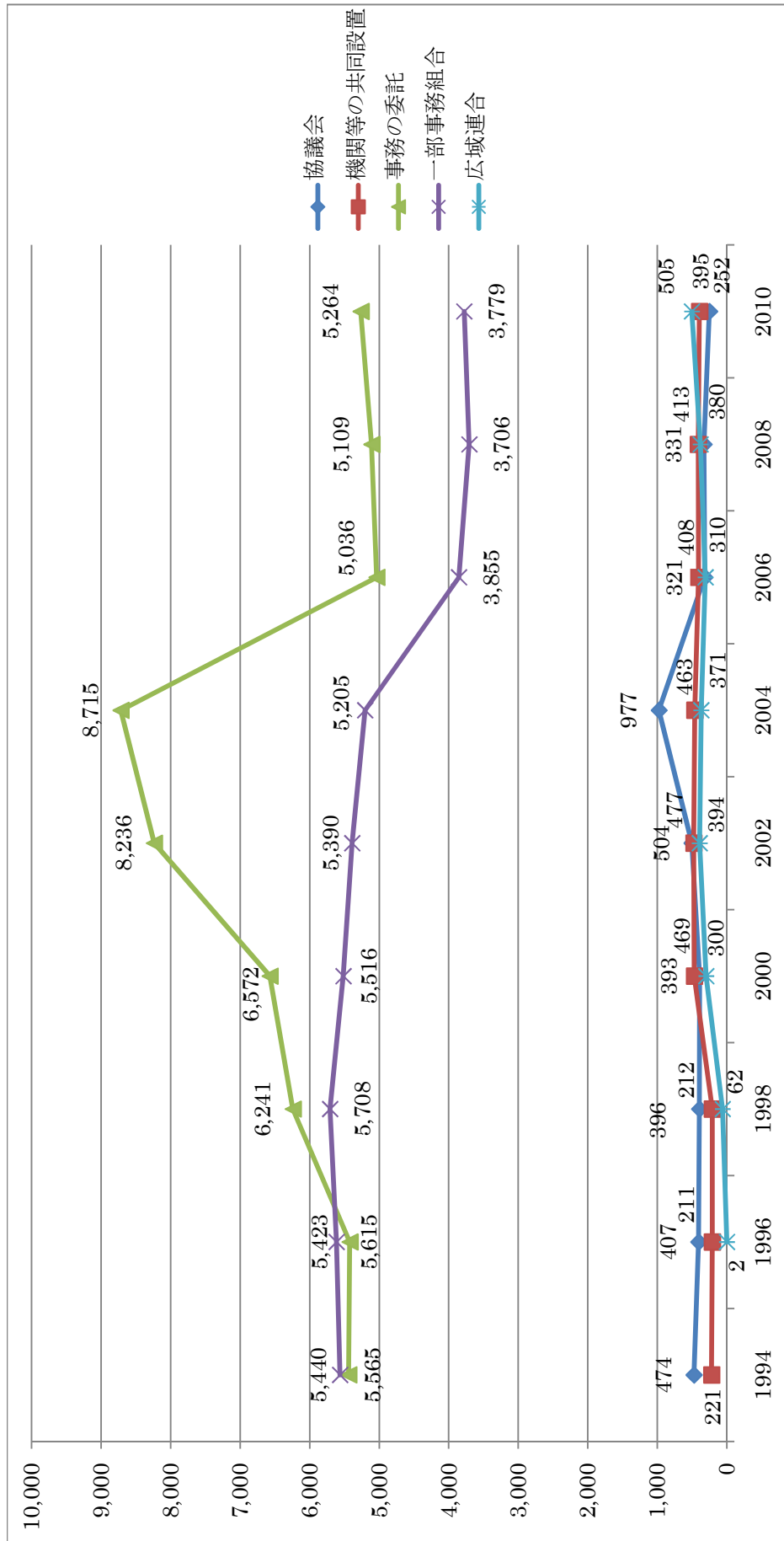
資料 3-5 各共同処理方式の活用件数の推移 (1994～2010 年度)

図1：共同処理の各方式の活用件数の推移



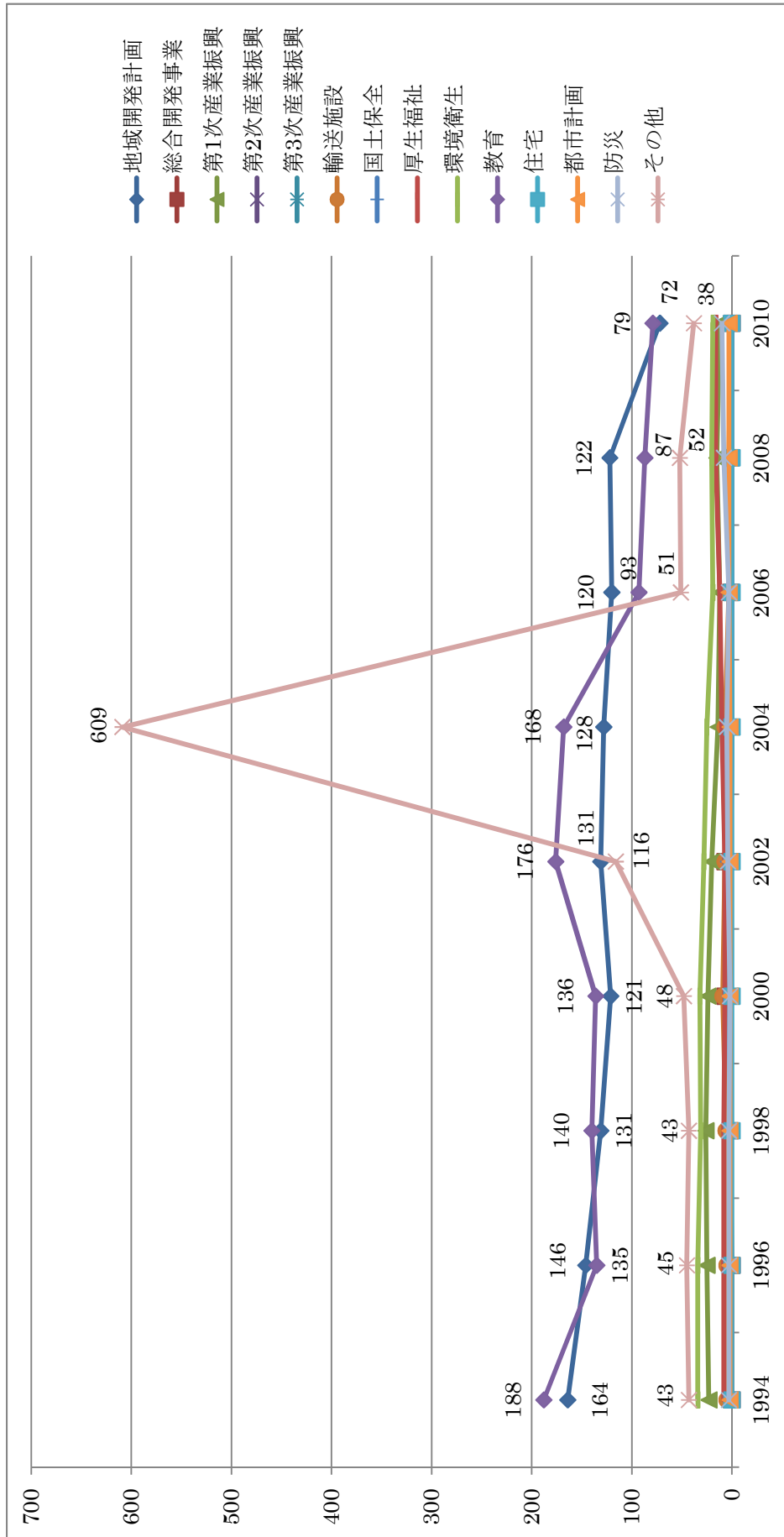
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』「第1表 共同処理別構成団体の状況」（1994年度～2010年度）に記載されている各共同処理方式毎の合計を元に作成した。

図2：共同処理の各方式の活用事務数の推移



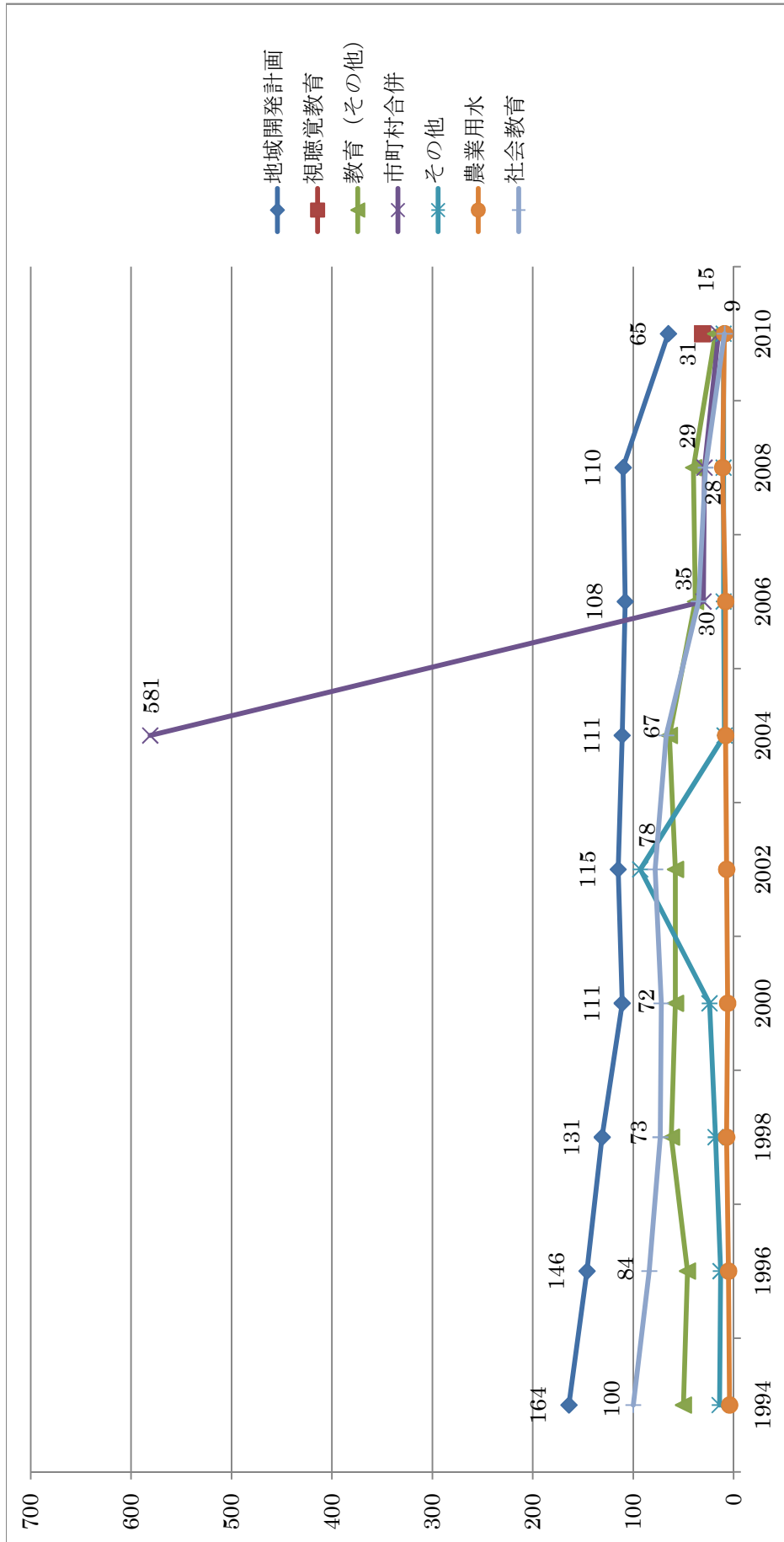
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』「第2表 事務の種類別共同処理の状況（分野別）」（1994年度～2010年度）に記載されている各共同処理方式毎の総計を元に作成した。

図3：「協議会」における事務の種類別の活用状況の推移



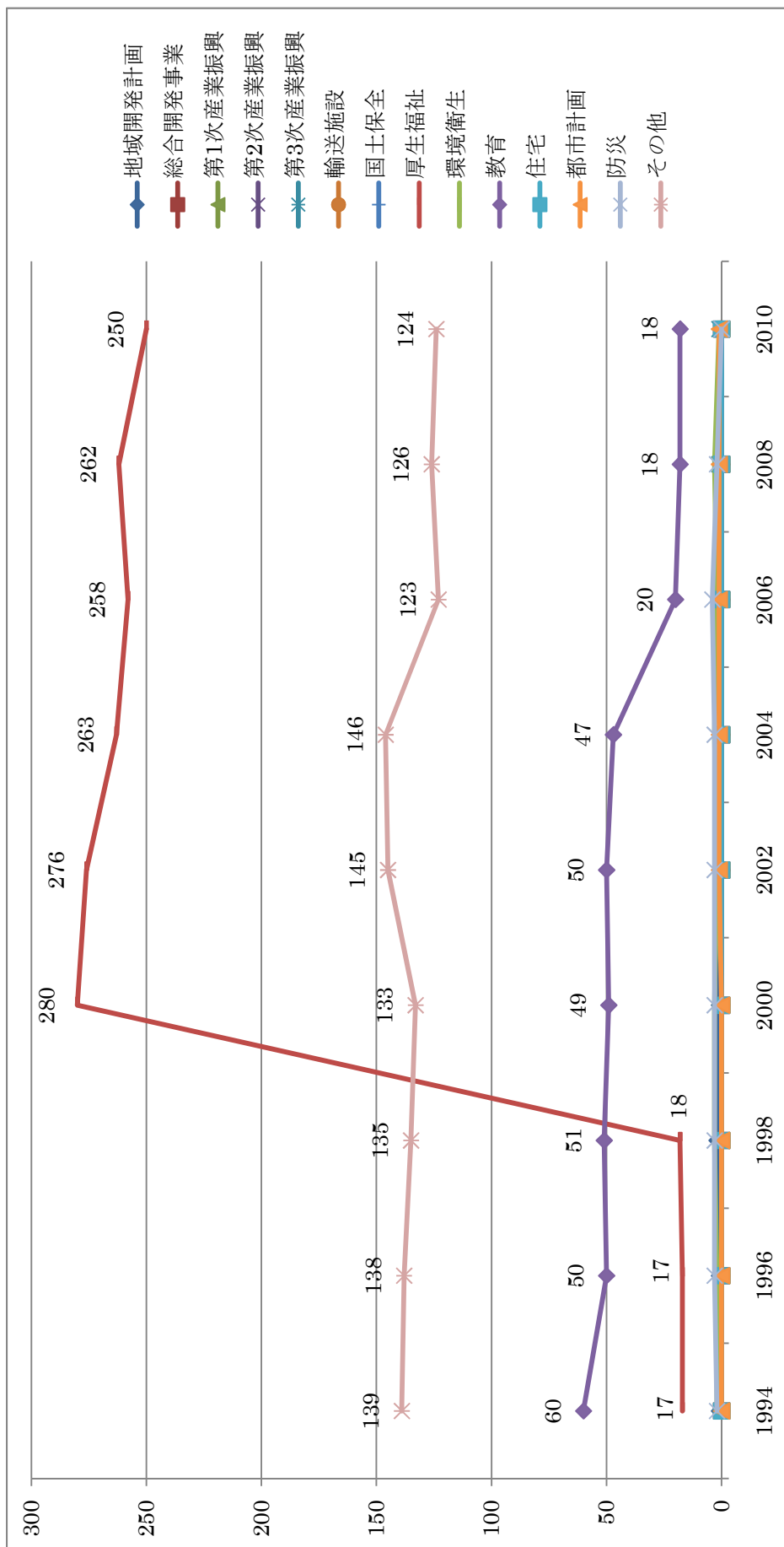
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』「第2表 事務の種類別共同処理の状況（分野別）」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。

図4：「協議会」の代表的な活用事務の推移



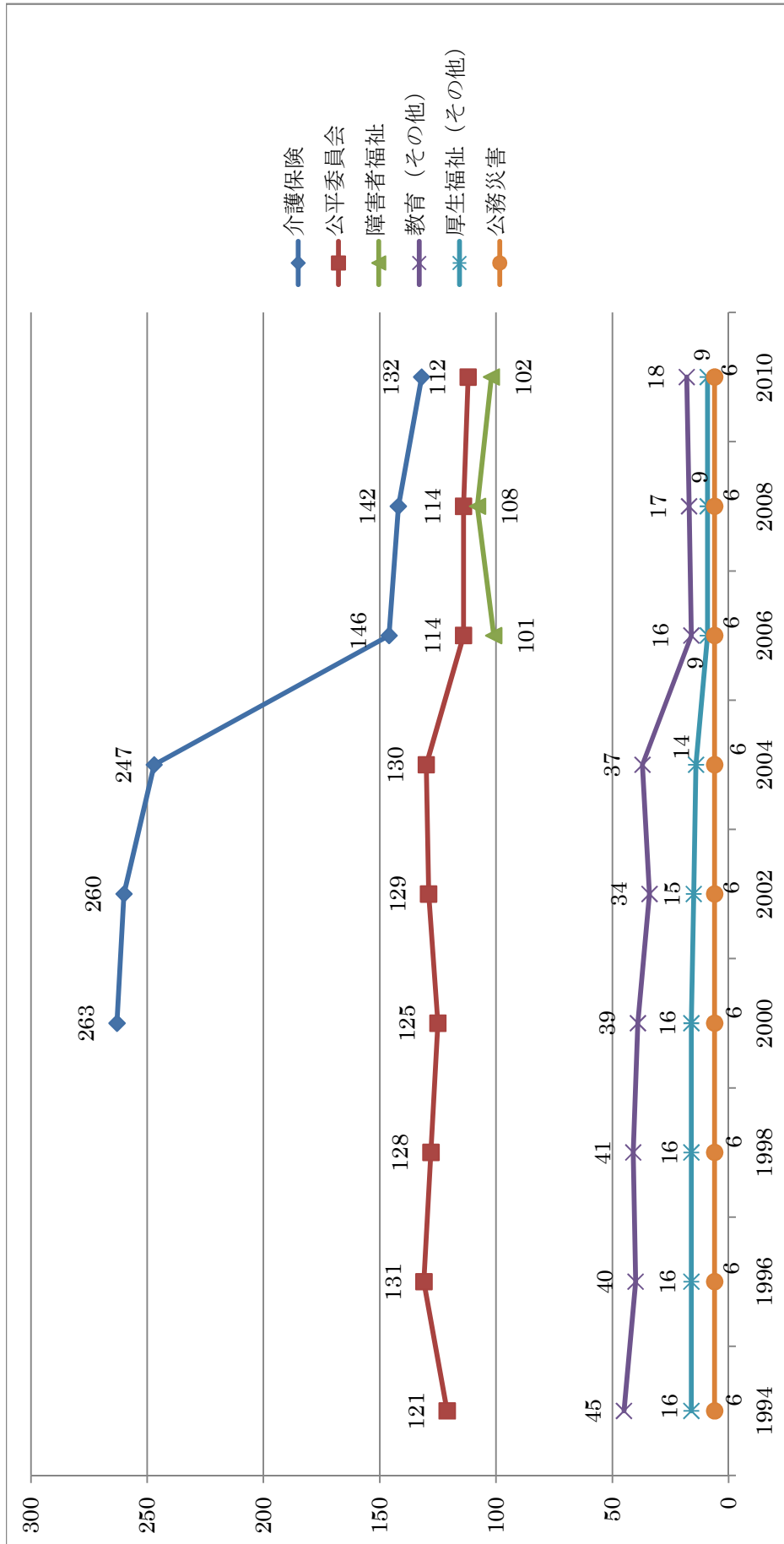
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』「第3表 事務の種類別共同処理の状況」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。
 なお、「市町村合併」は2004年度調査、「視聴覚教育」は2010年度調査から新しい項目として加えられたため、それ以前の年度のデータのデータは示していない。

図5：「機関等の共同設置」における事務の種類別の活用状況の推移



出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』「第2表 事務の種類別共同処理の状況（分野別）」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。

図6：「機関等の共同設置」の代表的な活用事務の推移



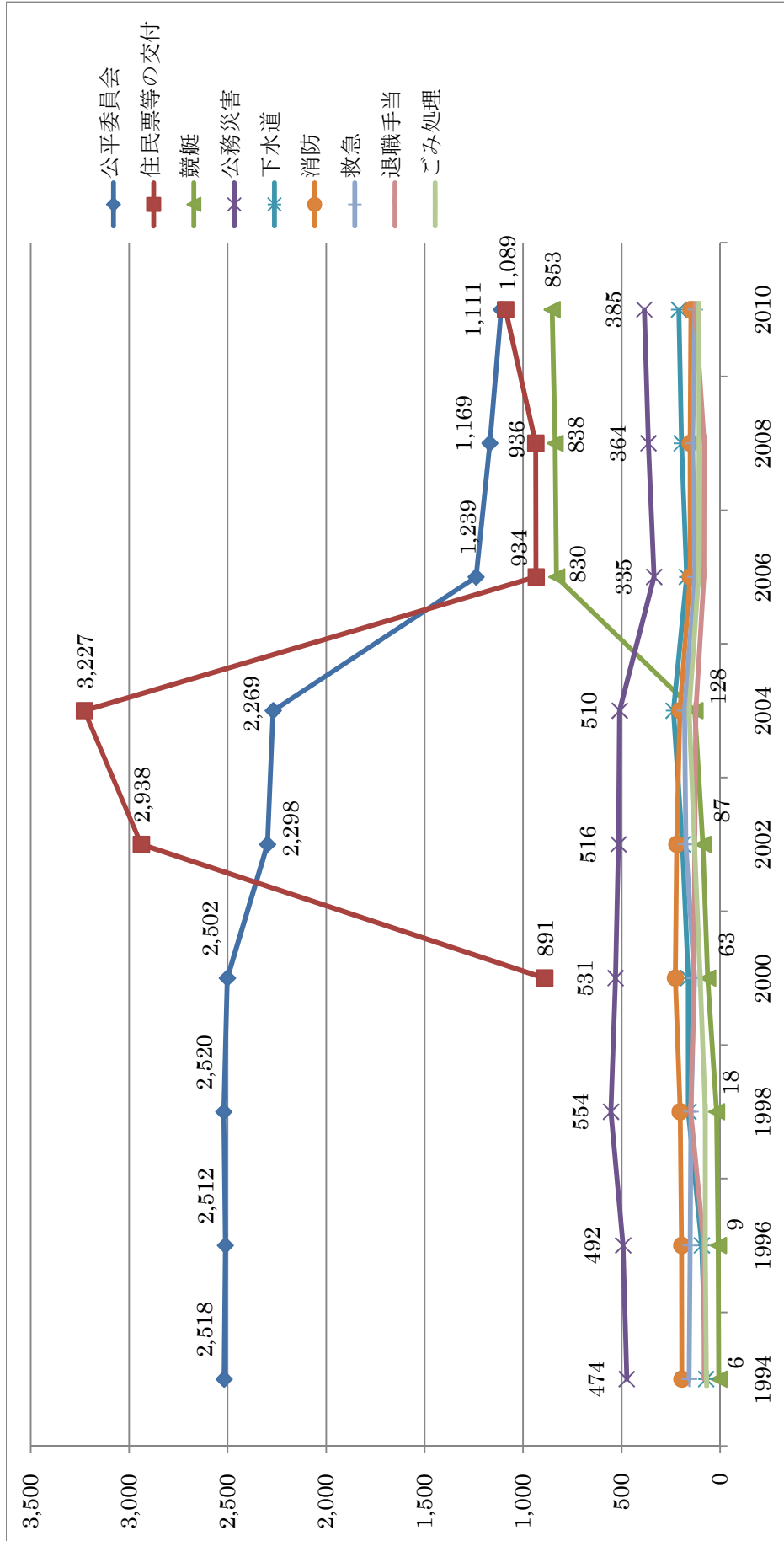
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』「第3表 事務の種類別共同処理構成団体の状況」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。
 なお、「介護保険」は2000年度調査、「障害者福祉」は2006年度調査から新しい項目として加えられたため、それ以前の年度のデータは示していない。また、2010年度調査から新しい項目として加えられた、「介護保険」は「介護保険」に、「障害者福祉」は「障害者福祉」にそれぞれ読み替えている。

図7：「事務の委託」における事務の種類別の活用状況の推移



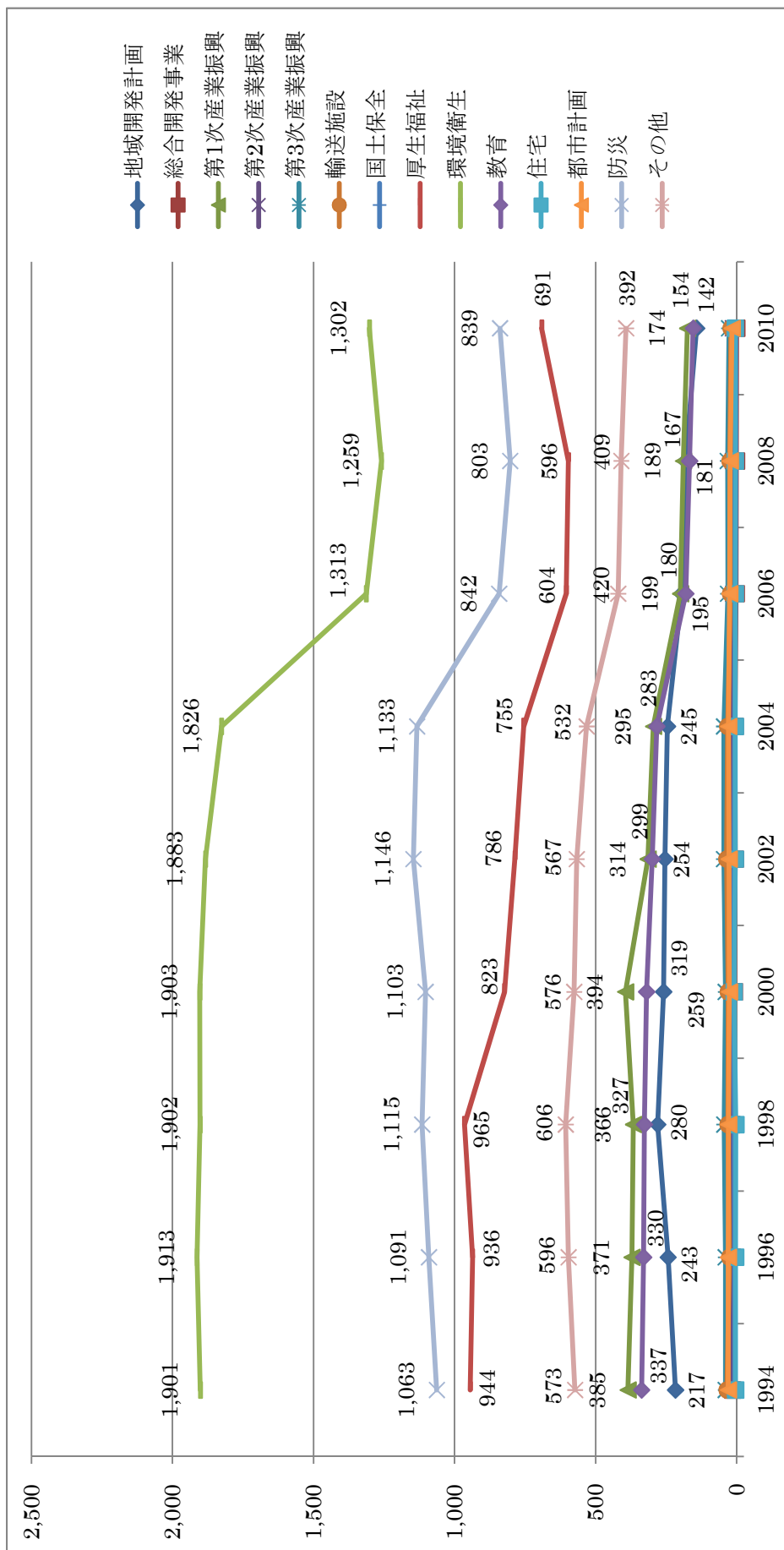
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』「第2表 事務の種類別共同処理の状況（分野別）」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。

図8：「事務の委託」の代表的な活用事務の推移



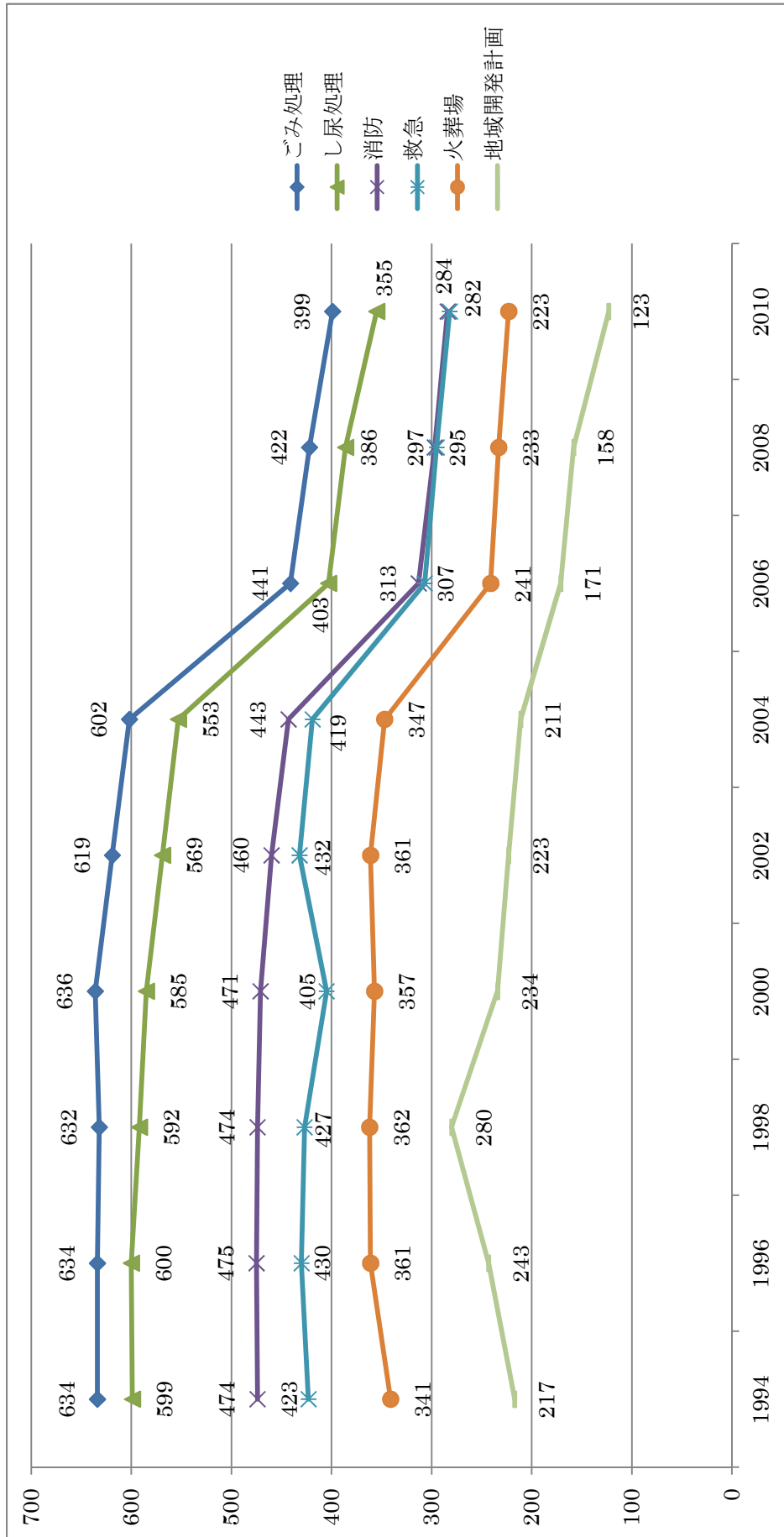
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』「第3表 事務の種類別共同処理の状況」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。
 なお、「住民票等の交付」は2000年度調査から新しい項目として加えられたため、それ以前の年度のデータは示していない。

図9：「一部事務組合」における事務の種類別の活用状況の推移



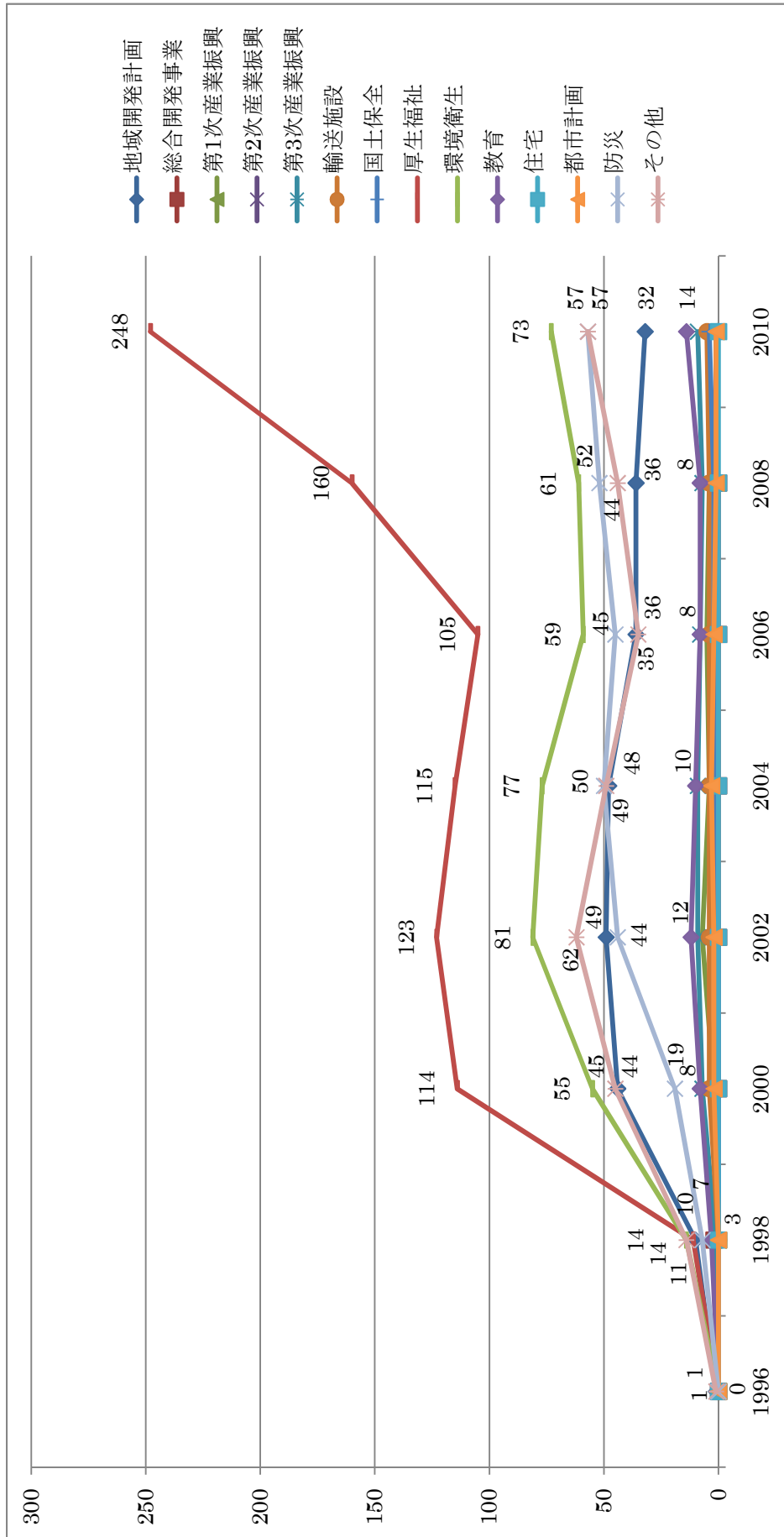
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』「第2表 事務の種類別共同処理の状況（分野別）」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。

図10：「一部事務組合」における事務の種類別の活用状況の推移



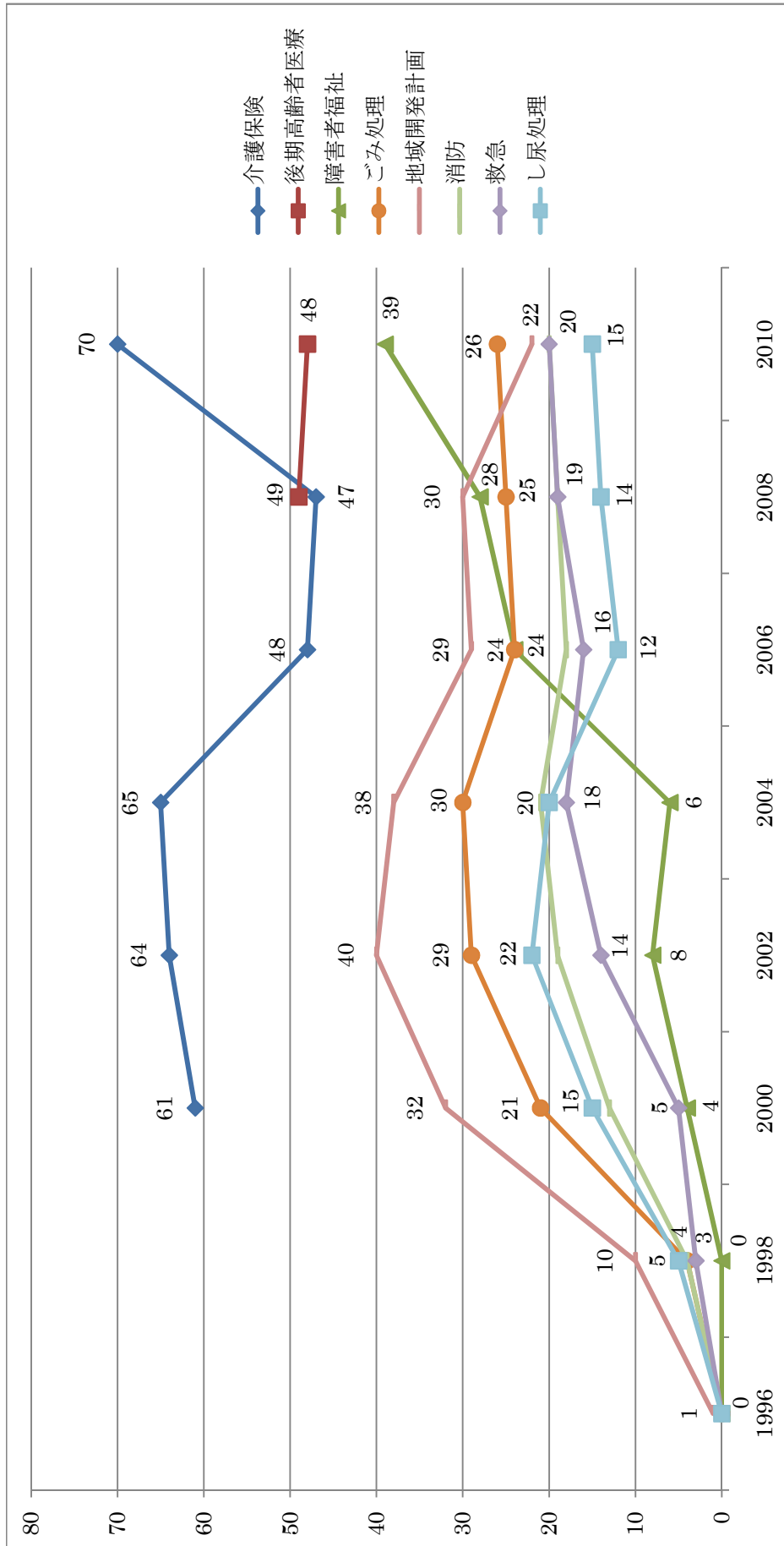
出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』「第3表 事務の種類別共同処理の状況」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。

図11：「広域連合」における事務の種類別の活用状況の推移



出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調』「第2表 事務の種類別共同処理の状況（分野別）」（1996年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。

図12：「広域連合」の活用事務の推移



出典：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』「第3表 事務の種類別共同処理構成団体の状況」（1994年度～2010年度）に記載されている事務の種類毎の合計を元に作成した。
 なお、「後期高齢者医療」は2008年度調査から新しい項目として加えられたため、それ以前の年度のデータのデータは示していない。また、2010年度調査から新しい項目として加えられた、「介護区分認定審査会」は「介護保険」に、「障害区分認定審査会」は「障害者福祉」にそれぞれ読み替えている。

資料3-6 単独（事務委託を含む）・一部事務組合別の消防力整備の状況（消防本部ごと）

	消防本部数		消防職員の充足率(%)		消防ポンプ自動車の充足率(%)		はしご自動車の充足率(%)		化学消防車の充足率(%)		救助工作車の充足率(%)		救急自動車の充足率(%)	
	単独	組合	単独	組合	単独	組合	単独	組合	単独	組合	単独	組合	単独	組合
北海道														
青森県	4	8	59.8	59.3	117.7	115.0	100.0	93.8	66.7	100.0	75.0	77.1	127.5	117.6
岩手県	5	7	62.3	60.5	97.5	96.5	46.7	71.4	97.5	97.5	95.0	85.7	95.0	97.6
宮城県	7	6	13	13	97.6	100.0	95.0	33.3	130.0	90.0	75.7	94.5	121.4	100.0
山形県														
福島県	19	7	26	61.3										
茨城県	5	8	64.1	61.6	100.0	91.7	76.7	85.7	120.0	93.8	90.0	93.8	96.7	93.6
栃木県	4	7	72.7	64.0	96.7	95.9	100.0	97.6	100.0	83.3	70.8	85.7	100.0	100.0
群馬県	23	13	36	72.8										
埼玉県	6	0	65.6		78.5		98.1				93.2		97.5	
千葉県	12	7	61.5	64.9	95.5	95.3	92.4	100.0	86.4	78.6	93.9	100.0	99.7	103.6
神奈川県														
東京都	4	5	51.1	57.1	133.3	100.8	75.0	93.3	58.3	89.3	100.0	93.3	118.8	110.5
静岡県	15	7	51.9	51.3	97.3	91.0	53.8	71.4	92.9	85.7	91.1	92.9	105.1	116.3
岐阜県	28	9	37	92.5	92.6	93.6	106.1	33.3	77.5	66.7	81.7	52.1	100.5	100.0
愛知県	11	4	15	92.4	92.4	93.6	106.1	33.3	77.5	66.7	81.7	52.1	103.5	105.0
三重県														
滋賀県														
京都府														
大阪府														
兵庫県														
奈良県														
和歌山県	0	3	60.3											
鳥取県														
徳島県														
香川県														
愛媛県	5	7	12	110.4	112.4	90.0	25.0	79.3	40.0	100.0	100.0	92.9	111.6	125.0
高知県	8	7	15	50.8	57.4	109.2	97.1	16.7	25.0	10.0	83.3	100.0	103.5	100.0
福岡県														
佐賀県														
長崎県	1	12	13	71.0	69.0	99.3	125.0	85.0	100.0	90.0	100.0	88.9	100.0	103.8
熊本県	7	2	53.1	58.5	93.4	100.0	66.7	0.0	83.3	0.0	100.0	75.0	110.5	133.4
大分県	9	11	20	62.2	63.1	97.2	98.3	79.1	47.0	15.0	100.0	89.4	102.8	98.5
鹿児島県														
沖縄県	9.1	6.8	15.9	60.5	60.7	98.6	98.6	87.2	66.3	64.0	90.2	87.2	105.9	107.0
平均														

1. データは各都道府県が策定した消防広域計画の中で示されている消防本部ごとに記された「平成18年度消防施設整備計画実態調査」を参照した。
 2. 「充足率」は、各市町村が「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に基づいて算定した数(「基準数」等)で実際に整備している数(「現有数」等)を割って算出したもの。
 3. 各都道府県の「充足率」は、各都道府県内の消防本部ごとに示された「充足率」を合算し、各都道府県内の消防本部数で割って算出した。
 4. 全体の平均は、各都道府県ごとに示された「充足率」を合算し、都道府県数で割って算出した。
 5. 空欄はデータが入りできなかったことを示している。

資料 3-7 地方自治法の関係条文

○地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（最終改正：平成二十三年一月一四日法律第一二二号）

1 協議会

（協議会の設置）

第二百五十二条の二 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

3 第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 公益上必要がある場合においては、都道府県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては都道府県知事は、関係のある普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の協議会を設けるべきことを勧告することができる。

5 普通地方公共団体の協議会が広域にわたる総合的な計画を作成したときは、関係普通地方公共団体は、当該計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。

6 普通地方公共団体の協議会は、必要があると認めるときは、関係のある公の機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（協議会の組織）

第二百五十二条の三 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員をもつてこれを組織する。

2 普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員のうちから、これを選任する。

3 普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

（協議会の規約）

第二百五十二条の四 普通地方公共団体の協議会の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 協議会の名称
- 二 協議会を設ける普通地方公共団体

- 三 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目
 - 四 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
 - 五 協議会の経費の支弁の方法
- 2 普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行するため普通地方公共団体の協議会を設ける場合には、協議会の規約には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
- 一 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体の事務（以下本項中「協議会の担任する事務」という。）の管理及び執行の方法
 - 二 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場所
 - 三 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分取扱い
 - 四 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法
 - 五 前各号に掲げるものを除くほか、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に関し必要な事項

(協議会の事務の管理及び執行の効力)

第二百五十二条の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有する。

(協議会の組織の変更及び廃止)

第二百五十二条の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例によりこれを行わなければならない。

2 機関等の共同設置

(機関等の共同設置)

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）、第三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第五十六条第一項に規定する行政機関、第五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。）、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第七十四条第一項に規定する専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

- 2 前項の規定による議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。
- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(機関の共同設置に関する規約)

第二百五十二条の八 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 共同設置する機関の名称
- 二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
- 三 共同設置する機関の執務場所
- 四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項

(共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い)

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。
 - 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。
- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
- 一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。
 - 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その

他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。
 - 二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。
- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。
- 5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

(共同設置する機関の委員等の解職請求)

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはすべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合においてはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

(共同設置する機関の補助職員等)

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定

める普通地方公共団体の収入とする。

- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

(共同設置する機関に対する法令の適用)

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

(議会事務局等の共同設置に関する準用規定)

第二百五十二条の十三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について準用する。

3 事務の委託

(事務の委託)

第二百五十二条の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

- 3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第四項の規定は第一項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第二百五十二条の十五 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- 三 委託事務に要する経費の支弁の方法

四 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

(事務の委託の効果)

第二百五十二条の十六 普通地方公共団体の事務を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させる場合においては、当該事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定めをするものを除くほか、事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該委託された事務の管理及び執行に関する条例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の条例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

4 一部事務組合

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

第二百八十五条 市町村及び特別区の手務に関し相互に関連するものを共同処理するための市町村及び特別区の一部事務組合については、市町村又は特別区の共同処理しようとする事務が他の市町村又は特別区の共同処理しようとする事務と同一の種類のものでない場合においても、これを設けることを妨げるものではない。

(設置の勧告等)

第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表する

とともに、総務大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に報告しなければならない。

- 3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

- 2 一部事務組合は、次条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(規約等)

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称
 - 二 一部事務組合を組織する地方公共団体
 - 三 一部事務組合の共同処理する事務
 - 四 一部事務組合の事務所の位置
 - 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
 - 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
 - 七 一部事務組合の経費の支弁の方法
- 2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九百九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議決方法の特例及び理事会の設置)

第二百八十七条の二 第二百八十五条の一部事務組合の規約には、その議会の議決すべき事件のうち当該一部事務組合を組織する市町村又は特別区の一部に係るものその他特別の必要があるものの議決の方法について特別の規定を設けることができる。

- 2 第二百八十五条の一部事務組合には、当該一部事務組合の規約で定めるところにより、

管理者に代えて、理事をもつて組織する理事会を置くことができる。

- 3 前項の理事は、一部事務組合を組織する市町村若しくは特別区の長又は当該市町村若しくは特別区の長がその議会の同意を得て当該市町村又は特別区の職員のうちから指名する者をもつて充てる。

(議決事件の通知)

第二百八十七条の三 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第二百八十九条 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦に関する異議)

第二百九十一条 一部事務組合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

- 2 前項の規定による異議の申出があつたときは、一部事務組合の管理者は、その議会に諮つてこれを決定しなければならない。
- 3 一部事務組合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四

条第二項及び第三項、第二百八十六条第一項本文、第二百九十一条の三第一項本文並びに第二百九十一条の十第一項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項、第二百八十八条並びに第二百九十一条の三第三項及び第四項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれを行わなければならない。

(政令への委任)

第二百九十三条の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に関する事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 広域連合

(組合の種類及び設置)

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。
- 3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにその事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、広域連合を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 4 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

(設置の勧告等)

第二百八十五条の二 公益上必要がある場合においては、都道府県知事は、関係のある市町村及び特別区に対し、一部事務組合又は広域連合を設けるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告し、前項の規定により広域連合を設けるべきことを勧告したときは直ちにその旨を総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、第二百八十四条第三項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにそ

の旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(広域連合による事務の処理等)

第二百九十一条の二 国は、その行政機関の長の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、別に法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

2 都道府県は、その執行機関の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを、条例の定めるところにより、当該広域連合が処理することとすることができる。

3 第二百五十二条の十七の二第二項、第二百五十二条の十七の三及び第二百五十二条の十七の四の規定は、前項の規定により広域連合が都道府県の事務を処理する場合について準用する。

4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

5 都道府県の加入しない広域連合の長は、その議会の議決を経て、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県の事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

(組織、事務及び規約の変更)

第二百九十一条の三 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4 前条第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）は、広域連合の長は、直ちに次条第一項第四号又は第九号に掲げる事項に係る規約につき必要な変更を行い、第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をするとともに、その旨を当該広域連合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の許可をしたとき、又は第三項若しくは前項の届出を受理し

たときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

- 6 総務大臣は、第一項の許可をしたとき又は第三項若しくは第四項の届出を受理したときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。
- 7 広域連合の長は、広域計画に定める事項に関する事務を総合的かつ計画的に処理するため必要があると認めるときは、その議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域連合の規約を変更するよう要請することができる。
- 8 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。

(規約等)

第二百九十一条の四 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 広域連合の名称
 - 二 広域連合を組織する地方公共団体
 - 三 広域連合の区域
 - 四 広域連合の処理する事務
 - 五 広域連合の作成する広域計画の項目
 - 六 広域連合の事務所の位置
 - 七 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
 - 八 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
 - 九 広域連合の経費の支弁の方法
- 2 前項第三号に掲げる広域連合の区域は、当該広域連合を組織する地方公共団体の区域を合わせた区域を定めるものとする。ただし、都道府県の加入する広域連合について、当該広域連合の処理する事務が当該都道府県の区域の一部のみに係るものであることその他の特別の事情があるときは、当該都道府県の包括する市町村又は特別区で当該広域連合を組織しないものの一部又は全部の区域を除いた区域を定めることができる。
- 3 広域連合の長は、広域連合の規約が定められ又は変更されたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(議会の議員及び長の選挙)

第二百九十一条の五 広域連合の議会の議員は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人（広域連合を組織する普通地

方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するものをいう。次項及び次条第八項において同じ。)が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

- 2 広域連合の長は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の規約で定めるところにより、広域連合の選挙人が投票により又は広域連合を組織する地方公共団体の長が投票によりこれを選挙する。

(直接請求)

第二百九十一条の六 前編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段を除く。）及び第二百五十二条の三十九（第十四項を除く。）の規定は、政令で特別の定めをするものを除くほか、広域連合の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定若しくは改廃、広域連合の事務の執行に関する監査、広域連合の議会の解散又は広域連合の議会の議員若しくは長その他広域連合の職員で政令で定めるものの解職の請求について準用する。この場合において、同章（第七十四条第一項を除く。）の規定中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、第七十四条第一項中「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）」とあるのは「広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十条第四項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区」とあるのは「広域連合（当該広域連合が、広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村及び指定都市の区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域

- 連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村及び指定都市の区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と、第二百五十二条の三十九第一項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（第五項前段において「請求権を有する者」という。）は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請するよう請求することができる。
 - 3 前項の規定による請求があつたときは、広域連合の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該請求に係る広域連合の規約を変更するよう要請しなければならない。この場合においては、当該要請をした旨を同項の代表者に通知しなければならない。
 - 4 前項の規定による要請があつたときは、広域連合を組織する地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようしなければならない。
 - 5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県）」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 6 第二百五十二条の三十八第一項、第二項及び第四項から第六項までの規定は、第一項において準用する第二百五十二条の三十九第一項の規定により第二百五十二条の二十

七第三項に規定する個別外部監査契約に基づく監査によることが求められた第一項において準用する第七十五条第一項の請求に係る事項についての第二百五十二条の二十九に規定する個別外部監査人の監査について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 7 政令で特別の定めをするものを除くほか、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、第一項において準用する第七十六条第三項の規定による解散の投票並びに第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票について準用する。
- 8 前項の投票は、政令で定めるところにより、広域連合の選挙人による選挙と同時にこれを行うことができる。

(広域計画)

第二百九十一条の七 広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない。

- 2 広域計画は、第二百九十一条の二第一項又は第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされたとき（変更されたときを含む。）その他これを変更することが適当であると認められるときは、変更することができる。
- 3 広域連合は、広域計画を変更しようとするときは、その議会の議決を経なければならない。
- 4 広域連合及び当該広域連合を組織する地方公共団体は、広域計画に基づいて、その事務を処理するようにしなければならない。
- 5 広域連合の長は、当該広域連合を組織する地方公共団体の事務の処理が広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときは、当該広域連合の議会の議決を経て、当該広域連合を組織する地方公共団体に対し、当該広域計画の実施に関し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 6 広域連合の長は、前項の規定による勧告を行ったときは、当該勧告を受けた地方公共団体に対し、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(協議会)

第二百九十一条の八 広域連合は、広域計画に定める事項を一体的かつ円滑に推進するため、広域連合の条例で、必要な協議を行うための協議会を置くことができる。

- 2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の協議会の運営に関し必要な事項は、広域連合の条例で定める。

(広域連合の分賦金)

第二百九十一条の九 第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる広域連合の経費の支弁の

方法として、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の分賦金に関して定める場合には、広域連合が作成する広域計画の実施のために必要な連絡調整及び広域計画に基づく総合的かつ計画的な事務の処理に資するため、当該広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的な指標に基づかなければならない。

- 2 前項の規定により定められた広域連合の規約に基づく地方公共団体の分賦金については、当該地方公共団体は、必要な予算上の措置をしなければならない。

(解散)

第二百九十一条の十 広域連合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、直ちにその旨を公表するとともに、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の許可をしたときは直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知し、前項の規定による報告を受けたときは直ちにその旨を国の関係行政機関の長に通知しなければならない。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十一条の十一 第二百八十四条第三項、第二百九十一条の三第一項及び第三項、前条第一項並びに第二百九十一条の十三において準用する第二百八十九条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(経費分賦等に関する異議)

第二百九十一条の十二 広域連合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。

- 2 第二百九十一条の三第四項の規定による広域連合の規約の変更のうち第二百九十一条の四第一項第九号に掲げる事項に係るものに関し不服があるときは、広域連合を組織する地方公共団体は、第二百九十一条の三第四項の規定による通知を受けた日から三十日以内に当該広域連合の長に異議を申し出ることができる。
- 3 広域連合の長は、第一項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つてこれを決定し、前項の規定による異議の申出があつたときは当該広域連合の議会に諮つて規約の変更その他必要な措置を執らなければならない。
- 4 広域連合の議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内にその意見を述べなければならない。

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

(数都道府県にわたる組合に関する特例)

第二百九十三条 市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十四条第二項及び第三項、第二百八十六条第一項本文、第二百九十一条の三第一項本文並びに第二百九十一条の十第一項の許可並びに第二百八十五条の二第一項の規定による勧告は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、総務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いてこれを行い、市町村及び特別区の組合で数都道府県にわたるものに係る第二百八十六条第二項、第二百八十八条並びに第二百九十一条の三第三項及び第四項の届出は、これらの規定にかかわらず、関係都道府県知事を経て総務大臣にこれをしてしなければならない。

(政令への委任)

第二百九十三条の二 この法律に規定するもののほか、地方公共団体の組合の規約に関する事項その他本章の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

資料 3-8 個別法に規定された共同処理の関係条文

1 「協議会」関係

【確認規程】

○消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号、平成十八年六月十四日法律第六十四号で追加）

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
- 二 消防本部の位置及び名称
- 三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

○港湾法（昭和二十五年五月三十一日法律第二百十八号、昭和四十八年七月十七日法律第五十四号で追加）

（港湾管理者の協議会の設置等）

第五十条の三 国土交通大臣は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について広域的且つ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要があると認めるときは、これらの港湾の港湾管理者に対し、港湾計画の作成、港湾の利用の方法、港湾の環境の整備その他の港湾の開発、利用及び保全に関する重要な事項について相互に連絡調整を図るため、協議により規約を定め、協議会を設けるべきことを勧告することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により勧告をしようとする場合において、その勧告が地方公共団体である港湾管理者に対するものであるときは、総務大臣に協議するものとする。

3 港湾管理者は、第一項の協議会の規約を定め、又は変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。

4 第一項の協議会で地方公共団体である港湾管理者が加入するものについては、地方自治法第二百五十二条の二第二項及び第六項、第二百五十二条の三、第二百五十二条の四第一項並びに第二百五十二条の六（同法第二百五十二条の二第二項に係る部分に限る。）

の規定の適用があるものとする。この場合において、当該協議会に港務局が加入するときには、当該港務局は、これらの規定の適用については普通地方公共団体とみなす。

- 5 地方自治法第二百五十二条の二第六項、第二百五十二条の三及び第二百五十二条の四第一項の規定は、第一項の協議会で港務局のみが加入するものについて準用する。

【義務規程】

○市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）

（合併協議会の設置）

第三条 市町村の合併をしようとする市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画（以下「合併市町村基本計画」という。）の作成その他市町村の合併に関する協議を行う協議会（以下「合併協議会」という。）を置くものとする。

第四条 略

- 2 前項の規定による請求があったときは、当該請求があった市町村（以下この条において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

第五条 略

2 「機関等の共同設置」関係

【確認規程】

○地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（固定資産評価員の設置）

第四百四条 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

- 2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。
- 3 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。
- 4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職

務を市町村長に行わせることができる。

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第七条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）十五万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号、平成十九年六月二十七日法律第九十七号で追加）

（市町村の教育行政の体制の整備及び充実）

第五十五条の二 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

○介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）

（共同設置の支援）

第十六条 都道府県は、認定審査会について地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、認定審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

○障害者自立支援法（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

（共同設置の支援）

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保され

るように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

3 「事務の委託」関係

【確認規程】

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第四十条 市町村は、前二条の規定によることを不可能又は不相当と認めるときは、小学校の設置に代え、学齢児童の全部又は一部の教育事務を、他の市町村又は前条の市町村の組合に委託することができる。

○消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号、平成十八年六月十四日法律六十四号で追加）

第四章 市町村の消防の広域化

（市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

○地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）【再掲】

（人事委員会又は公平委員会の設置）

第七条 都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市は、条例で人事委員会を置くものとする。

2 前項の指定都市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）十五万以上のもの及び特別区は、条例で人事委員会又は公平委員会を置くものとする。

3 人口十五万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。

4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して第八条第二項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

（競争試験及び選考）

第十八条 競争試験又は選考は、人事委員会が行うものとする。但し、人事委員会は、他の地方公共団体の機関との協定によりこれと共同して、又は国若しくは他の地方公共団体の機関との協定によりこれらの機関に委託して、競争試験又は選考を行うことができる。

2 人事委員会は、その定める職員の職について第二十一条第一項に規定する任用候補者

名簿がなく、且つ、人事行政の運営上必要であると認める場合においては、その職の競争試験又は選考に相当する国又は他の地方公共団体の競争試験又は選考に合格した者を、その職の選考に合格した者とみなすことができる。

○モーターボート競走法（昭和二十六年六月十八日法律第二百四十二号）

（競走の実施事務の委託）

第三条 施行者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事務を他の地方公共団体、第三十二条第一項に規定する競走実施機関（以下この章から第三章までにおいて単に「競走実施機関」という。）又は私人（第一号に掲げる事務にあつては、競走実施機関に限る。）に委託することができる。この場合においては、同号に掲げる事務であつて国土交通省令で定めるものは、一括して委託しなければならない。

- 一 競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターの競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に関する事務（以下「競技関係事務」という。）
- 二 舟券の発売又は第十五条及び第十六条の規定による払戻金若しくは第十八条第六項の規定による返還金の交付（以下「舟券の発売等」という。）に関する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、競走の実施に関する事務（国土交通省令で定めるものを除く。）

○災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

（災害時における事務の委託の手続の特例）

第六十九条 市町村は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該地方公共団体の長その他の執行機関にこれを管理し、及び執行させることができる。

○介護保険法（平成九年十二月十七日法律第二百二十三号）

（都道府県の援助等）

第三十八条 都道府県は、市町村が行う第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定による業務に関し、その設置する福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。）又は保健所による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うことができる。

- 2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務（第二十七条から第三十五条まで及び前条の規定により認定審査会が行う業務をいう。以下この条において同じ。）を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、都道府県介護認定審査会を置く。

- 3 第十五条及び第十七条の規定は、前項の都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第十五条中「市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 4 審査判定業務を都道府県に委託した市町村について第二十七条（第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）、第三十条、第三十二条（第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十三条の三及び第三十五条から前条までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「認定審査会」とあるのは、「都道府県介護認定審査会」とする。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年六月十八日法律第百十二号）

（事務の委託の手続の特例）

第十三条 都道府県は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を実施するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四及び第二百五十二条の十五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は都道府県知事等の権限に属する事務の一部を他の都道府県に委託して、当該他の都道府県の都道府県知事等にこれを管理し、及び執行させることができる。

○障害者自立支援法（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）

（都道府県による援助等）

第二十六条 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第十九条から第二十二条まで、第二十四条及び前条の規定による業務に関し、その設置する身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

- 2 地方自治法第二百五十二条の十四第一項の規定により市町村の委託を受けて審査判定業務（第二十一条（第二十四条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）並びに第二十二条第二項及び第三項（これらの規定を第二十四条第三項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により市町村審査会が行う業務をいう。以下この条及び第九十五条第二項第一号において同じ。）を行う都道府県に、当該審査判定業務を行わせるため、介護給付費等の支給に関する審査会（以下「都道府県審査会」という。）を置く。
- 3 第十六条及び第十八条の規定は、前項の都道府県審査会について準用する。この場合において、第十六条第二項中「市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 4 審査判定業務を都道府県に委託した市町村について第二十一条並びに第二十二条第二

項及び第三項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「市町村審査会」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

4 「一部事務組合・広域連合」関係

【確認規程】

○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第三十九条 市町村は、相当と認めるときは、前条の規定による事務の全部又は一部を処理するため、市町村の組合を設けることができる。

○児童福祉法（昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号）

第五十九条の二の七 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

○身体障害者福祉法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十三号）

（町村の一部事務組合等）

第四十三条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

○生活保護法（昭和二十五年五月四日法律第百四十四号）

（町村の一部事務組合等）

第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

○社会福祉法（昭和二十六年三月二十九日法律第四十五号）

（設置）

第十四条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）は、条例で、福祉に関する事務所を設置しなければならない。

2 都道府県及び市は、その区域（都道府県にあつては、市及び福祉に関する事務所を設ける町村の区域を除く。）をいずれかの福祉に関する事務所の所管区域としなければならない。

3 町村は、条例で、その区域を所管区域とする福祉に関する事務所を設置することができる。

- 4 町村は、必要がある場合には、地方自治法の規定により一部事務組合又は広域連合を設けて、前項の事務所を設置することができる。この場合には、当該一部事務組合又は広域連合内の町村の区域をもつて、事務所の所管区域とする。

○国土調査法（昭和二十六年六月一日法律第百八十号）

（特別地方公共団体に関する規定）

第三十三条 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区又は特別区長に適用する。

- 2 この法律中町村又は町村長に関する規定は、町村が設ける一部事務組合で国土調査に関する事務を共同処理するものがある場合においては、当該一部事務組合又はその管理者に適用する。

○地方公営企業法（昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号、昭和三十六年五月二二日法律第九十一号で追加）

（組織に関する特例）

第三十九条の二 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（これを企業団という。）の管理者の名称は、企業長とする。

- 2 企業団には、第七条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行なう。
- 3 企業長は、企業団の規約で別段の定めをしない限り、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、企業団を組織する地方公共団体の長が共同して任命するものとする。
- 4 第七条の二第二項及び第四項から第十項まで、地方自治法第百八十条の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十四条の規定は、企業長について準用する。この場合において、第七条の二第七項及び第八項中「地方公共団体の長は」とあるのは、前項に規定する方法により選任される企業長について準用する場合にあつては「企業団を組織する地方公共団体の長は、共同して」と、前項の別段の定めにより選任される企業長について準用する場合にあつては「企業団の規約で定める者は、その規約で定めるところにより」と読み替えるものとする。
- 5 企業団の監査委員の定数は、企業団の規約で定めるところにより二人又は一人とする。
- 6 前項の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。
- 7 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（以下「広域連合企業団」という。）に対する第七条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「管理者」とする。
- 8 企業団又は広域連合企業団の設置があつた場合における企業長の選任の時期その他必

要な事項は、政令で定める。

(財務に関する特例)

第三十九条の三 企業団又は広域連合企業団においては、地方公営企業の財務以外の財務についても、第十七条から第三十五条まで及び附則第二項の規定を適用する。

2 第十七条の二から第十八条の二までの規定は、企業団又は広域連合企業団を組織する地方公共団体の当該企業団又は広域連合企業団に対する経費の負担、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

3 前二項の規定は、第二条第二項又は第三項の規定により財務規定等が適用される企業の経営に関する事務を処理する一部事務組合又は広域連合に準用する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)
(設置)

第二条 都道府県、市(特別区を含む。以下同じ。)町村及び第二十三条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組合に関する特例)

○知的障害者福祉法(昭和三十五年三月三十一日法律第三十七号)

(町村の一部事務組合等)

第二十九条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

○児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)

(町村の一部事務組合等)

第三十三条の二 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

○老人福祉法(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

(町村の一部事務組合等)

第三十三条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

○特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年七月二日法律第百三十四号）
（町村の一部事務組合等）

第三十九条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

【義務規程】（広域連合のみ）

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和三十七年八月十七日法律第八十号）
（広域連合の設立）

第四十八条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

資料 3-9 参考文献リスト

【地方自治法解説】

- ・秋田周『実務地方自治法講座9 特別地方公共団体・広域行政』ぎょうせい、1990年
- ・太田和紀『地方自治法Ⅱ』青林書院、1998年
- ・鈴木俊一「改正地方自治法の概要」自治研究28巻9月臨時号（1952年）
- ・長野士郎「地方自治法改正について」自治時報（1952年）
- ・松本英昭『新版 逐条地方自治法 第6次改訂版』学陽書房、2011年
- ・宮澤弘・岸昌「改正地方自治法解説」自治研究28巻9月臨時号（1952年）

【広域連携・総括】

- ・総務省「地方公共団体間の事務の共同処理の状況調」（平成12年分～平成22年分）
- ・総務省「地方公共団体における事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」2009年
- ・第29次地方制度調査会「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」2009年
- ・(財)日本都市センター『基礎自治体の将来像を考える—多様な選択の時代に一』2009年
- ・(財)日本都市センター『基礎自治体の広域連携に関する調査研究報告書—転換期の広域行政・広域連携—』2011年
- ・横道清孝「広域行政の新展開に向けて」公営企業40巻12号（2009年）

【消防関連】

- ・坂口三公「消防通信指令センターの共同運用—四日市市・桑名市消防通信指令事務協議会—」都市とガバナンス15号（2011年）
- ・総務省「平成22年版 消防白書」（2010年）
- ・消防庁防災情報室 www.fdma.go.jp/ugoki/h1412/12-13.pdf（2012年1月2日アクセス）

【指導主事関連】

- ・上田一郎「指導主事の共同設置—滋賀県の事例から—」教育委員会月報14巻5号（1962年）

【介護保険関連】

- ・西村健一郎『社会保障法入門 [補訂版]』有斐閣、2010年
- ・村松岐夫『テキストブック地方自治 [第二版]』東洋経済新報社、2010年
- ・和田勝・稲川武宣・唐澤剛『介護保険の手引（平成23年度版）』ぎょうせい、2010年

協議会・機関等の共同設置・事務の委託に新しい光を当てて

2012年3月 発行

編集・発行 財団法人 日本都市センター
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-1
T E L 03-5216-8771
E-mail labo@toshi.or.jp
U R L <http://www.toshi.or.jp>

印 刷 株式会社 中広
〒105-0004 東京都港区新橋6-14-5
T E L 03-3434-8448

ISBN978-4-904619-35-3 C3031 ¥2000E



9784904619346



1923031020009

ISBN978-4-904619-35-3 C3031 ¥2000E

定価2,100円 (本体価格2,000円)